鯖江市地域防災計画

［ 震災対策編 ］

目　次

第１章　総則

第１節　策定方針 1
第２節　防災関係機関の事務または業務の大綱 3
第３節　市の概況 12
第４節　地震被害想定 13

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識普及計画 15
第２節　自主防災組織育成計画 18
第３節　ボランティア活動支援計画 21
第４節　避難対策計画 22
第５節　防災訓練計画 27
第６節　要配慮者震災予防計画 29
第７節　医療救護予防計画 36
第８節　地震に強いまちづくり計画 37
第９節　火災予防計画 39
第 10 節　土砂災害防止計画 40
第 11 節　浸水予防計画 42
第 12 節　建築物災害予防計画 43
第 13 節　交通施設災害予防計画 44
第 14 節　通信および放送施設災害予防計画 46
第 15 節　電力施設災害予防計画 48
第 16 節　ガス施設災害予防計画 50
第 17 節　上水道・下水道施設災害予防計画 51
第 18 節　危険物施設等災害予防計画 53
第 19 節　積雪時の地震災害予防計画 54
第 20 節　広域的相互応援体制整備計画 56
第 21 節　交通輸送体系整備計画 57
第 22 節　緊急事態管理体制整備計画 58

第３章　災害応急対策計画

第１節　応急活動体制計画 63
第２節　広域的応援対応計画 68
第３節　自衛隊災害派遣要請計画 71

第４節　ボランティア受入れ計画 75
第５節　地震に関する情報等の伝達計画 78
第６節　災害情報収集伝達計画 82
第７節　通信運用計画 86
第８節　広報計画 88
第９節　避難計画 92
第 10 節　被災者の救出計画 100
第 11 節　要配慮者応急対策計画 102
第 12 節　医療救護計画 104
第 13 節　消防応急対策計画 108
第 14 節　航空防災活動計画 111
第 15 節　土砂災害応急対策計画 113
第 16 節　水防活動計画 114
第 17 節　災害警備計画 115
第 18 節　飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画 119
第 19 節　緊急輸送計画 127
第 20 節　交通施設応急対策計画 131
第 21 節　電力施設応急対策計画 136
第 22 節　ガス施設応急対策計画 138
第 23 節　通信および放送施設応急対策計画 140
第 24 節　上水道・下水道施設応急対策計画 142
第 25 節　危険物施設等応急対策計画 145
第 26 節　住宅応急対策計画 147
第 27 節　廃棄物処理計画 151
第 28 節　防疫、食品衛生計画 154
第 29 節　遺体の捜索、処理、埋葬計画 159
第 30 節　文教対策計画 161
第 31 節　災害救助法の適用計画 165

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設の災害復旧計画 172
第２節　激甚災害の指定計画 174
第３節　民生安定計画 178
第４節　経済秩序安定計画 183
第５節　復興計画 185

第１章　総　則

第１節　策定方針

第１　防災計画の目的

鯖江市地域防災計画は、市民の生命と財産を災害から守るため災対法（昭和 36 年法律第 223 号（以下、「災対法」という。）第 42 条の規定に基づき、鯖江市の地域に係る災害対策について、災害予防、災害応急対策および災害復旧・復興に関する事項を定め、市、県、指定地方行政機関、指定公共機関等が防災活動を総合的・計画的に実施することにより防災の万全を期するとともに社会秩序の維持および公共の福祉に資することを目的とする。

第２　防災計画の基本

１　地域防災計画の概要

鯖江市地域防災計画は本編、震災対策編および原子力災害対策編からなる。

［地域防災計画の関係図］

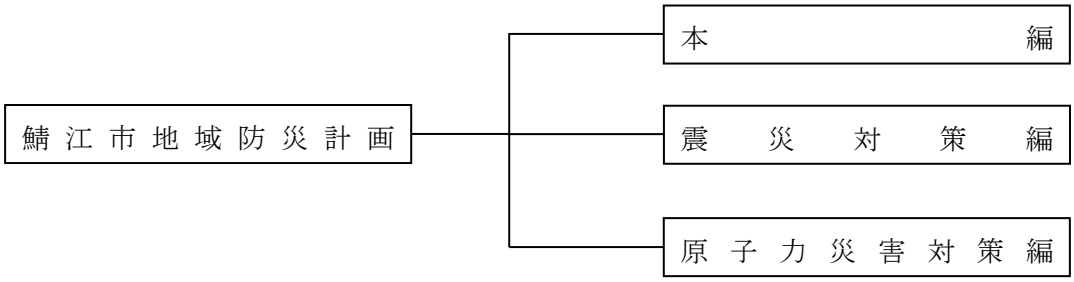

２　計画の構成

この計画は、地域内において過去に発生した災害の状況およびこれに要した諸対策を基礎資料とし、次の事項について定めたものである。

(1)　総則

市、県、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関、その他防災上重要な施設の管理者の処理すべき事務または業務の大綱

(2)　災害予防計画

災害発生未然防止と被害の軽減を図るための処置、防災訓練および一般住民への防災知識普及についての計画

(3)　災害応急対策計画

災害が発生した場合に災害の発生を防ぎょし、または災害の拡大を防止するための処置についての計画

(4)　災害復旧・復興計画

災害の復旧にあたっての各種援護措置および公共施設復旧の計画

第３　防災計画の周知徹底

この計画は、防災関係機関に対して周知徹底するとともに、市民に対しては必要と認められるものについて周知を図る。

また、各防災関係機関はこの計画の趣旨に則り、防災に対する教育訓練等を実施しこの計画の習熟に努め、万全を図る。

第４　計画の効果的な推進

１　減災の考え方に基づいた展開

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方に基づき、災害による人的被害、経済被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、住民の自覚に根ざした自助、地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を行う市民運動の展開に努める。

２　要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立

市は、男女双方や、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）の視点に配慮した防災を進めるため、防災の現場における要配慮者の視点に配慮した防災体制の確立に努める。

第５　計画の修正

この計画は、災対法第 42 条に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正する。各防災関係機関は、当該事項について修正を必要とする場合は、鯖江市防災会議に提出する。

第２節　防災関係機関の事務または業務の大綱

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関等が処理すべき事務または業務は、概ね次のとおりとする。

第１　鯖江市

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
１　鯖　江　市	１　鯖江市防災会議に関する事務 ２　防災に関する施設、組織の整備 ３　防災上必要な教育および訓練 ４　防災思想の普及 ５　災害に関する被害の調査、報告と情報の収集 ６　災害の予防と拡大防止 ７　救難、救助、防疫等被害者の救護 ８　災害応急対策および災害復旧資材の確保 ９　災害対策要員の動員、借上 10　災害時における交通、輸送の確保 11　災害時における文教対策 12　被災施設の復旧 13　被災市営施設の応急対策 14　管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整 15　義援金、義援物資の受入れおよび配分
２　鯖江・丹生消防組合 消防本部 （消防署・消防団）	１　災害の予防、警戒、鎮圧および住民の生命、身体および財産の保護 ２　風水火災、地震等の災害による被害の軽減
３　鯖江広域衛生施設組合	１　災害時におけるごみおよびし尿等の処理

第２　福井県

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
１　福　井　県	１　福井県防災会議に関する事務 ２　防災に関する施設、組織の整備 ３　防災上必要な教育および訓練 ４　防災思想の普及 ５　災害に関する被害の調査報告と情報の収集 ６　災害の予防と拡大防止 ７　救難、救助、防疫等被災者の救護 ８　災害応急対策および災害復旧資材の確保と物価の安定 ９　災害時における交通、輸送の確保 10　災害時における文教対策 11　災害時における公安警備 12　被災産業に対する融資等の対策 13　被災施設の復旧 14　被災県営施設の応急対策 15　災害に関する行政機関、公共機関、市町相互間の連絡調整 16　市町が処理する事務、業務の指導、指示、斡旋 17　義援金、義援物資の受入れおよび配分
２　丹南健康福祉センター	１　災害時における防疫、救護等の実施 ２　災害時における公衆衛生の向上、増進
３　丹南土木事務所 鯖江・丹生土木部	１　道路、河川、砂防および防災施設の維持管理 ２　被災施設の復旧
４　鯖江警察署	１　災害情報収集 ２　周辺住民および一時滞在者への情報伝達 ３　避難誘導 ４　避難路、緊急交通路の確保等交通規制 ５　救出救助 ６　緊急輸送の支援 ７　行方不明者の捜索 ８　検視および身元確認 ９　犯罪の予防および社会秩序の維持 10　広報活動

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
5　丹南農林総合事務所	1　農地、農業施設の防災指導 2　農地、農業施設の災害応急対策の指導 3　農作物の災害応急対策の指導 4　治山、林道整備 5　林産物の防災指導
6　広野・桝谷ダム 統合管理事務所	1　洪水調節 2　放流に関する通報
7　福井県税事務所	1　災害時における県税の特別処置

第３　指定地方行政機関

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
１　中部管区警察局 （福井県情報通信部）	１　管区内各県警察の指導・調整 ２　他管区警察局との連携 ３　関係機関との協力 ４　情報の収集および連絡 ５　警察通信の運用
２　北陸財務局 （福井財務事務所）	１　公共土木施設等の災害復旧事業費査定の立会 ２　地方公共団体に対する災害復旧事業債および地方短期資金（災害つなぎ資金）の貸付 ３　災害時における金融機関の緊急措置の指示 ４　災害応急措置の用に供する国有地の無償貸付 ５　避難場所等として利用可能な国有財産（未利用地、庁舎、宿舎）の情報収集および情報提供
３　北陸農政局 （福井県拠点）	１　国営農業用施設等の整備と防災管理 ２　国営農業用施設の災害復旧 ３　農地および施設の災害対策に関する県および国との連絡調整 ４　農地および農業施設の緊急査定 ５　災害時における米穀および応急食料等の確保と引渡しに関する県および本省との連絡調整
４　近畿中国森林管理局 （福井森林管理署）	１　国有保安林、治山施設等の整備 ２　国有林における予防治山施設による災害予防 ３　国有林における荒廃地の復旧 ４　災害対策用復旧用材の供給 ５　林野火災の予防
５　中部運輸局 （福井運輸支局）	１　災害時における自動車運送事業者に対する運送協力要請 ２　災害時における自動車の調達および被災者、災害必需物資などの運送調整 ３　災害による不通区間におけるう回輸送、代替運送等の指導 ４　所轄する交通施設および設備の整備についての指導 ５　災害時における所管事業に関する情報の収集および伝達 ６　特に必要があると認める場合の輸送命令

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
6　東京管区気象台 （福井地方気象台）	1　気象、地象、水象の観測およびその成果の収集、発表を行う。 2　気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）、水象の予報および警報･注意報、台風、大雨および竜巻等突風に関する情報等を適時・的確に防災機関に伝達するとともに、これらの機関や報道機関を通じて住民に周知できるよう努める。 3　災害の発生が予想されるときや災害発生時において、市または県に対して気象状況の推移やその予想の解説等を適宜行う。 4　市または県、その他の防災関係機関と連携し、防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発活動に努める。
7　北陸総合通信局	1　電波の監理および有線電気通信の確保 2　災害時における非常通信の確保
8　福井労働局 （武生労働基準監督署）	1　事業場における災害防止の監督指導 2　事業場における発生災害の原因調査と事故対策の指導
9　福井労働局 （武生公共職業安定所）	1　災害時における一般労働者の供給
10　近畿地方整備局 （福井河川国道事務所）	1　直轄公共土木施設の整備と防災管理 2　直轄公共土木施設の災害の発生防ぎょと拡大防止 3　国管理河川の洪水予報、水防警報等の発表、伝達と水害応急対策 4　直轄公共土木施設の災害復旧 5　緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）等による緊急を要すると認められる場合の災害緊急対応の実施

第４　自衛隊

機　関　名	処 理 す べ き 事 務 ま た は 業 務 の 大 綱
自　衛　隊	1　災害時における人命、財産の保護のための部隊の派遣

第５　指定公共機関および指定地方公共機関

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
1　電気通信関係機関 ・ＮＴＴ西日本（株） （福井支店） ・(株)ＮＴＴドコモ ・ＫＤＤＩ（株） ・ソフトバンク（株） ・楽天モバイル（株）	1　電気通信施設の整備および防災管理 2　災害時における優先通信の確保 3　被災通信施設の復旧
2　日本赤十字社 （福井県支部）	1　災害時における被災者の医療救護 2　災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 3　義援金の受付 4　支部備蓄の救援物資の配分 5　災害時の血液製剤の供給
3　北陸電力(株) 北陸電力送配電(株)	1　施設の整備と防災管理 2　災害時における電力供給の確保 3　災害対策の実施と被災施設の復旧
4　鉄道軌道機関 ・西日本旅客鉄道(株)金沢支社 ・福井鉄道(株) ・(株)ハピラインふくい	1　施設等の整備および安全輸送の確保 2　災害時における輸送の確保 3　災害対策用物資、被災者等の緊急輸送 4　被災施設の復旧
5　日本通運(株) （北陸支店福井物流課）	1　安全輸送の確保 2　災害対策用物資等の輸送 3　転落車両の救出等
6　中日本高速道路(株) 金沢支社 （福井保全・ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ）	1　道路および防災施設の維持管理 2　被害施設の復旧 3　交通安全の確保
7　日本郵便(株)北陸支社 （鯖江郵便局）	1　災害時における郵便業務の確保 2　災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策 3　災害時における郵便局の窓口業務の維持

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
8　日本銀行（福井事務所）	1　災害時における現地金融機関の指導 2　災害時における金融機関による金融上の措置の実施 3　災害時における損傷通貨の引き換え
9　土地改良区	1　土地改良事業によって造成された施設の維持管理 2　災害復旧事業、湛水防除事業、各種防災事業の調査および測量設計業務
10　報道機関 ・日本放送協会（福井放送局） ・福井放送(株) ・福井テレビジョン放送(株) ・福井エフエム放送(株) ・(株)福井新聞社 ・(株)日刊県民福井	1　市民への防災知識の普及および予警報等の迅速な周知 2　市民に対する災害応急対策等の周知 3　社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
11　福井県医師会	1　災害時における医療救護活動の実施

第６　公共的団体その他防災上重要な施設の管理者

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
1　福井県農業協同組合	1　市が行う被害状況調査および応急対策の協力 2　農作物の災害応急対策の指導 3　被災農家に対する融資、斡旋 4　農業生産資材および農家生活資材の確保、斡旋 5　農作物の需給調整
2　南越森林組合	1　市が行う被害状況調査その他応急対策の協力 2　被災組合員に対する融資またはその斡旋
3　鯖江商工会議所	1　商工業者に対する融資斡旋実施 2　災害時における中央資金源の導入 3　物価安定についての協力 4　救助用物資、復旧資材の確保、協力、斡旋
4　医療機関	1　避難施設の整備と避難訓練の実施 2　災害時における病人等の収容および保護 3　災害時における負傷者等の医療、助産救助
5　社会福祉施設	1　避難施設の整備と避難訓練の実施 2　災害時における収容者の保護 3　指定福祉避難所指定への協力
6　鯖江市社会福祉協議会	1　要配慮者の収容 2　災害ボランティアセンターの運営 3　義援金の受付
7　こしの都ネットワーク(株)	1　市民への防災知識の普及および予警報等の迅速な周知 2　市民に対する災害応急対策等の周知 3　社会事業団等による義援金品の募集、配分等の協力
8　福井県国際交流協会	1　外国人の対応 2　多言語支援センターの設置
9　金融機関	1　被災事業者等に対する資金の融資
10　公共的輸送機関 ・福井県トラック協会丹南支部	1　安全輸送の確保 2　災害対策用物資等の輸送
11　危険物関係施設の管理者	1　危険物施設の防護施設の設置 2　安全管理の徹底

機　関　名	処理すべき事務または業務の大綱
12　保育園、幼稚園、 小学校、中学校、高校	1　避難施設の整備および避難訓練の実施 2　被災時における応急教育対策計画の確立と実施
13　自主防災組織	1　町内における防災啓蒙活動の実施 2　自主防災組織等の充実・強化と訓練の実施 3　災害時における避難誘導と市の応急対策等の協力 4　救難、救助等被災者の救護

第７　防災関係機関の協力事項

1　各関係機関は、次の事項について相互に通報、連絡または報告するよう努める。

(1)　気象に関する情報

(2)　災害に関する情報

(3)　住民からの通報のうち防災に関するもの

(4)　住民への高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

(5)　住民の生命および財産に関する被害状況

(6)　各機関の職員の出勤状況

(7)　住民に対する広報活動

2　各機関は、防災上特に必要があるときは、次の事項にそれぞれ協力する。

(1)　職員の派遣

(2)　車両等資機材の貸与または提供

(3)　各種資料の提供

(4)　その他必要なもの

第８　各機関の連携

災害対策の実施にあたっては、市、県、国、他の市町、指定地方公共機関および指定公共機関はそれぞれの機能を果たすべき役割を的確に実施し、相互に密接に連携を図る。

第３節　市の概況

第１　自然的条件

鯖江市は、福井県嶺北地方のほぼ中央にあって、北は福井市、南は越前市と隣接している。東西約 19.2 ㎞、南北約 8.3 ㎞にわたり面積は 84.59㎢ である。市のやや西部を日野川が南北に流れ、東方に河和田川が鞍谷川と合流し、浅水川に流れている。東方は三方が山地に囲まれ盆地状の平地となっているが、他はほとんど平坦部に属し越前平野の一部をなしている。

第２　社会的条件

１　人口

本市が市制を施行した昭和 30 年の人口は４万人をわずかに超えるものであったが、その後順調な伸びをみせ、昭和 60 年には６万人を突破し、平成 31 年にピークを迎えたが、その後若干の減少傾向に転じ、令和 2 年においては 68,302 人となっている。

２　産業人口

本市産業人口を産業別従業者数構成でみると、令和 2 年 10 月実施の国勢調査結果において、第１次産業 1.5％、第２次産業 40.1％、第３次産業 58.3％となっている。

第４節　地震被害想定

第１　地震想定の考え方

被害想定については、県が設定した市町ごとの予測値を採用する。

県では、平成７・８年度に福井地震および敦賀市付近を震源とする地震を想定し、地震被害予測調査を実施した。

その後、国の地震調査研究推進本部が平成 21 年７月に全国の主要活断層の評価を公表した。公表された活断層のうち、県内および周辺地域の直下で発生し、嶺北地域と嶺南地域にそれぞれ最も大きな影響を与える地震の原因となる断層を想定し、平成 22・23 年度にあらためて地震被害予測調査を実施した。

第２　平成７・８年度地震被害予測調査に基づく被害想定

１　想定断層

(1)　福井地震　(1948 年M＝7.1／断層長さ約 26 ㎞)：嶺北地域に影響

(2)　敦賀断層地震（ 想 定 M＝7.2／断層長さ約 25 ㎞)：嶺南地域に影響

２　震度分布

(1)　福井地震の最大震度は７で、福井市、坂井市、あわら市に分布。

(2)　敦賀断層地震の最大震度は７で、敦賀市に集中。

３　被害の概要　（出典：福井県地震被害予測調査結果　平成８年５月）

想定地震		福井地震			敦賀断層		
震度分布		５～６			４～５		
液状化危険度分布		日野川流域において可能性が高い。そのうち、一部地域で極めて高い。			市東部の一部地域で可能性が高い。		
建築物被害	構造種別	木造	ＲＣ造	Ｓ造	木造	ＲＣ造	Ｓ造
	現況（棟）	26,936	999	6,631	26,936	999	6,631
	大破数（棟）	9,972	76	782	716	4	77
	大破率（%）	37.0	7.6	11.8	2.7	0.4	1.2
	中破数（棟）	6,019	55	598	5,338	2	68
	中破率（%）	22.3	5.5	9.0	19.8	0.2	1.0
	中破以上数（棟）	15,991	131	1,380	6,054	6	145
	中破以上率（%）	59.4	13.1	20.8	22.5	0.6	2.2
季節・時刻の条件		冬（17～18 時）		春秋（15～16 時）	冬（17～18 時）		春秋（15～16 時）
火災被害	延焼出火点数	134		48	1		0
	焼失率（%）	5.8		4.4	0.0		0.0
	焼失棟数	1,567		1,190	1		0
人的被害	死者（人）	445		410	2		2
	負傷者（人）	2,711		2,571	78		78
	罹災者（人）	18,271		17,760	314		314
	避難者（人）	32,480		31,970	7,052		7,052

※１　焼失率は木造棟数に対する割合とした。

※２　津波は特定の地震を対象とせず、波の高さを 2.5ｍと想定した。

第３　平成２２・２３年度地震被害予測調査結果に基づく被害想定

１　想定断層

(1)　福井平野東縁断層帯（想定M＝7.6／断層長さ約 45 ㎞）：嶺北地域に影響

(2)　浦底－柳ヶ瀬山断層帯（想定M＝7.2／断層長さ約 25 ㎞）：嶺南地域に影響

２　震度分布

(1)　福井平野東縁断層帯地震の最大震度は７で、福井市、坂井市、あわら市、永平寺町に分布。

(2)　浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震の最大震度は７で、敦賀市に集中。

３　被害の概要

想定地震		福井平野東縁断層帯地震			浦底－柳ヶ瀬山断層帯地震		
震度分布		５弱～６強			５弱～６弱		
液状化危険度分布		日野川流域において可能性が高い。そのうち、一部地域で非常に高い。			市東部の一部地域で可能性が非常に高い。		
建築物被害	構造種別	木造	ＲＣ造	Ｓ造	木造	ＲＣ造	Ｓ造
	現況（棟）	25,807	1,342	4,836	25,807	1,342	4,836
	全壊数（棟）	77	4	30	77	4	45
	全壊率（%）	0.3	0.3	0.6	0.3	0.3	0.9
	半壊数（棟）	476	11	67	1,350	19	127
	半壊率（%）	1.8	0.8	1.3	5.2	1.4	2.6
	半壊以上数（棟）	553	15	97	1,427	23	172
	半壊以上率（%）	2.1	1.1	2.0	5.5	1.7	3.6
季節・時刻の条件		冬（5 時）	秋（15 時）	冬（18 時）	冬（5 時）	秋（15 時）	冬（18 時）
火災被害	延焼出火点数	0	0	0	0	0	0
	焼失率（%）	0	0	0	0	0	0
	焼失棟数	0	0	0	0	0	0
人的被害	死者（人）	4	4	4	5	4	5
	負傷者（人）	85	73	66	195	158	162
	避難者（人）	3,454			6,490		

※　各項目の被害が最大となるケースを記載。なお、被害の想定は一定の条件（震度、季節、時間など）を設定し、過去の地震災害の経験をもとに推計した結果であり、震度や気象条件が異なれば当然異なった予測値となるので、その前提のもとに取り扱う必要がある。

第２章　災害予防計画

第１節　防災知識普及計画

第１　計画の方針

防災業務に従事する関係職員および地域住民に対し、防災に関する教育、広報を実施し、防災知識の普及を図る。

第２　防災知識の普及

1　市民に対する防災知識の普及

市は、市民の防災意識の高揚を図るため、各種の手法を活用した教材、マニュアルを作成するほか、市民に対する社会教育などを通じて、地震に対する関心を高め、防災知識を普及させる。地震による人的被害を減らすには、避難行動が基本であることから、地震後のとるべき行動等の啓発活動を住民等に対して行う。

また、市民などの防災意識の向上および防災対策に係る地域の合意形成の促進のため、防災に関する様々な動向や各種データの発信を行う。

(1)　普及の方法

ア　市の広報媒体の活用

イ　講習会、講演会、実地研修等の開催（要配慮者にも十分配慮する。）

ウ　災害時サポートガイド等の配布による広報

エ　報道機関を通じた広報

オ　防災訓練の実施

カ　防災知識啓発行事の開催

キ　市民、県民運動としての地域的取り組みの推進

ク　SNS 等を活用した情報発信

(2)　普及の内容

ア　地震に関する一般知識

イ　平時の心得

(ｱ)　「自らの身の安全は、自らが守る」（非常持出品の準備）

(ｲ)　最低３日間、推奨１週間分の水・食料・簡易トイレ・トイレットペーパーなどの備蓄やローリングストックの実施

(ｳ)　給水用の 10 リットル～20 リットル入りポリ容器の準備

(ｴ)　負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・ブロック塀等の転倒防止対策

(ｵ)　保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え

(ｶ)　地震発生時の心得

(ｷ)　様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で地震発生時にとるべき行動

(ｸ)　災害時の家族内の連絡体制の整備

ウ　飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備

エ　緊急避難場所、避難所での行動

オ　緊急地震速報のしくみと利用の心得

カ　各機関の震災対策

キ　地震災害事例

ク　市や県における被害想定

ケ　その他必要な事項

2　防災関係職員の防災研修

市は、防災業務に従事する職員に対し、震災時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期するため、専門家の知見を活用するほか、次により防災研修の徹底を図る。

研修の方法	ア　講習会、講演会等の開催 イ　見学、現地調査等の実施 ウ　防災活動手引書等の配布 エ　訓練による実践的研修
研修の内容	ア　市地域防災計画およびこれに伴う各機関の防災体制と任務分担 イ　非常参集の方法 ウ　災害の特性 エ　防災知識の技術 オ　防災関係法令の運用 カ　その他必要となる事項

3　学校における防災教育

(1)　市は、学校における体系的な防災教育に関する指導内容の整理、防災教育のための指導時間の確保など、防災に関する教育の充実に努める。

(2)　鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防団員による体験的・実践的な防災教育の推進に努める。

(3)　市は、児童生徒に対しての防災教育を推進し、防災知識の普及啓発、実践的な行動力の修得等を図る。

ア　学校教育における防災知識の指導

イ　防災訓練の実施

ウ　学校行事等における指導

(4)　市は、教職員に対して防災に関する知識の普及を図るとともに、応急時における処置方法を研修する。

また、学校において、外部の専門家や保護者等の協力の下、防災に関する計画やマニュアル

の策定が行われるよう促す。

4　防災上重要な施設の管理者等の防災教育

防災関係機関は、防災上重要な施設や危険物を有する施設等の管理者に対して、施設の耐震化の促進や地震発生時の防災教育を実施する。

5　要配慮者に対する防災知識の普及

要配慮者に対する防災知識の普及については、本章第７節「要配慮者震災予防計画」による。

第３　災害教訓の伝承

1　市民は自ら災害教訓の伝承に努める。

2　市および県は、災害教訓の伝承の必要性について啓発を行う。

3　大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集、保存、公開等により市民が災害教訓を伝承する取組みを支援する。

第４　地震保険の普及・促進

市および県は、家屋や施設園芸用施設等が被災した場合、復旧に要する費用が多額になるおそれがあることから、被災時に一定の補償が得られるよう、住民の地震保険・共済や農業保険への加入の促進に努める。

第２節　自主防災組織育成計画

第１　計画の方針

地域住民で組織する自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に実施されるよう自主防災体制の確立を図る。

第２　自主防災組織

１　平時の活動

(1)　防災関係機関と住民との間で災害情報を正確かつ迅速に伝えられるシステムの確立

(2)　防災意識の普及啓発

(3)　防災訓練（避難誘導、初期消火、情報収集伝達、救出救護、避難誘導等）の実施

(4)　火気使用設備器具等の点検を指導

(5)　防災用資機材等の早急な整備および点検の実施

(6)　住民が非常食・救急医薬品等を備蓄するよう指導

(7)　住民参加のもとで地域ぐるみの安全点検の実施（市内防災点検の日）

(8)　避難路および避難場所の確認

(9)　要配慮者の把握

２　災害発生時の活動

(1)　地域内の被害状況および必要な情報を収集し、市などに通報

(2)　防災関係機関からの災害に関する情報を地域住民に伝達

(3)　被災者の救出救護

(4)　各家庭に対し、出火防止の呼びかけ

(5)　出火した場合の初期消火

(6)　要配慮者を含む地域住民の避難誘導

(7)　その他、防災関係機関の行う応急対策活動に協力

３　市の措置

(1)　市は、さまざまな機会をとらえて自主防災組織の組織づくりを推進する。

(2)　市は、自主防災に関する認識を深め、自主防災組織を充実するために、研修会を開催し、活動の中心となる防災リーダーを育成する。

(3)　自主防災組織の災害発生時の初期活動を迅速・効果的に行うため、必要な防災資機材の助成を行う。

(4)　市は、各町内において自主防災組織の必要性および災害時の自助・共助・協働の重要性について、出前講座等を開催する。

第３　事業所等における防災活動の推進

１　活動内容

事業所等は、実状に応じた防災計画に基づき、効果的な防災活動を行うよう努める。

また、生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生を十分に考慮

し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（ＢＣＰ）を策定に努める。また、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

(1)　平時の活動

ア　防災関係機関と事業所等の間で災害情報を正確かつ迅速に伝えるシステムを確立と地域との連携の強化

イ　従業員等に対し、防災教育の実施

ウ　防災訓練の実施

エ　火気使用設備器具等の点検

オ　消防用設備等の整備、点検

(2)　災害発生時の活動

ア　事業所内で災害が発生した場合は直ちに防災関係機関に通報する

イ　地域における防災活動に積極的に協力する

ウ　火災が発生した場合は、初期消火活動を行う

エ　避難誘導措置をとる

オ　負傷者の救出救護にあたる

カ　その他、防災関係機関の行う応急対策活動への協力

２　市の措置

(1)　特定の危険物等を取り扱う事業所および多数の者が利用する施設等については、消防法により消防計画を作成し、自衛消防組織を設置することが義務付けられているが、それ以外の組織についても自衛消防組織の設置を推進するため、市は指導に努める。

(2)　市は、事業者等が組織する自衛消防組織の組織率向上や事業者等の事業継続計画（ＢＣＰ）策定に向けて、商工団体、事業者団体、地域団体等を通じた指導や広報を推進するとともに、活動の活性化のため、リーダーの育成等に努める。

第４　自主防災組織と自衛消防組織の連携

市は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的に防災活動が実施できるよう体制づくりを進める。

第５　地区防災計画の作成

１　作成

市内における各地区の住民および事業所を有する事業者は、地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努める。

この場合、必要に応じて、地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行う。

2　地区防災計画の位置づけ

市は、本計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民および当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、地域防災計画に地区防災計画を定める。

第３節　ボランティア活動支援計画

第１　計画の方針

市は、災害時には、行政や関係機関による防災活動だけでなく、地域住民や地域外からのボランティアによる各種の活動が重要であることから、その確保と活動の活性化、円滑化を図るため、ボランティア意識の普及啓発や各種講座の開催、既存のボランティアの活用等を推進する。

第２　既存ボランティアの活用

１　既存ボランティアの活用

市は、災害時のボランティアの確保とボランティア活動への参加の促進のため、登録または組織化されている既存の各種のボランティア団体に対し、災害時におけるボランティア活動の参画を働きかけるとともに、広報や普及啓発活動等により福井県社会貢献活動支援ネットへの登録者の増加を図る。

２　災害ボランティア活動の促進

市は、企業や各種団体に対して、災害ボランティア活動の参加を呼びかけるとともに、ボランティアセンターの活用と外国人通訳も視野にいれた対応を図る。

第３　リーダー、コーディネーター等の養成

市は、ボランティア活動のリーダー、コーディネーター、アドバイザーの養成等を県と連絡して行うほか、ボランティア希望者に対する講座開催の情報提供等によりグループづくりの支援を行う。

第４　災害時支援ボランティアの活動運営・広域応援（派遣・受入れ）体制の整備

１　環境整備

市および市社会福祉協議会は、災害時にボランティア活動が円滑に実施されるよう、ボランティア自身による自主的な活動運営の環境を整備するとともに、他地域との連携を図る。

２　応援、調整組織に対する支援

市は、災害支援のボランティアの活動を円滑化するために、行政とボランティア団体が協働して活動を調整することが望ましいため、防災活動拠点基地にボランティアセンター等を設置するとともに、活動が円滑に行われるよう環境整備を進める。

３　広域応援体制の整備

市は、災害時のボランティア活動を円滑に立ち上げて、実施するためには、ボランティアの斡旋や隣接の場合のサポートも含め、あらかじめ相互に可能な事項を確認して、市町相互による広域的な応援協定や遠隔地との応援体制を整備する。

４　災害ボランティアセンター

市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るためこの計画等において、災害ボランティアセンターの運営者である鯖江市社会福祉協議会と「鯖江市災害ボランティアセンター連絡会」を開催し、平時から役割分担等を定めるよう努める。

第４節　避難対策計画

第１　計画の方針

地震から人命の安全を守るため、避難路の点検、災害から一時的に難を逃れる緊急時の避難場所および被災者が一定期間避難生活を送るための避難所の指定を行い、震災時における迅速かつ適切な避難誘導を行う体制の整備を図る。

第２　指定緊急避難場所

１　指定緊急避難場所の指定

(1)　市は、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全確保のため、災害ごとに以下の基準を満たした場所を、指定緊急避難場所として指定し、住民に対して周知徹底を図る。

ア　被災が想定されない安全区域内に立地する施設等、または安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する場所または施設

イ　災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有する施設

ウ　都市公園等のオープンスペース、ただし、地震火災の輻射熱に対して安全な空間であること

(2)　地域住民に対し、必要に応じて避難場所の開錠・開設を自主防災組織で担う等、円滑な避難のため、自主防災組織等の地域のコミュニティを活かした避難活動を促進する。

(3)　市は、災害の想定等により必要に応じて、近隣の市町の協力を得て、指定緊急避難場所を近隣市町に設ける。

２　指定緊急避難場所に関する通知等

(1)　市は、指定緊急避難場所を指定した場合、県に通知するとともに、公示を行う。

(2)　市は、指定緊急避難場所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなった場合指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

(3)　指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市に届出を行う。

３　住民への周知

(1)　市は、平時から防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布等により指定緊急避難場所の住民への周知徹底に努める。

(2)　市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害に対応した避難場所であるかを示し、記号を使った避難場所標識の見方に関する周知に努める。

第３　指定避難所

１　避難所の指定および周知

(1)　市は、円滑な救援活動を実施し、避難者の一定の生活環境を確保するため、政令で定める基準に適合する学校や公民館等の公共施設等を指定避難所としてあらかじめ指定する。

(2)　市は、平時から防災訓練の実施やハザードマップの作成・配布、看板等の設置等により指定

避難所の住民への周知徹底に努める。

(3)　市は、災害時に指定避難所の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段の整備に努める。

2　指定緊急避難場所を指定避難所としての活用

指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができる。指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについては、日頃から住民等への周知徹底に努める。

3　学校施設における指定避難所について

学校を避難所として指定する場合は、学校が教育活動の場であることに配慮し、避難所としての機能が応急的なものであることを認識の上、教育委員会等の関係者と調整を図る。

4　避難所における感染症対策の検討

市は、感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時からホテルや旅館等の活用等を含めて検討を行う。

5　指定避難所に関する通知等

(1)　市は、指定避難所を指定したときは、県に通知し、公示を行う。

(2)　指定避難所の管理者は、当該指定避難所を廃止し、または重要な変更を加えようとするときは、市に届出を行う。

(3)　市は、指定避難所が廃止され、または政令で定める基準に適合しなくなったときは指定を取消し、県に通知するとともに、公示を行う。

6　避難所の備蓄

(1)　市は、指定避難所またはその近傍に備蓄施設を確保し、食料、飲料水、マスク、消毒液、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資の備蓄に努める。

(2)　市は、避難生活に必要な物資の備蓄については、想定避難者数の１日分相当の食料備蓄を目標量として計画的な整備に努める。

(3)　市は、備蓄状況の把握について、国が整備する新物資システム（Ｂ－ＰＬｏ（Busshi Procurement and Logistics support system））を活用し、施設（備蓄倉庫・物資拠点・避難所）ごとの備蓄物資の品目・数量や施設概要等の情報を定期的に更新する。

7　避難所の設備

(1)　市は、指定避難所等において、次頁の必要な物資等の整備を図る。また備蓄品の調達に当たっては、要配慮者、女性、子供にも配慮する。

1　給水のための設備（貯水槽、井戸、給水タンク）
2　トイレ（仮設トイレ、マンホールトイレ、携帯トイレ、簡易トイレ）
3　マット
4　ベット（簡易ベット、段ボールベット）
5　パーティション
6　非常用電源
7　ガス設備
8　衛星携帯電話や衛星通信を活用したインターネット機器
9　テレビ、ラジオ等の情報収集機器
10　要配慮者に配慮した施設、設備の整備（空調機器、洋式トイレ）
11　感染症対策に必要な物資
12　家庭用動物の飼養に関する資材

(2)　市は、指定避難所等で使用する設備等を、災害時に確実に活用できるようにするため、平時から市民等に積極的に貸し出す。

第４　在宅避難および車中泊避難

1　在宅避難者への対応の検討

市は、在宅避難者等の発生に備え、支援方策を検討するよう努める。

2　車中泊避難者への対応の検討

市は、車中泊による避難生活を送る避難者の発生に備えて、車中泊避難者の支援方策を検討する。

第５　階層ごとの避難所と避難所の設備

１　地域ごとの施設・設備

地域	施設・設備
町内会	１　町内公民館・社寺広場等を一時避難所（集合場所）として設定 ２　鋸やバールなど基本的な防災資機材等を備蓄
地区 （10 地区）	１　小中学校および各地区公民館を指定避難所として設定 ２　情報端末となるパソコン等を整備し、非常食や防災資機材等を備蓄 ３　西山公園および大規模公園等を広域的避難所として設定 ４　仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、簡易ベッド、非常用電源、テレビ、ラジオ、衛星携帯電話等のほか、空調、洋式トイレなど要配慮者に配慮した施設・設備を整備 ５　施設内またはその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、飲料水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資を備蓄 ６　再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備を整備
市	１　防災活動や防災基地に対する指揮命令機能や情報通信機能等を整備 ２　避難所等に対する食糧、生活必需品等の供給のために所要量を備蓄 ３　健康福祉センターを要配慮者に対するサービスの拠点として整備し、必要物資を備蓄

２　新たな技術を用いた設備の活用

市は、指定避難所等において新たな技術を用いた衛星通信設備や循環式の手洗い所などの活用ができるよう導入を進め、体制の構築に努める。

第６　避難所運営体制の整備

１　整備方針

市は、災害発生後速やかに管理運営体制を構築するため、避難所の維持管理体制および災害発生時の要員の派遣方法をあらかじめ定める。

また、指定避難所となっている施設の管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。

２　避難者の自治体制

(1)　市は、避難所を円滑に運営するため、運営の中心となる自主防災組織等と協議し、避難所ごとに避難者の自治組織に係る事項や、避難者に対する情報伝達に係る事項などを定める「避難所管理・運営マニュアル」を作成する。

(2)　市は、避難生活支援リーダー／サポーター等の避難所運営・避難生活支援に取り組む地域のボランティア人材の育成・確保するための普及に努める。

3　施設管理者の支援体制

避難所施設管理者は、避難所設置時には避難所の管理運営に協力するほか、運営の支援を行う。

第７　避難路等避難誘導体制の整備

1　市民への周知

市は、防災マップの作成について、住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

2　避難誘導体制の確立

(1)　市は、発災時の避難誘導に係る計画を作成し、防災訓練の実施や防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインを住民に周知する。

(2)　市は、防災マップ、コミュニティタイムライン、マイタイムラインの作成にあたっては住民も参加するなどの工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

第８　学校等での避難誘導体制

1　市は、学校等が保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールを定めるよう促す。

2　市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市間、施設間の連絡・連携体制の構築に努める。

第９　広域避難のための体制の整備

市は、大規模災害時に円滑な広域避難および一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等および広域一時滞在における被災住民（以下「広域避難者」という。）の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定の締結など、災害時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。

また、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用に供することについても定めるなど、他の市からの被災者を受け入れることができる施設等を決定しておくよう努める。

第 10　避難所における良好な生活環境の確保

市は、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、ＮＰＯ・ボランティア等との定期的な情報交換や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努める。

第 11　協定・届出避難所の把握

市は、協定・届出避難所として位置付けられた避難所についても、情報を把握する。

第５節　防災訓練計画

第１　計画の方針

地震災害に備えて応急対策活動を迅速・的確に実施するため、隣接市町など他自治体等との連携にも考慮した訓練や図上訓練の実施、あるいは災害の原因や規模、降雪等の気象条件など幅広い想定に基づく訓練の実施を行う。

第２　訓練の種別

訓練の種別と内容は以下のとおりとする。

種　別	内　　容
1　総合防災訓練	市は、防災関係機関と住民が一体となって、相互に連携協力し、災害時における応急対策が迅速かつ適切に行えるよう、毎年１回以上実施する。
2　水防訓練	市は、その区域の水防活動の円滑な遂行を図るため、「鯖江市水防計画」に基づき実施する。
3　消防訓練	(1)　鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防活動の円滑な遂行を図るため、独自にまたは相互に協力して訓練を実施する。 (2)　鯖江・丹生消防組合消防本部は、学校、病院および民間事業所など多数の者が出入りし、勤務し、利用する場所における自衛消防組織等の訓練の実施を推進する。
4　救助・救護訓練	市、県および災害救助実施機関は、災害発生の際、迅速かつ的確な救助、救護を実施するため、避難、救出、医療、助産、炊出し、給水、物資輸送等について訓練を実施する。
5　通信連絡訓練	市、県および各防災関係機関は、災害時における通信情報連絡を迅速かつ的確に実施するため、平素より連絡体制の整備と通信手段、機材の操作等について万全を期するため、訓練を実施する。
6　災害情報連絡訓練	市は、気象予警報その他災害に関する情報、指示、命令および報告等を円滑に実施するための訓練を実施する
7　非常通信連絡訓練	市は、災害時において、有線通信系統の不通または利用が著しく困難になった場合、無線通信系統の円滑な利用を図り、北陸地方非常通信協議会の構成機関が所有する無線局による県および各防災関係機関との通信確保のための訓練を実施する。
8　非常招集（参集）訓練	市、県および防災関係機関は、応急活動を実施するために必要な職員の招集または参集が迅速かつ確実に実施できるよう、非常招集（参集）訓練を実施する。

種　別	内　　容
9　避難訓練	市は、災害に際し、迅速に避難が実施できるよう地域、学校、病院、青少年教育施設、事業所、交通機関等においてあらゆる状況を想定した避難訓練を実施する。感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。
10　図上訓練	災害予防責任者は、個別にまたは共同して、災害時における応急対策を迅速かつ適切に行うため、図上において訓練を実施する。
11　自主防災組織と自衛消防組織の合同訓練	市および県は、事業所における自衛消防組織が、地域における自主防災組織と連携を強め、一体的な防災活動を実施するため合同訓練の実施と、その指導助言を行う。
12　関係機関との合同訓練等	自衛隊等に対する派遣要請等を迅速に行うため、要請の分野ごとに、要請手順、連絡方法・窓口、連絡班の受入れ・活動拠点等を取り決め、これらに基づく通信訓練や図上訓練等を含めた合同防災訓練や定期協議を実施する。
13　広域防災訓練	広域的な応援協力を前提とする県域を越えた近隣府県等との合同による総合的な防災訓練を定期的に実施する。

第３　防災訓練に関する普及啓発

防災訓練の参加者となる住民に対して、各種の媒体を通じた普及啓発を行い、防災訓練への参加意識を高める。

第４　要配慮者に対する配慮事項

要配慮者に対する配慮事項については、本章第７節「要配慮者震災予防計画」による。

第６節　要配慮者震災予防計画

第１　計画の方針

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者に配慮した災害予防対策を推進する。

第２　高齢者、障がい者に配慮したまちづくり

１　福祉のまちづくりの推進

市は、高齢者や障がい者の社会参加の基盤となる生活環境の改善について、地域社会全体として推進するため、「福井県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者や障がい者に配慮したまちづくりを進める。

２　避難路の整備および確保

(1)　市は、要配慮者利用施設から避難所に至るまでの経路を各施設において点検し、避難する際に障害となる物を除去するなど、避難路の安全確保を図る。

(2)　市は、不特定多数の人が利用する公共施設において、目や耳の不自由な人のため、光と音を使った非常時用の避難誘導システムの導入を促進するよう検討する。

第３　災害応急体制の整備

１　要配慮者利用施設の防災化

市および県は、要配慮者利用施設の管理者は、耐震診断やその結果に基づく計画的な改修を実施し、要配慮者利用施設の耐震化を図るなど防災化のための施設設備の整備を行う。

２　出火防止、初期消火体制の強化

(1)　鯖江・丹生消防組合消防本部は、要配慮者利用施設等の管理者に対し、スプリンクラーや屋内消火栓等の消火設備の設置を指導する。

(2)　要配慮者利用施設等の管理者は、火災安全性の機能を有する暖房機器の使用に努める。また、延焼拡大を防止するため、防災の性能を有する寝具等の積極的な使用に努める。

３　管理体制の整備

(1)　要配慮者利用施設の所有者または管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するとともに、夜間等における災害発生時に的確な対応がとれるよう、災害が発生した場合の職員動員体制、発生時の初動対応等を定めておく。

(2)　災害時には、職員の対応だけでは十分でない場合も多いため、要配慮者利用施設等の管理者は、他の要配慮者利用施設および消防団、自主防災組織を中心とした地域住民との日常の連携が密になるように努め、入所者の実態に応じた協力が得られるようにする。

４　緊急連絡体制の整備

要配慮者利用施設等の管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への早期連絡が可能な非常通報装置の設置に努める。

第４　防災知識の普及

１　要配慮者に対する防災知識の普及啓発

(1)　市は、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発

(2)　市は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進

２　社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第５　地域ぐるみの救護体制の整備

要配慮者は、災害時に自らの安否を連絡できるよう、近隣の住民や近隣の要配慮者利用施設等とのつながりを保つよう努力する。

１　鯖江市避難行動要支援者避難支援プランの整備

市は、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者（以下「避難行動要支援者」という。）に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画として「鯖江市避難行動要支援者避難支援プラン」（以下「避難支援プラン」という。）を整備する。

２　避難行動要支援者名簿の作成・更新

(1)　市は、要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）を適切に避難誘導し、安否確認等を行うため、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。

(2)　市は、防災担当部局や福祉担当部局の連携の下、福祉専門職等の避難支援等に携わる関係者と連携して、一人ひとりの避難行動要支援者に対して複数の避難支援者を定める等、具体的な避難支援計画（以下「個別避難計画」という。）を整備するよう努める。

(3)　市は、個別避難計画について、避難行動要支援者の状況の変化、ハザードマップの見直しや更新、災害時の避難方法等の変更等を適切に反映したものとなるよう、必要に応じて更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても計画の活用に支障が生じないよう、個別避難計画情報の適切な管理に努める。

(4)　市は、避難行動要支援者名簿等について、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

(5)　市は、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、避難行動要支援者名簿および個別避難計画の作成等にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

3　避難行動要支援者の範囲

(1)　在宅の身体障がい者（身体障害者手帳所持者のうち肢体、視覚・聴覚の者〔1～2 級〕）

(2)　在宅の知的障がい者（療育手帳所持者 A1,A2）

(3)　在宅の精神障がい者（精神保健福祉手帳所持者 1 級）

(4)　在宅の介護保険における要介護３以上の認定者

(5)　７５歳以上の高齢者のみの世帯で親族の支援がなく、親族以外の第三者の支援がないと避難できない者（同意者のみ）

※　施設入所や長期入院の者、日中のみ高齢者世帯になる者、ほぼ毎日親族と交流がある者は対象外

(6)　その他援護を必要とする者で、市長が特に必要と認めた者

4　避難行動要支援者名簿の提供等

(1)　市は、災害の発生、または発生する恐れがある場合に備え、必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供し、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。

ただし、名簿情報を提供することについては、本人の同意が得られていた場合に限る。

(2)　市は、避難支援が必要な方を洗い出すことを目的に、条例の定めにより、必要な限度で、区長および民生委員・児童委員に対して名簿情報を提供する。

(3)　市は、災害が発生し、または発生する恐れがある場合において、避難行動要支援者の生命または身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、本人の同意の有無に関わらず、必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供することができる。

なお、名簿情報の提供にあたっては、提供先に守秘義務の厳守を指導する等、名簿情報の漏えい防止のための措置を講じる。

(4)　避難支援等関係者となる者

ア　消防機関

イ　警察機関

ウ　民生委員・児童委員

エ　社会福祉協議会

オ　区長

カ　町内会・自主防災組織および防災・福祉委員会

キ　支援者

ク　ケアマネジャー・相談支援専門員および指定福祉避難所に指定された事業所

ケ　区長または自主防災組織の長が指名した者

5　名簿作成に必要な個人情報およびその入手方法

避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、または記録

する。

(1)　氏名

(2)　生年月日

(3)　性別

(4)　住所または居所

(5)　電話番号その他の連絡先

(6)　避難支援等を必要とする事由

(7)　町内会名

(8)　緊急連絡先の氏名、住所、電話番号、対象者との関係

(9)　担当するケアマネジャーまたは相談支援専門員の事業所名

(10)　その他避難支援等の実施に関し、必要と認める事項

市は、名簿の作成に必要な個人情報の収集方法について、基本法に基づき、関係課で把握している情報の集約、または県および関係者に対して情報提供を求めることにより取得する。

6　避難支援等関係者の安全確保

市は、避難行動要支援者に対する支援については、避難支援等関係者の安全が確保できる範囲とし、避難行動要支援者の理解が得られるように努める。

第６　在宅者対策

1　避難行動要支援者避難支援プランの更新

市は、防災関係機関、福祉関係機関および自主防災組織などと連携し、避難行動要支援者に関する情報（住所、情報伝達体制、必要な支援内容）を、個人情報保護に配慮した上で、平時から電子データ、ファイル等で管理するとともに、一人ひとりに対して複数の避難支援者を設定する等、避難支援プランに基づき、随時更新を行う。

2　防災知識の普及、啓発

一人暮らし高齢者、寝たきり高齢者等に対して、災害時における的確な対応能力を高めるため防災知識の普及、啓発に努める。

特に消防機関は、消防団等と役割分担のうえ、ひとり暮らし高齢者宅等を訪問し、防災等の相談を行うとともに、必要に応じて防災環境の整備について指導を行う。

第７　要配慮者に配慮した情報伝達体制の整備

1　計画の方針

災害発生時は、被災者等に対して適宜、適切な情報提供、意思疎通が必要となることから、要配慮者にも配慮した緊急情報通信システムの確立を図る。

2　必要な施策の実施

(1)　市は、障害の種類および程度に応じて要配慮者が防災および防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備または機器の設置の推進そ

の他の必要な施策を実施する。

(2)　市は、障害の種類および程度に応じて要配慮者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、コミュニティ放送局や文字放送受信装置など、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を実施する。

3　多様なメディアを活用したきめ細かな情報伝達・交換システムの構築

災害時に情報が伝わりにくい高齢者や外国人等が利用しやすい緊急情報伝達システムの構築を図る。

また、視覚障がい者に対する情報提供に役立つコミュニティ放送局や聴覚障がい者に役立つ文字放送ラジオなど新たなメディアについて、その活用を推進する。

4　手話通訳等の活用

市は関係機関と連携し、災害時の情報伝達について、テレビ媒体での手話通訳や外国語放送・文字放送の積極的な活用を図るとともに、携帯電話メール等による避難情報の提供、避難所等での文字媒体の活用等、迅速・確実な情報取得のための設備・機器（電光掲示板等）の設置についても検討し、具体化を図る。

また、手話通訳者等の育成を図り、地域ごとの手話通訳者を予め確保する。

第８　避難所の整備

1　要配慮者を考慮した避難所の整備

市は、災害時に避難所となる施設の管理者は、要配慮者の利用を考慮して施設の整備に努める。

2　管理者の理解

市は、病院、社会福祉施設、民間宿泊施設、近隣ビルの高所等の避難場所（一時的な避難場所を含む）への活用について、管理者の理解が得られるよう努める。

第９　福祉避難所の確保

市は、要配慮者が必要な生活支援や相談等が受けられ、安心して生活ができる体制が整備された避難所（以下、指定福祉避難所という。）の確保に努める。

1　指定福祉避難所の指定

市は、福祉避難所の指定を行う場合、原則として、耐震・耐火構造で、バリアフリー化された社会福祉施設を指定する。また、指定福祉避難所に受入を想定していない避難者が避難しないよう、受入対象者を特定して公示する。

2　指定福祉避難所と個別避難計画の関連性

市は、指定福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に指定福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。

3　二次避難所の確保

市は、二次避難所としてホテル等との活用を進めるとともに、協定福祉避難所の整備に努め

る。

第１０　防災知識の普及

１　要配慮者に対する防災知識の普及啓発

(1)　市は、要配慮者の実情に配慮した防災知識の普及啓発を行う。

(2)　市は、防災と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー）の連携により、高齢者の避難行動に対する理解の促進を図る。

２　社会福祉施設および事業所等の防災知識の普及啓発

社会福祉施設や要配慮者を雇用している事業所等の管理者は、施設職員や入所者等に対し、マニュアル等に基づく防災訓練を実施するなど防災教育の充実を図る。

第１１　防災訓練における配慮事項

１　支援体制の整備

市は、防災訓練を実施する際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者の多様なニーズに十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努める。

２　要配慮者施設等への助言

市および県は、要配慮者利用施設等の避難確保計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努める。また市は、当該施設の所有者または管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

第１２　要配慮者に対する災害対策の配慮

市は、各災害対策を講じるにあたっては、要配慮者のための二次避難所の確保など要配慮者に配慮する。

１　要配慮者の安否確認や必要な支援の内容の把握

２　生活支援のための人材確保

３　障がいの状況等に応じた情報提供

４　乳児用粉ミルク・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や柔らかい食品など特別な食糧を必要とするものに対する当該食糧の確保、提供

５　避難所・居宅への必要な資機材の設置・配布

６　避難所・居宅への相談員の巡回による生活状況の確認、健康相談の実施

７　避難所または在宅の要配慮者のうち、第二次避難を要する者についての該当施設への受入れ要請の実施（二次避難所の設置を含む。）

８　精神的ケアやメンタルヘルスに関する支援体制の整備

９　避難所のレイアウト計画段階でのゾーニング（動線・音・視線の配慮等）の検討

１０　宗教に合わせた非常食や資機材、スペースの確保

第１３　外国人に係る対策

１　防災知識の普及啓発

市は、鯖江市国際交流協会と協力し、外国人への災害時に取るべき行動や防災知識の普及啓発

を「やさしい日本語」等を活用して推進する。

2　外国人を含めた防災訓練等の実施

市は、防災訓練を実施する際、外国人の参加を呼びかけるなど、地域において外国人を支援する体制が整備されるよう努める。

3　外国人相談体制の充実

市および鯖江市国際交流協会は、防災を含む日常生活の中での様々な問題について、気軽に相談し、適切な助言が受けられるように相談窓口の充実を図る。

第７節　医療救護予防計画

第１　計画の方針

震災時の医療救護活動の確保について、初期医療体制、後方医療体制および広域的救護体制の整備を図る。

第２　医療救護活動体制の確立

１　初期医療体制の整備

(1)　市は、応急救護所の設置、救護班の編成、出動について地元医師会と協議して、計画を定めるとともに、自主防災組織等の軽微な負傷者等に対する応急救護や救護班の活動支援体制の計画を定めておく。

(2)　災害時の救急医療に対応できるよう、避難、患者受入れ、トリアージ（傷病者の選別）等に関する研修および訓練を行う。

２　後方医療体制の整備

市は、救護所における救護班で対応できない重傷者等を収容するため、災害拠点病院等を後方支援病院と位置付け、重篤患者の受入れ施設の確保体制の整備を促進する。

３　広域応急医療体制の確立

(1)　市、国、県および医療機関は、広域応急医療体制を確立するため、医療救護班の派遣、患者の受入れ、対応する患者の分担など連絡体制等災害時の広域的な医療体制を整備する。

(2)　市、国、県および医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を迅速に確保するため、広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）の利用環境整備に努め、入力操作等の研修・訓練を定期的に行う。

４　中長期における医療体制の充実

市は、災害時における医療救護等の迅速かつ適切な措置を講じるため、鯖江市医師会および医療関係団体と連携し、急性期から中長期へ移行するための医療提供体制を構築する。

第８節　地震に強いまちづくり計画

第１　計画の方針

防災空間の整備等都市防災の総合的推進を図るとともに、積雪時にも配慮した地震に強いまちづくりに努める。

第２　地震に強いまちづくりの推進

１　都市防災構造化対策の推進

市は、国の「防災都市づくり計画策定指針」に従い、防災都市づくり計画を策定し、都市防災構造化対策の推進を図る。

２　都市防災の推進

(1)　市は、市街地再開発事業や地区計画などを活用し、積雪時にも配慮しながら既成市街地の耐震性、耐火性の向上を図るとともに、土地区画整理事業の実施により地震に強い安全で快適なまちづくりを推進する。

(2)　市は、地域防災計画や立地適正化計画等を踏まえ、災害の危険性など地域の実状に応じて住宅を安全な立地に誘導するなど、まちづくりにおける安全性の確保に努める。

第３　建築物の不燃化の推進

市は、防火、準防火地域の指定、建築物の不燃化の推進等により、災害時の被害防止に努める。

１　防火、準防火地域の拡大

市は、商業地域等について、防火および準防火を指定済であるが、その周辺および木造住宅が密集する防火上、不燃化を必要とする地域において、防火、準防火区域の拡大を推進する。防火、準防火地域等の指定については以下のとおりとする。

(1)　防火地域は、容積率が４００％以上の商業地域については、原則として指定を行う。

(2)　準防火地域は、建ぺい率８０％以上の商業地域、近隣商業地域について指定を推進する。

第４　防災空間の整備

市は、都市公園、都市緑地、道路空間および河川空間の整備を進め、災害時における避難場所、避難路の確保、延焼防止、救援活動の円滑な実施を図る。

１　道路網の整備

市、県および国は、緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、高規格道路などによるアクセス強化、ネットワーク機能の向上および道路防災対策などを通じて、強靭で信頼性の高い道路網の整備を図る。

２　無電柱化の促進

市は、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止または制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。

3　所有者不明土地の活用

市、県および国は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。

4　都市公園の整備

市は、災害時の避難場所あるいは防火帯の用に供する都市公園の整備を推進する。

5　都市緑地等の整備

市および県は、緩衝、避難等の用に供する都市緑地および街路樹の整備を推進する。

6　道路空間の整備

(1)　広域的な防災体制および地域的な防災体制を確立するため、被災時の代替機能も考慮しながら都市計画、地方道路計画および鯖江市幹線道路整備計画などに基づき整備を推進する。

(2)　幹線道路は、災害時の緊急物資輸送ルート、避難ルート等としての機能を考慮し整備する。

(3)　幹線以外の道路は、幹線道路と有機的に連携し、避難場所への円滑な避難を考慮し整備する。

7　河川空間の整備

市および県は、河川敷にヘリポート、緊急用道路等を整備し、防災空間としての活用を図る。

第５　被災宅地危険度判定士の養成

市は、宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合、被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、適切な応急対策を講じて二次災害の軽減および防止、ならびに被災宅地の円滑な復旧に資するための被災宅地危険度判定士を養成する。

第９節　火災予防計画

第１　計画の方針

消防体制の充実強化、防火思想の普及を図る。

第２　消防力の強化

１　総合的な消防計画に基づく消防活動体制の整備

市および鯖江・丹生消防組合消防本部は、「市町村消防計画の基準」に基づき、地域の火災その他の災害等の危険度および消防力を勘案した総合的な消防計画を策定するとともに、次に掲げる対策を推進し、消防力の強化を図る。

２　消防団の活性化対策の推進

鯖江・丹生消防組合消防本部は、地域における消防防災の中核として重要な役割を果たす消防団の充実強化に向けて、大規模災害等に備えた消防団の車両・資機材・拠点施設の充実、処遇の改善、必要な資格の取得など実践的な教育訓練体制の充実、青年層・女性層を始めとした団員の入団促進等に取り組み、地域住民と消防団員の交流等を通じ、消防団員がやりがいを持って活動できる環境づくりを進めるよう努める。

３　防火水槽等消防用水利の整備

鯖江・丹生消防組合消防本部は消防用水利の整備のため、次のことを実施する。

(1)　消防水利の不足地域および消火活動が比較的困難な地域を中心に、消防水利を整備し、消防活動体制の整備強化を図る。消防水利の整備にあたっては、消火栓のみに偏ることなく、消防水利の耐震化を促進する。

(2)　地下水、河川、池および水路等の自然水利の効果的な利用方法や、水泳プールおよびため池等の指定消防水利としての活用等を各施設管理者と調整を行い、整備確保を図る。

第３　出火予防対策

１　一般家庭に対する指導

(1)　鯖江・丹生消防組合消防本部は、地震発生時における火災防止思想の普及に努める。

(2)　鯖江・丹生消防組合消防本部は、一般家庭に地震発生時の火気器具の取扱いおよび消火器の使用方法等の指導を行い、地震発生時における火災の防止と消火の徹底を図る。

(3)　市および鯖江・丹生消防組合消防本部は通電火災を防止するため、感震ブレーカーの設置を推進する。

２　防火管理者制度および防災管理者制度の推進

鯖江・丹生消防組合消防本部は、消防法第８条および第 36 条の規定に基づき、選任されている防火管理者および防災管理者に対し、防火対象物および防災管理対象物に係る消防計画の作成、防災訓練の実施、消防設備等の点検、火気使用の監督、収容人員の管理、その他防火および防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導する。

第４　消防力の現況

消防力の現況は、〈資料編〉消防団・消防水利の現況を参照。

第１０節　土砂災害防止計画

第１　計画の方針

地震発生時および発生後の降雨による山地崩壊、地すべり、急傾斜地の崩壊等地盤に係る土砂災害を防止するため、危険区域等の実態を把握し、必要な施策を講じる。

第２　土砂災害対策

市は、地震に伴う山地崩壊、地すべりおよび急傾斜地の崩壊等の土砂災害を防止するため、砂防事業や急傾斜地対策事業、地すべ地対策事業および治山事業など、国および県事業の促進を図る。

［土砂災害警戒区域の設定根拠］

危険地域の名称	説　　明
土石流	渓流の勾配が１５度以上であり、１戸以上の人家および官公庁・学校・病院・要配慮者施設などに危害が生じるおそれがある渓流
地すべり	空中写真判読や現地調査、災害の記録から地すべりの発生のおそれがあり、人家、公共施設に被害を生じさせる恐れのある箇所
急傾斜地の崩壊	急傾斜地の傾斜度が３０度以上、かつ高さが５m以上の箇所で急傾斜地の崩壊により危害が生じるおそれのある人家が５戸以上あるか、５戸未満であっても官公庁・学校・病院・旅館等に危害が生じるおそれがある箇所

第３　山地災害対策の要請と周知

市は、山腹の崩壊、崩壊土砂の流出が発生する恐れがある区域について、県に対し、森林法に基づく保安林の指定を要請する。また、市内において「山地災害危険地区」に指定された場合は、関係する市民に周知する。

［山地災害危険地区の設定根拠］

危険地域の名称	説　　明
山腹崩壊危険地区	山腹の崩壊や落石による災害が発生する危険性が高い地区
地すべり危険地区	地すべりによる災害が発生する危険性が高い地区
崩壊土砂流出危険地区	山腹の崩壊や地すべりによって発生した土砂などが土石流となって流出し、災害が発生する危険性の高い地区

第４　警戒避難体制の整備

１　規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区の周知

市は、地域防災計画に規制区域・土砂災害警戒区域や山地災害危険地区を掲載し、関係住民に周知を図る。

２　情報の収集および伝達体制の整備

(1)　市および県は、日頃から過去の経験を基に、どの程度以上の雨量があれば災害発生の危険性があるかを的確に把握し、その資料を整備しておくとともに、雨量計や警報装置等の整備に努める。

(2)　市および県は、インターネット等を活用し、土砂災害警戒情報、気象情報、雨量情報等の伝達体制を整備する。さらに、住民と連携し、土砂災害に関する異常な自然現象を発見した場合には、その情報を相互に伝達する体制の整備に努める。

３　土砂災害ハザードマップ等の作成

(1)　市は、土砂災害警戒区域や避難経路、避難場所の所在等の円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した土砂災害ハザードマップ、風水害発生時の行動マニュアル等をわかりやすく作成し、住民等に配布する。

(2)　市は、大規模盛土造成地の位置や規模を示した大規模盛土造成地マップおよび液状化被害の危険性を示した液状化ハザードマップを作成・公表するよう努める。

第５　要配慮者利用施設の所有者または管理者の責務

土砂災害警戒区域に位置し、本計画に名称および所在地を記載された要配慮者利用施設の所有者または管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項等について定めた避難確保計画を作成または更新し、同計画に基づき避難誘導等の訓練を実施する。また、同計画について市に報告する。

第１１節　浸水防止計画

第１　計画の方針

地震が発生した場合において、堤防の沈下や亀裂等に伴う、浸水被害を防止するため、施設の点検・調査、整備等を行う。

第２　危険箇所点検調査および情報連絡体制の整備

１　危険箇所の調査

施設管理者は点検マニュアルを整備し、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の点検調査を行う。

２　情報連絡体制の整備

次の系統図に従い、円滑かつ迅速な情報連絡が行えるよう関係機関は連携を密にする。

第３　水防施設等の整備

１　河川管理者は河川水位および雨量等の観測施設の整備

２　水門、堤防等水防上重要な施設の耐震性向上

３　ため池の点検結果に基づく整備の補修・補強

４　水防活動に必要な資機材の整備点検および補充

第４　危険箇所の周知

施設の管理者は危険箇所を速やかに関係地方公共団体へ報告する。

第１２節　建築物災害予防計画

第１　計画の方針

市は、所管施設の耐震性を保ち、浸水対策等を強化することにより、地震に対する建築物の安全性を高め、被害の発生を防止する。

また、民間の施設および一般建築物等については、防災対策の重要性を周知するとともに、日常の点検等を促進する。

第２　応急危険度判定体制の整備

市は、建築物の地震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、県が実施する応急危険度判定士の養成および登録に協力するとともに、判定方法、判定技術者の権限、身分保障、派遣要請等について、県と連携を図り、応急危険度判定実施体制の整備を図る。

第３　公共建築物

１　防災上重要な建築物の指定

災害対策は迅速かつ正確な情報伝達、適切な行動への指示および安全な避難場所・避難所の確保が要求される。

市は、所管施設のうちから、災害応急対策に係る重要性、有効性および地域特性を考慮して、「防災上重要な建築物（以下、重要施設)」として指定する。これらの建築物については、耐震点検調査を実施し、必要と認めたものは、重要度を考慮して順次耐震補強を図る。

２　重要施設における非常用電源の確保

市は、長期停電に備え、非常用発電機を整備し、７２時間外部からの供給なしで稼働できるよう、あらかじめ燃料を備蓄する等、電力の確保に努める。

第４　ブロック塀倒壊防止対策

１　市は、ブロック塀を新設または改修しようとする者に対し、建築基準法に定める基準の順守を指導する。

２　市は通学路を中心にブロック塀の倒壊危険個所の把握に努めるとともに、危険個所の改修について必要な助言等を行う。

３　市はブロック塀の安全点検、耐震性の確保、補強方法等について市民への周知に努める。

第５　落下物対策

市は、県が行う窓ガラス、看板その他地震発生時における落下物の実態調査に基づき策定した改修指導計画による危険個所の改修等必要な助言、勧告等の実施に協力する。

第６　空き家対策

市は、平時から、災害による被害が予測される空き家等の把握に努める。

第７　罹災証明書交付の実施体制の整備

市は、災害時において罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施の体制の整備に努める。

第１３節　交通施設災害予防計画

第１　計画の方針

市内の各交通施設の事業者および管理者は、地震発生時の交通システムを維持するため、耐震性の強化および被害軽減のための諸施策を実施するとともに、市および県等と連絡体制を整備し、被害を最小限にとどめるよう万全の予防措置を講じる。

第２　道路施設

道路管理者(国土交通省近畿地方整備局、中日本高速道路(株)、県、市等含む。以下「道路管理者」という)は、道路施設の防災構造化を推進するとともに、災害が発生した場合の応急復旧体制の整備を図る。

1　補修工事の実施

市は、災害時における道路施設の機能を確保するため、所管道路での道路法面等の路面への崩落および路体の崩壊が予想される箇所、橋梁、横断歩道橋、隧道、アンダーパスなどについて調査・点検を実施し、状況に応じて補修対策工事を実施する。

特に、住宅密集地等の防災上必要な地域においては、重点的に迅速かつ安全な防災活動の確保を図る。

2　道路啓開等

道路管理者は、大規模災害において道路啓開等を迅速に行うため、関係機関と連携して、道路啓開計画を策定し、定期的に見直しを行う。また、事故車両、倒壊物、落下物等の道路障害物の除去による道路啓開等に必要な人員、資機材等の確保について、民間団体等から緊急時に協力が得られるよう協定の締結に努める。

第３　鉄道施設

鉄道事業者は、高速大量輸送の中核を担う鉄道の安全対策を推進することによって、旅客の安全と輸送体制の確保に努める。

1　西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

西日本旅客鉄道株式会社が定める「災害時運転取扱手続」に沿って、「金沢支社災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係機関および関係自治体との連携について定める。

(1)　施設・設備の耐震性の確保

ア　周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

(ｱ)　橋梁の維持補修

(ｲ)　法面、土留の維持および改良強化

(ｳ)　トンネルの維持、補修および改良強化

(ｴ)　建物設備の維持修繕

(ｵ)　通信設備の維持

イ　地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

(2)　防災資機材の整備および要員の確保

ア　社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。

イ　社内および関連業者の災害業務に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

2　福井鉄道株式会社の措置

(1)　施設・設備の耐震性の確保

ア　新設、改修時には、耐震性を考慮した設計を行う。

イ　重要な橋梁については随時点検し、落橋防止等の対策を講じる。

(2)　防災資機材の整備および要員の確保

ア　モーターカー、トラック、ジャッキ、発電機、レール、まくら木、電線類等は、非常用を含め常時整備する。

イ　重機械類その他必要な資機材については、関係の民間企業等から緊急に協力が得られるような体制を整備する。

ウ　常に「緊急時における職員の非常招集体制」を整備し、要員の確保を図る。

3　株式会社ハピラインふくいの措置

「災害時運転取扱手続」に沿って、「災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係課室および関係自治体との連携について定める。

(1)　施設・設備の耐震性の確保

ア　周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

(ｱ)　橋梁の維持補修

(ｲ)　法面、土溜の維持

(ｳ)　トンネルの維持、補修

(ｴ)　建物設備の維持修繕

(ｵ)　通信設備の維持

イ　地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

(2)　防災資機材の整備および要員の確保

ア　社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。

イ　社内および関連業者の災害業務に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

第１４節　通信および放送施設災害予防計画

第１　計画の方針

地震が発生した場合に予想される各種の災害に対処し、通信の途絶防止および放送電波の確保を図るため、機関ごとに万全の予防措置を講じる。

第２　福井県防災ネットの活用

市は、災害発生時等における人的被害や人家被害などの被害情報を迅速に収集・整理し、「福井県防災ネット」で関係機関に情報を共有する。

第３　防災行政無線

市は、防災行政無線の強化および利用の効率化のため、以下に基づいて施設整備および運用体制の強化を図る。

1　防災行政無線を有効に機能させるため、運用体制の確立

2　災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するため、防災行政無線の整備、充実

3　防災行政無線のデジタル化や全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）との連動

4　臨時災害放送局（コミュニティー放送局を含む）、携帯端末の緊急速報メール機能、地上デジタル放送の活用

5　県が構築した災害情報インターネットシステム（Ｌアラート（災害情報共有システム）を含む）などの多様な媒体を活用

第４　電気通信設備

ＮＴＴ西日本(株)、(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)および楽天モバイル（株）は、災害等異常時の電気通信サービスの確保を図り、発災時から復興期までの段階毎の非常時業務マニュアルに基づき通信の途絶防止および災害復旧対策の確立に努める。

1　災害予防対策

(1)　災害を未然に防止するため、電気通信施設の建物内外の巡回点検による施設の補強等の予防対策を行う。具体的には、準備警戒体制として下記の措置を実施する。

ア　情報連絡体制の強化

イ　応急復旧用機器等の点検整備

ウ　措置計画の点検確認

エ　設備記録類の点検確認

オ　被災危険設備の補強および防護

カ　回線等の応急措置の準備

キ　復旧体制の確立

(2)　公共機関等、重要な通信を確保するため、ケーブルの分散使用を行う。

(3)　架空ケーブルは、地震による二次災害（火災）に比較的弱いので、地中化の望ましい区間は市および県などと連携し、地中化を推進する。

(4)　交換機相互間を結ぶ通信経路の分散化を推進する。

2　災害対策用機器等の配備

災害対策用機器の配備災害が発生した場合において被害を迅速に復旧し、電気通信サービスを確保するため、次の災害対策用機器等を配備する。

(1)　非常用無線衛星通信装置、非常用無線装置

(2)　移動電源車、発電発動機

(3)　非常用移動電話局装置、車載型基地局装置

(4)　応急復旧用ケーブル

(5)　その他災害対策用機器

3　災害時措置計画の作成

災害が発生した場合において、電気通信サービスを確保するための計画を作成する。

(1)　伝送措置（伝送路、回線切替、臨時回線の作成等）

(2)　交換措置（う回路変更、利用制限等）

(3)　手動台措置（手動台臨時中継、利用者への利用案内等）

第５　放送施設

日本放送協会福井放送局、福井放送(株)、福井テレビジョン放送(株)、福井エフエム放送(株)およびこしの都ネットワーク(株)は、地震災害が発生し、または発生した場合の放送電波の確保を図るため、放送設備、局舎設備について予防措置を行い、災害報道体制を整備する。

1　平時の措置

(1)　地震災害に備えて、各種放送設備のほか、戸棚等備品についての耐震対策（固定化）を実施する。

(2)　非常用資機材および消耗品等を定量常備する。

2　警戒時の措置

災害警戒時には、次の設備について整備、点検を行う。

(1)　電源設備

(2)　給排水設備

(3)　中継・連絡回線

(4)　放送設備、空中線設備

第１５節　電力施設災害予防計画

第１　計画の方針

電力施設の災害を防止する。

第２　安全化対策

１　電力施設の耐震性等の強化

関係機関は、予測地震動、施設の重要度や復旧の容易性を考慮した上で、各種基準に基づく耐震設計を行う。

また、全国規模における検討状況および関係法規の改訂等を踏まえ、必要に応じて対策を検討する。

(1)　水力発電設備

ア　ダムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令およびダム設計基準に基づき堤体に作用する地盤振動に耐えるよう設計する。

イ　水路工作物ならびに基礎構造が建物基礎と一体である水車および発電機については、地域別に定められた地盤震度を基準として構造物の応答特性を考慮した修正震度法により設計を行う。

ウ　その他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域の予想される地震動などを勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準等に基づいて行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(2)　変電設備

機器の耐震は、変電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」等に基づいて設計を行い、建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

(3)　送配電設備

地震による被害を受けやすい軟弱地盤等にある設備については、基礎の補強等による耐震対策を考慮するとともに、これらの地帯への設備の設置は極力避ける。

ア　架空電線路

イ　地中電線路

(4)　設備

主要通信系統の多ルート化を促進するとともに、通信機器の分散配置等に努める。

２　電気施設予防点検の実施

電気施設が常に法令に定める技術基準に適合するよう維持すること、ならびに事故の未然防止を図るために、それぞれの設備実態等に応じ定期的に巡視点検および検査を行う。

3　災害対策用資機材等の確保および整備

(1)　災害に備え、平時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保と整備点検を行い、災害発生時の応急資機材の確保のための備蓄場所の検討や融通方法を決め、指導のガイドライン等により備蓄促進を行う。

(2)　災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに車両等の輸送力確保に努める。

(3)　各電力供給機関等と電力融通ならびに災害対策用資機材・復旧要員等の相互融通体制を確立する。

4　通信連絡施設の整備

災害時の情報連絡、指示、報告などのため、無線伝送設備、有線伝送設備および通信電源設備について、整備点検を行う。

5　各種防災訓練の実施

各電力会社は従業員に対し、災害対策を円滑に推進するため防災訓練を実施する。

6　非常時動員、応援体制の確立

発生時期・時間帯、規模、距離など災害の状況を考慮した非常時業務マニュアルを事業者ごとに作成、見直しを行う。

第１６節　ガス施設災害予防計画

第１　計画の方針

液化石油ガス事業者は、災害発生の未然防止を図るとともに、被災時のガス設備の被害を軽減し、さらに、ガスによる二次災害の防止を図るため、設備の耐震性の点検調査の実施等安全性確保対策を進める。

第２　安全保安対策

液化石油ガス事業者および消費者は以下の安全確保対策を実施する。

１　液化石油ガス事業者

(1)　交換および点検時の確認

(2)　緊急措置マニュアルの作成および見直し

(3)　従業員の教育、訓練の実施

(4)　災害対策用資機材の整備および確認

(5)　防災関係機関との相互協力体制の確保

(6)　液化石油ガスの安全についての知識の周知

２　消費者

(1)　液化石油ガスの安全についての知識の習得

第１７節　上水道・下水道施設災害予防計画

第１　計画の方針

市は、上下水道施設の災害予防を図る。

第２　上水道施設

１　重要施設の耐震性の強化

水道整備事業および配水管整備事業等の実施について、水道施設設計指針および水道施設耐震工法指針等により、施設の耐震化を図る。

(1)　取水等の整備

(2)　浄水施設の補強

(3)　送配水施設の補強

(4)　施設整備の優先

市は、重要管路のうち、災害時に特に水を必要とする下記の施設に至る路線の耐震化を図る。

ア　病院・診療所等

災害拠点病院、救急医療告示機関、人工透析設備機関までの路線を最優先とする。

イ　避難行動要支援者利用施設等

避難行動要支援者利用施設のうち、避難施設を最優先とする。

ウ　公共施設等

避難所になる施設を最優先にする。

２　上水道管の維持管理

(1)　老朽化した上水道管の長寿命化計画の作成・実施

(2)　老朽化管の取り替え

３　応急復旧用資機材の整備

原水処理薬剤や応急復旧用資機材の供給可能な体制づくりに努める。

４　応急復旧体制の整備

災害により被災した水道施設の応急復旧を図るため、必要な体制を整備する。

第３　下水道施設

１　施設の耐震化

(1)　災害時でも管渠施設・ポンプ施設・処理場の機能を保持する計画・設計

(2)　管渠および処理場またはポンプ場の土木建築構造物・機械電気設備について補強・更新

(3)　老朽管等の取り替え

(4)　非常用電力の確保

２　点検調査の実施

長寿命化計画や施設設備の点検マニュアルを整備し、これに基づき点検調査等を定期的に実施し、施設設備の改善に努める。

3　代替施設設備の整備

下水道施設に支障がある場合に備え、従来の仮設トイレ等の調達供給体制の確立を図る。

第１８節　危険物施設等災害予防計画

第１　計画の方針

危険物、高圧ガス、火薬類、毒劇物の災害予防を図る。

第２　危険物保安対策

消防法上の危険物は、貯蔵方法または取扱いの不備が直ちに災害の原因となる。また、他の原因による災害発生時により、被害を拡大させる要因ともなり、鯖江・丹生消防組合消防本部は、危険物施設の立入検査、従事者に対する取扱いの指導および訓練または災害時における緊急措置の徹底し、災害の防止に万全を図る。

１　立入検査の実施

(1)　鯖江・丹生消防組合消防本部は、危険物施設などの関係者に対して、立入検査を実施し、法令に基づく適切な維持、管理をさせるとともに貯蔵、取扱い等の厳正を期するよう十分な監督指導を行う。

(2)　タンクローリーによる事故は、人家付近で発生する可能性があり、必要に応じて警察と協力し公道にて立入検査を実施する。

２　自衛保安体制の確立

鯖江・丹生消防組合消防本部は、危険物施設等の関係者に対し、予防規程の作成、自衛消防組織等の育成指導を行い、自衛保安体制の確立を推進する。

３　化学消火剤等の備蓄

(1)　鯖江・丹生消防組合消防本部は、化学消防車および化学消火剤等の整備を図り、化学消防力の強化を推進する。

(2)　鯖江・丹生消防組合消防本部は、大量危険物施設において事故が発生した場合、大きな災害になる恐れがあるため、危険物施設などの関係者に対して災害時の処理体制と化学消火剤等の備蓄を指導する。

４　保安教育の実施

危険物施設関係者等に対して、関係法令および災害予防の具体的方法についての教育を実施し、保安管理の向上を図る。

第３　高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等保安対策

高圧ガス、火薬類、毒物、劇物等の保安については、法令の遵守、自主保安体制の確立、自衛消防隊の編成、事故発生時の連絡体制、従業員の防災教育および訓練などを図るよう推進する。

第１９節　積雪時の地震災害予防計画

第１　計画の方針

積雪時に地震が発生すると、被害が大きくなるだけでなく、地震発生後の応急対策にも支障をおよぼすことが予想される。このため、各震災対策は、特に積雪時を念頭にいて実施する。

第２　総合的かつ具体的な雪害予防対策の推進

積雪時の地震の災害予防対策は、除排雪体制の整備、雪に強いまちづくり等の雪害予防対策の総合的、継続的推進によって確立される。

このため、「本編第２章第６節　雪害予防計画」に定める事項に準じて、各機関が連携した実効性のある総合的かつ具体的な雪害予防計画を実施する。

第３　交通の確保

地震発生時には、各機関の応急対策により輸送が増えるため、道路交通の緊急確保を図ることが必要となる。このため、除排雪体制を強化し、日常生活道路の確保を含めた面的な道路交通確保対策を推進する。

１　除排雪体制の確立

(1)　各道路管理者間との整合性のとれた道路除雪計画の策定

(2)　除雪機械の増強や除雪基地の計画的な整備

(3)　各道路管理者相互の連絡を密にした除雪体制の情報交換

２　積雪寒冷地に適した道路整備の促進

(1)　堆雪スペースを備えた広幅員道路やバイパスの整備の促進

(2)　山間地帯の冬期通行不能箇所の解消と代替路線の確保

(3)　スノーシェッド、スノーシェルター、雪崩防止柵など施設整備の促進

第４　雪に強いまちづくりの推進

１　雪に強い住宅地づくり

市は、屋根雪荷重による地震発生時の家屋倒壊を防止するため、雪に強い住宅地づくりを促進する。

(1)　克雪住宅の普及促進

(2)　屋根雪下ろしの奨励

(3)　住民参加型除排雪方法の確立

２　積雪時の避難所および避難路の確保等

積雪時において地震が発生した場合においても住民が円滑に避難することができるよう避難所および避難路の確保等を図る。

(1)　避難所の確保

市は、地域の人口および地形、なだれ等の危険性、施設の耐雪性等を考慮し、指定緊急避難場所および指定避難所を指定する。

ア　建物周辺にオープンスペースを確保する。

イ　消融雪施設を備えるなど雪に強い駐車場の確保を図る。

ウ　雪を考慮した建築物の配置を図る。

エ　克雪型建築の普及を図る。

(2)　避難路の確保

市および県は、積雪時において地震が発生した場合に備え、住民が円滑に指定緊急避難場所等に避難することができるよう次の対策を行う。

ア　積雪および堆雪に配慮した体系的街路を整備する。

イ　小型除雪車の増強による歩道除雪の推進を推進する。

ウ　機械による除排雪が困難な人家連たん地域や冬期交通のあい路となる箇所における重点的な消融雪施設等を整備する

(3)　避難誘導等設備の確保

ア　市は、積雪時における避難誘導等設備の除排雪等に留意し、その確保に配慮する。

イ　市は、住民が安全に避難所に到達することができるよう、降積雪の影響を考慮して避難誘導のための標識を設置する。

3　集落雪崩対策

地震に伴う雪崩災害から住民の生命および財産を守るため、警戒避難体制の整備を行う。

(1)　雪崩危険箇所における警戒避難体制の整備

(2)　危険箇所に対するパトロールの定期的な実施

第５　非常持出品の周知

寒冷期における非常持出品について、通常の持出品に加え耐寒用品等の携行にも配慮するよう住民に対し周知を図る。

第２０節　広域的相互応援体制整備計画

第１　計画の方針

大規模災害における広域の相互応援体制を整える。

第２　県内広域相互応援体制

１　福井県・市町災害時相互応援協定

市町独自では十分な災害応急対策が実施できない場合に備え、当該市町が他の市町に要請する災害応急対策を円滑に遂行するための協定。

２　福井県広域消防相互応援協定

県内の消防における相互応援体制を確立し、消防広域応援体制を整備するための協定。

第３　災害時応援協定

市が締結している災害時応援協定等は下記のとおりである。

１　岐阜県大垣市　平成　７年　７月２６日

２　滋賀県長浜市　平成　７年　９月　１日

３　石川県加賀市　平成２４年　５月２８日

４　愛知県知立市　平成２５年　１月３１日

５　静岡県袋井市　平成２５年　３月　４日

６　新潟県村上市　平成２９年１０月１３日

第４　協定締結機関等との合同訓練等

市は、応援協定の締結機関等と、通信訓練等を含めた合同防災訓練を実施する。

第５　広域受援体制の整備

１　受援計画の策定

市は、災害の規模や被災地のニーズに応じて円滑に他の地方公共団体および防災関係機関から応援を受けることができるよう、鯖江市受援計画を策定する。

２　応援職員への対応

(1) 市は、応援職員等の宿泊場所の確保が困難となる場合も想定して、応援職員等に対して紹介できる、ホテル・旅館、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地など宿泊場所として活用可能な施設等のリスト化に努める。

(2)　市は、感染症対策のため、応援職員の派遣にあたっては、派遣職員の健康管理等を徹底する。

(3)　市および県は、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮する。

第２１節　交通輸送体系整備計画

第１　計画の方針

地震発生時の迅速な災害応急対策の実施には、輸送機能の確保が必要であることから、交通輸送体系を整備する。

第２　緊急輸送路

１　緊急輸送路確保計画の確立

市は、道路、鉄道、海路、空路の利用を相互に補完させるよう調整した総合的な緊急輸送路確保計画を確立する。

２　緊急輸送路

緊急輸送道路は、福井県緊急輸送道路ネットワーク計画に策定する第１次緊急輸送道路、第２次緊急輸送道路、第３次緊急輸送道路を基本とし、指定避難所を連絡する道路のほか、救援物資集積地、防災活動拠点基地、ライフライン・生活物資拠点等を連絡する道路とする。

第３　公共交通機関による輸送の確保対策

地震発生後速やかに代替交通手段を確保するための被害状況の把握（被害の程度、復旧の見込)、代替道路、道路交通規制などの必要な情報の連絡体制等について、市、交通事業者、県等の関係機関においてマニュアル化を図る。

また、鉄道、バス、トラック、タクシー等の種別、台数等の現況調査を随時行い、公共交通機関の活用を図るとともに、他府県への義援物資の輸送に必要となる車両や乗務員の迅速な確保および義援物資受入の際に地理・交通情報を伝達する手段の確保を図る。

第２２節　緊急事態管理体制整備計画

第１　計画の方針

緊急事態に備えるため、機能的な活動体制の整備を図る。

第２　階層的防災生活圏構想の推進

１　市は、消火、救助、避難、医療救護等の防災活動を有効かつ機能的に実施するため、町内会、地区（10 地区）市、広域圏、県といった階層構造を防災生活圏とし、それぞれ上位の生活圏が下位の防災生活圏の支援を行う。

２　市は、必要な機能（応援部隊・ボランティアの活動調整、支援物資の集配、備蓄）を備えた各地区の拠点となる防災基地をそれぞれ整備し、応援部隊・ボランティアの活動調整や支援物資の集配にあたるほか、平時における備蓄等の機能を分担する。また、必要に応じて、広域的な防災活動拠点基地を西山公園区域内に設ける。

３　市は、小中学校等が避難所となった場合に備えて、教職員の緊急時の活動マニュアルを作成し、避難所機能と教育機能の両立を含め、避難所としての利用・運営方法等を定める。

[防災生活圏の階層ごとの役割]

階　層	役　　割
町内会	１　町内公民館や社寺広場等を一時避難所（集合場所）として設定する。 ２　基本的な防災資機材等を備蓄する。
地区	１　地区公民館等を防災基地として設定し、各公民館・小学校を避難所として設定する。 ２　防災基地は、一時避難所等への物資等の供給拠点の役割も果たし、地区内の情報収集・提供の拠点とする。 ３　生活必需品や防災資機材等を備蓄するとともに、情報端末を整備する。
市	１　防災活動の指揮命令機能や情報通信機能を有する拠点施設（災害対策本部）を整備する。 ２　避難所に対する食糧、生活必需品の供給等の調整やそのための備蓄をする。 ３　要配慮者に対するサービスの拠点を整備し、必要物資を備蓄する。 ４　必要に応じて、西山公園に広域的な防災拠点基地を設置する。
広域圏	１　圏域内の市町に対する支援物資の集配や応援部隊、ボランティア等の調整の拠点となる地域防災基地を整備する。 ２　市町間における物資調達の調整、備蓄の融通を図る。
県	１　県の災害対策本部となる防災センターやそのバックアップ施設となるサブセンターを設置する。 ２　市町等と結ぶ防災行政無線、防災情報ネットワークを整備する。

第３　地域防災活動体制

市は、住民や自主防災組織が災害時に活動できる施設や資機材の整備に努める。

［防災資機材の概要］

初期消火用	消火器、組立型水槽等
救助活動用	ハンドマイク、発電機等
救護活動用	濾過器、救急医療器セット、防水シート、簡易トイレ等
訓　練　用	ビデオ、映写装置、訓練用消火器具等

第４　防災活動体制

１　防災活動体制の整備

市は、以下の施設の整備に努める。

(1)　物資の集積、救急、救援活動や災害時のボランティアの受入れを目的とした防災基地

(2)　防災行政無線等の情報通信施設

(3)　食糧・日用生活品等の備蓄倉庫

(4)　避難所や庁舎等の７２時間対応可能な非常用電源等の整備

２　情報連絡体制の整備

市は、災害時に孤立するおそれのある箇所で停電が発生した場合に備え、衛星携帯電話などにより、地域の住民と市との双方向の情報連絡体制を確保するよう留意する。

３　罹災証明書交付の実施体制の整備

市は、災害時に罹災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当課を定め、人家被害の調査の担当者の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、応援の受入れ体制の構築等を計画的に進めるなど、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

４　救護体制の整備

鯖江・丹生消防組合消防本部は次の整備に努める。

(1)　救助体制の整備

震災時の救助活動計画を定め、救助資機材を備えた自主防災組織を育成するとともに、救助隊および特別救助隊の整備を図る。

(2)　救急救護体制の整備

集団救急救助活動計画を定め、救急医療情報体制の整備および救急資機材の整備を図る。

(3)　傷病者搬送体制の整備

救急活動を効率的に行うため、救急車等の増強を図る。

(4)　要配慮者に対する救護体制の確立

要配慮者に関する情報のオンライン・ネットワーク化を図る。

5　給水用資機材・器材の確保

市は、災害時に使用できる水源の現況および給水用資機材および給水車等の保有状況ならびに給水能力を平時から把握し、迅速かつ的確に応急対策を行えるように準備する。

また、消毒用資材等についても必要数確保保管する。

第５　消防活動体制

鯖江・丹生消防組合消防本部は、応急活動の中核となる消防における防災資機材等の整備充実に努める。また、災害時に避難誘導および情報伝達、救助等の防災業務の中心となる消防庁舎については、耐震化を図る。

［消防資機材］

消防水利	耐震性貯水槽（防火水槽）の整備
車　　両	消防自動車、特殊車両（緊急消防援助隊用を含む）等の整備
資 機 材	ファイバースコープ、音響探知器等の救助用資機材

第６　情報通信施設の整備

1　防災関係機関相互における通信連絡設備の整備

市は、災害の初動期において情報の収集・伝達が重要であるため、情報通信施設設備の整備・耐震化を推進するとともに、最新の情報通信関連技術の導入、情報伝達手段の多重化など、通信設備の運用体制の強化を図る。

(1)　防災行政無線の整備

市は、防災行政無線の強化および利用の効率化のため、以下に基づいて施設整備および運用体制の強化を図る。

ア　防災行政無線を有効に機能させるための運用体制の確立

イ　災害時における応急対策を迅速かつ円滑に実施するための防災行政無線の整備、充実

ウ　防災行政無線のデジタル化や全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）との連動

エ　臨時災害放送局（コミュニティー放送局を含む)、携帯端末の緊急速報メール機能、地上デジタル放送の活用

オ　県が構築した災害情報インターネットシステム（Ｌアラート（災害情報共有システム）を含む）などの多様な媒体を活用

2　住民に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

(1)　多様な媒体の活用

災害時の円滑な防災活動の遂行と住民に対する適切な情報を提供するにあたり、緊急通信手段を確保するため、県防災情報ネットワークや全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ)、テレビ、ラジオ（コミュニティーＦＭ放送を含む。)、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。)、ワンセグ等を用いた情報伝達の多重化、多様化を図る。

また、その他の媒体として、広報に用いている電光掲示板、有線放送や県が構築した災害情報インターネット通信システム、ＳＮＳ（ソーシャルネットワーキングサービス）および公共情報コモンズの活用を図る。

さらに、県内で設置されているＣＡＴＶ局の活用を図ることとし、緊急時における利用や平時のネットワーク化を進める。

(2)　伝達媒体との連携強化

市は、放送要請協定により放送機関と協力体制をとっているが、あらゆる伝達媒体との連携を図るため、災害時における相互の情報交換、協力および情報提供のあり方等の検討を進める。

(3)　要配慮者に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備

要配慮者に対する情報連絡・伝達設備および体制の整備については、本章第７節「要配慮者震災予防計画」による。

第７　企業等との連携強化

企業等と行政の連携の強化を図るため、事業者と業界・商工団体、農林水産関係団体、行政間の連絡体制を整備し、連携を強化する。

1　事業者および業界・商工団体と行政間の連絡体制の整備、連携の強化

(1)　市および県は、民間事業者との間で協定を締結し、協力体制を構築する。

(2)　食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業に対し、市が実施する企業との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう要請する。

(3)　市は、被災後、早急に産業復旧対策を講じるため、各事業者、各業種と協力し、以下のことを行う。

ア　各種通信手段による連絡ルートの確立

イ　営業再開に向けた復旧対策および支援体制等の整備

ウ　緊急雇用対策等の周知

2　農林水産関係団体と行政間の連絡体制の整備、連携の強化

市は、災害時に被害状況を早急に把握するため、県、関係団体等との連絡体制および役割分担を定めた計画を策定し、毎年更新する。

第８　市の業務継続性の確保

市は、業務継続性の確保として、以下のことを行う。

1　全庁をあげた業務継続性の確保と体制の構築

(1)　平時から災害時における優先すべき業務を絞り込みの実施

(2)　当該業務を遂行するための役割の分担

2　業務継続計画の作成と見直し

市は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必

要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、以下の点に着目し行う。

(1)　地域や想定される災害の特性等の考慮

(2)　必要な資源の継続的な確保

(3)　定期的な教育、訓練および点検などの実施

(4)　訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた業務継続計画の見直し

(5)　計画の評価・検証等を踏まえた改訂

3　業務継続計画の修正時の注意点

市は、災害時に災害応急対策活動や復旧・復興活動の主体として重要な役割を担うことから、業務継続計画の修正について以下の点に注意しながら行う。

(1)　修正時の状況に応じた、首長不在時の明確な代行順位および職員の参集体制

(2)　本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定

(3)　電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保

(4)　重要な行政データのバックアップならびに非常時優先業務の整理

第９　公共建物等における番号標示および管理

各建物の管理者は、災害時において他府県、自衛隊等のヘリコプターが上空から容易に当該建物を特定できるよう、標示番号が識別できる状態を確保する。

第 10　活動体制の整備

1　計画的な整備

市は、活動体制の整備に当たっては、地域の実情に応じ計画的に整備する。

2　事業の活用

市は、事業の実施に当たっては、国や県と連携し、以下の事業を活用する。

(1)　防災・減災対策等強化事業推進費

(2)　防災基盤整備事業、公共施設等耐震化事業

(3)　国庫補助事業

(4)　県費補助事業等

第３章　災害応急対策計画

第１節　緊急活動体制計画

第１　計画の方針

市および防災関係機関は、地震発生時において、迅速かつ的確に応急対策を行い、災害の拡大を防止するために必要な事項について定める。

第２　職員計画

１　職員の配備体制の基準

種　別	配備時期	配備内容
第１配備	１　鯖江市で震度４の地震が発生したとき ２　市長が必要と認めたとき	１　災害警戒本部の設置 ２　各班長、災害対策班、土木班は本庁集合
第２配備	１　鯖江市で震度５弱または５強の地震が発生したとき ２　市内で局地に、地震による災害が発生したとき ３　市長が必要と認めたとき	１　開庁時 (1)　災害対策本部の設置 (2)　基地の設置 (3)　全職員は職場待機 ２　閉庁時 (1)　災害対策本部の設置 (2)　全職員参集 【本庁職員】　本庁集合 【本庁以外の職員】各勤務施設に集合
第３配備	１　鯖江市で震度６弱以上の地震が発生したとき ２　市内全般に、地震による重大な被害が発生し、通信網が寸断されたとき	１　開庁時 第２配備と同様 ２　閉庁時 全職員参集（詳細は下表のとおり）

［第３配備で閉庁時の配備内容］

災害発生直後	(1)　下記を除く、職員は各勤務施設に集合 ア　災害対策本部を開設 イ　各班事務分掌に基づく本部機能を構築 (2)　避難所・基地要員は、至急、担当の基地（各地区公民館に集合） (3)　上下水道課上水公務グループの職員は、上水道管理センターに集合
災害発生後３時間後で、周辺に火災発生のないとき	避難所・基地要員は、現場維持に必要最小限の職員を残して、本庁または勤務施設に集合（本部との連絡が不通でも実施）
その他	参集途中の人命救助および被害状況をそれぞれの部長に報告する。

2　配備体制の決定

市は、災害応急活動を迅速かつ的確に実施するため、職員を非常招集する。

(1)　活動体制の確立

鯖江市で震度４の地震が発生したとき、または市長が認めたときは、配備体制の基準に定める職員は直ちに初動活動を実施する。

ア　情報の収集

【災害対策班】

(ｱ)　県および福井地方気象台からの地震情報等の収集

(ｲ)　鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合消防本部からの被災情報の収集

(ｳ)　帰庁者、登庁者からの被災情報の収集

(ｴ)　テレビ、ラジオの視聴による地震情報および被災情報の収集

【各班長】

(ｱ)　所管施設、関連施設等の被災状況等の情報を収集

(ｲ)　災害対策班への情報の提供

イ　市長は、上記により収集した情報をもとに災害警戒本部会議を開催し、災害対策本部の設置について協議する。

(2)　動員の伝達

ア　勤務時間中における配備

防災危機管理課長は、庁内放送および各課通知等により職員の配備伝達を行う。

イ　勤務時間外における参集

鯖江市で震度５弱以上の地震が発生した場合、すべての職員は「職員の配備基準」に基づき、自主的に定められた場所に参集する。

ウ　消防団の動員

消防団の動員については、消防団独自の判断で行うことを原則とする。ただし、災害の態様、災害応急対策状況等に応じて、市長は消防団長に動員を要請できる。なお、業務内容は、市内の秩序維持、避難指令の伝達、誘導避難および救出、救護、負傷者の応急手当に関することである。

エ　防災関係機関および協力団体等の動員協力

防災関係機関は、法令・防災業務計画等の定めるところにより、その所管事務に係る災害応急対策を速やかに実施する。また、市の災害応急対策に必要な人員等の応援を求められたときは、可能な限り応じる。また、協力団体は自らの災害応急処置の遂行に支障のない限り、市の応急対策業務に協力する。

第３　鯖江市災害対策本部

1　設置および廃止基準

市長は、次の場合に災害対策本部（以下「本部」という。）を設置または廃止する。

(1)　設置

ア　鯖江市において震度５弱以上の地震を観測した場合

イ　市内で局所的に、地震による災害が発生した場合

ウ　市内全域で、地震による重大な被害が発生し、通信網が寸断された場合

エ　その他災害対策本部の設置の必要がある場合

(2)　廃止

ア　災害応急対策がおおむね完了した場合

イ　災害の発生するおそれがなくなった場合

2　設置場所

本部は、鯖江市役所に設置する。

ただし、市庁舎が被災し、使用不可能の場合は、被災を逃れた近くの公共施設等を使用し、職員、市民および防災関係機関に周知する。

3　防災関係機関への通知

災害対策本部が設置された場合、直ちに県および防災関係機関にその旨を通知または報告する。

4　設置の公表

災害対策本部を設置したときは、本部の標識を市庁舎正面玄関に掲示する。

5　組織、事務分掌等

(1)　本部長（市長）は、本部の事務を総括し、職員を指揮監督する。

(2)　副本部長（副市長）は、本部長を補佐し、本部長が事故のときはその職務を代理する。

(3)　副本部長代理（危機管理監）は、本部長および副本部長に事故があるときはその職務を代理する。

(4)　本部に参与を置き、教育長を充てる。

(5)　本部に本部付を置き、鯖江・丹生消防組合消防本部次長を充てる。

(6)　本部に次の部を置き、各部は次に掲げるものを充て、本部員として部の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

災害対策本部設置時の部名	部長名	災害対策本部設置時の部名	部長名
総務部	総務部長	産業交流部	産業交流部長
政策経営部	政策経営部長	都市整備部	都市整備部長
市民生活部	市民生活部長	教育部	教育委員会事務部長
健康福祉部	健康福祉部長	支援部	議会事務局長

(7)　各部に班を置き、その主な事務分掌は資料編に記載のとおりとする。

(8)　本部は、本部長、副本部長、参与、本部付および本部員をもって組織する。この場合において、本部長は必要により班長その他の班員を会議に出席させることができる。

(9)　本部会議に本部員付を置き、職員課長、秘書広報課長および土木課長を充てる。

(10) 本部の組織図については、次のとおりとする。

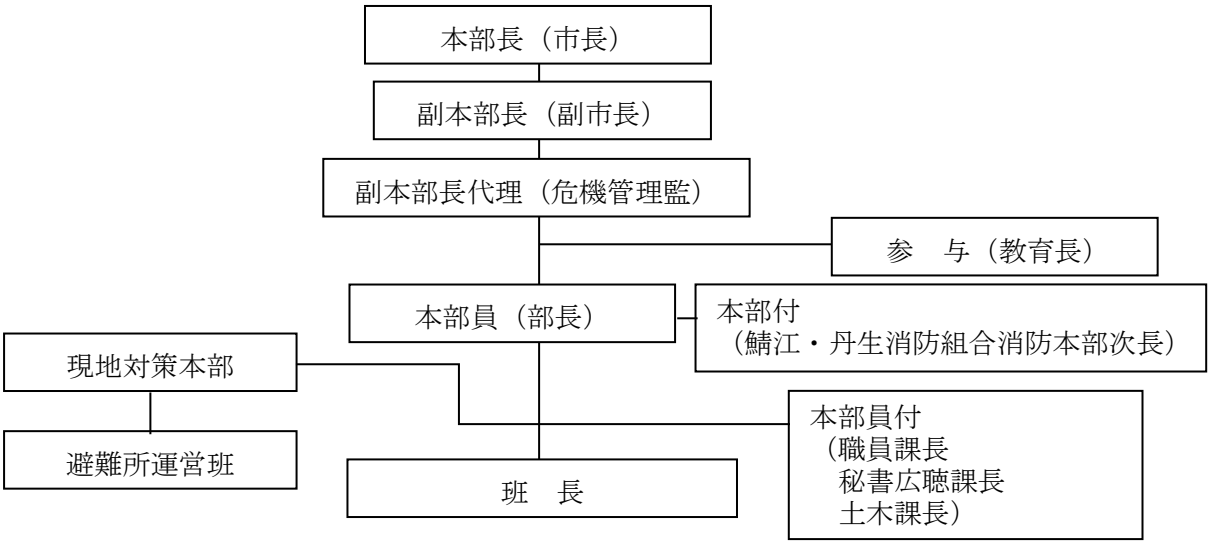

第４　災害警戒本部

1　設置および廃止基準

市長は、次の場合に災害警戒本部を設置または廃止する。

(1)　設置

ア　鯖江市において震度４の地震が発生した場合

イ　市長が必要と認めた場合

(2)　廃止

ア　災害応急対策がおおむね完了した場合

イ　災害の発生するおそれがなくなった場合

ウ　鯖江市災害対策本部が設置された場合（同本部に統合される）

2　設置場所

本部は、鯖江市役所に設置する。

3　組織

鯖江市災害対策本部の組織と同様とする。

第５　現地対策本部

1　災害状況により市長が必要と認めたときは、現地対策本部（以下「基地」という。）を置き、応急対策実施の指揮および現地での応急対策活動に係わる関係機関との連絡調整活動（応援要請等

を除く。）を行うとともに、市長（災害対策本部長)に応急対策の実施状況を報告する。また、基地の廃止は、状況に応じ市長が決定する。

2　基地は、各地区公民館（公民館に設置できないときは、最寄りの公共施設）に設置する。

3　基地に、所長、副所長その他の職員を置き、あらかじめ市長が任命する。

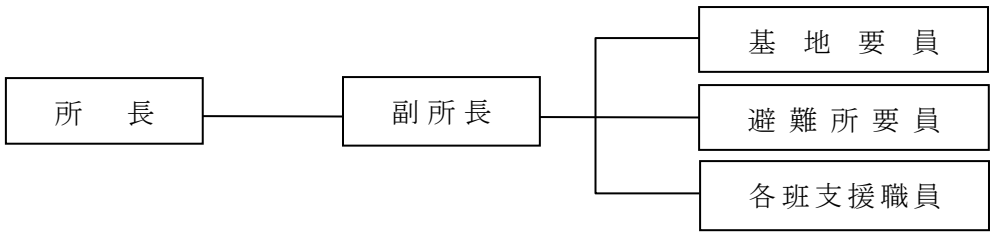

職員の業務分担、編成等は、災害の状況に応じ、所長が指示決定する。

所長、副所長に事故あるときは、上席職員が職務を代理する。

4　基地の業務は次のとおりとする。

本部との連絡調整に関すること。

ただし、通信途絶のときは、次の要領で本部に伝令員を派遣すること。

(1)　基地を設置したとき

(2)　基地を設置してから２時間後

(3)　その他重要な情報を入手したとき

ア　区長等地区関係者との連絡調整に関すること。

イ　避難所（自主避難所を含む）の開設要請および連絡調整に関すること。

ウ　被害状況等の情報収集に関すること。

エ　この計画に定める応急対策活動の実施に関すること。

オ　その他基地の運営に関すること。

第６　防災関係機関相互の連絡調整体制への参加

市は、防災関係機関相互の連絡調整体制を確保するため、県と協議し、県が設置する「災害対策連絡調整会議」に参加し、情報の共有化および活動の調整を図る。

第７　合同調整所の設置

市は、必要に応じて合同調整所を設置し、災害現場で活動する警察・消防・自衛隊の部隊の活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有および活動調整を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第８　複合災害発生時の体制

市は、複合災害が発生した場合、対策本部で想定している班や要員の重複を調整し、一元的に災害対応を行うための体制づくりに努め、現地対策本部についても、同様の対応を行う。

第２節　広域的応援対応計画

第１　計画の方針

災害時において他の機関の協力を求め、広域的な応援による災害対策を実施する体制を整備する。

第２　災害対策基本法に基づく応援協力等の要請

１　応援要請の判断

市は、応急対策活動を実施するにあたり、市だけ対応では困難と判断した場合、県および他自治体などに対し、応援要請を行う。

２　応援要請の順位

応援要請は、被災の範囲・被害規模等の状況に応じ、次の順位により要請する。

(1)　県内相互応援

災対法、消防組織法、県・市町村災害時相互応援協定、福井県広域消防相互応援協定に基づく要請を行う。

(2)　県外からの応援

市は、県外からの応援を行う場合は、災害時相互応援協定に基づき協定締結都市に最初に要請を行う。

３　受入体制

応援の受入れは次の原則に従い、担当部署を明確化する。

(1)　警察、消防の応援隊はそれぞれの機関が受け入れる。

(2)　自衛隊の受入れは、基本的には市が行い、広域にわたる場合は県が受け入れる。

(3)　自治体および行政ボランティアの受入れは、市および県が行う。

(4)　民間ボランティアの受入れは、災害ボランティアセンターが行う。

４　防災活動拠点

適切な役割分担のもとに大規模災害時に長期的な物資の流通配給拠点、各種の応援部隊、ボランティア等の活動拠点、救急・救護の活動拠点となるスペースを西山公園区域内に確保する。

５　防災機関の応援等

(1)　市町への要請

市は「福井県・市町村災害相互応援協定」に基づき、県内の市町に応援を求める。

ア　災害の状況および応援を求める理由

イ　応援を希望する機関名

ウ　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量ならびに応援人員

エ　応援を必要とする場所および活動の具体的内容

(2)　県外市町村への要請

市は、県外の市町村との個別協定に基づき、応援を要請する。その際、県に対して報告する。

(3)　県への要請

ア　職員の斡旋

市は、災害応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、県に対して必要な事項を示し関係指定地方行政機関または指定公共機関の職員の派遣について斡旋を求める。

イ　災害応急対策

市は、災害応急対策を実施するため必要があるときは、県に必要な事項を明らかにして応援または実施を要請する。

ウ　災害救助法の適用

(ｱ)　災害発生の日時および場所

(ｲ)　災害の原因および被害の状況

(ｳ)　適用を要請する理由

(ｴ)　適用を必要とする期間

(ｵ)　既に行った救助措置および行おうとする救助措置

エ　被災者の他地区への移送要請

(ｱ)　移送を必要とする被災者の数

(ｲ)　希望する移送先と被災者を収容する期間

オ　応援要請または応急処理の実施要請（災対法第 68 条）

(ｱ)　災害の状況および応援または応急処置の実施を求める理由

(ｲ)　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量

(ｳ)　応援を必要とする場所、期間

(4)　指定地方行政機関等に対する場合

市は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、関係指定地方行政機関または関係指定公共機関に対し、必要な事項を明らかにして職員の派遣を要請する。

ア　災害の状況および応援または応急処置の実施を求める理由

イ　応援を希望する物資、資材、機械、器具等の品名および数量

ウ　応援を必要とする場所、機関

(5)　民間団体等への要請

市は、応急対策または災害復旧のため、必要があると認めたときは、民間団体等に協力を要請する。

6　消防の応援

(1)　県内市町消防への要請

鯖江・丹生消防組合消防本部は、単独で対処不可能な地震火災が発生した場合は、福井県広域消防相互応援協定に基づき他の市町に応援要請を行う。

(2)　他都道府県消防機関への要請

本部長は、他の都道府県消防機関の応援が必要なときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき必要な事項を明らかにし、県を通じて消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

7　自衛隊の災害派遣

市は、災害の発生により市民の生命または財産の保護のため、必要があると認めるときは、本章２６節により、県に対し自衛隊の派遣を要請する。ただし、災害状況から事態が切迫し、県と連絡がとれない場合などは、直接、自衛隊に災害派遣の通知を行い、事後、県に対して速やかに所定の手続きをとる。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨および市の地域に係る災害の状況を自衛隊に報告する。

第３　各機関の協力および経費の負担

1　協力の実施

(1)　各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施の遂行に支障のない限り協力または便宜を図る。

(2)　各機関の協力業務の内容は、「第１章第４節防災関係機関の処理すべき事務または業務の大綱」に定めており、協力方法は、要請先と協議のうえ定める。

(3)　各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整えておく。

2　経費の負担

他市町、国または県からの派遣職員に対する給与および経費の負担方法は、災対法に定めるところによる。

第３節　自衛隊災害派遣要請計画

第１　計画の方針

地震災害に際して、人命または財産を保護するため自衛隊に対し、災害派遣を要請するときの手続き、受入等を定める。

第２　派遣要請の実施

市は、災害が発生し人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能または困難であると認められる場合、または災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がない場合は、県に対し自衛隊の災害派遣を要請する。

第３　派遣の内容

１　被害状況の把握
２　避難の援助
３　遭難者等の捜索救助
４　除雪・水防活動の支援
５　道路または水路の啓開
６　応急医療、救護および防疫
７　人員および物資の緊急輸送
８　消防活動の支援（空中消火を含む。）
９　危険物の保安および除去
１０　給食および給水
１１　入浴支援
１２　救援物資の無償貸付または譲与
１３　その他臨機の必要に応じ、自衛隊の能力で対処可能なもの

第４　自衛隊の情報収集

福井県内において震度５弱以上の地震が観測された場合において、各自衛隊は、航空機等により被害状況の収集活動を行い、その収集した情報を必要に応じ、県に伝達する。その際、市は、自衛隊が収集した情報について、県を通じて入手するよう努める。

第５　派遣要請の手続き

１　市は、自衛隊の派遣を要請すべき事態が発生したときは、災害派遣要請書を県に提出する。ただし、特に緊急の場合、電話をもって行い、事後速やかに県へ文書を提出する。口頭で要請する場合の連絡事項は次のとおりである。

(1)　災害の状況および派遣を要請する理由
(2)　派遣を希望する期間
(3)　派遣を希望する区域および活動内容
(4)　その他参考となるべき事項

2　派遣要請先

機関名	連絡窓口	電話番号
陸上自衛隊第 14 普通科連隊	第３科	076-241-2171
陸上自衛隊第 372 施設中隊	司令職務班	0778-51-4675
海上自衛隊舞鶴地方総監部	防衛部第３幕僚室	0773-62-2250
航空自衛隊第６航空団	防衛班長	0761-22-2101
自衛隊福井地方協力本部	総務課	0776-23-1910

3　留意事項

市長は、知事に災害派遣の要請をする場合、特に次の事項に留意する。

(1)　自衛隊が災害派遣をする場合は自衛隊法第 83 条第２項「都道府県知事の要請があり事態やむを得ないと指定部隊の長が認める場合には、部隊を救援のため派遣することができる」に該当する事態であり、単なる災害という理由のみで要請しない。

(2)　災害応急対策活動および災害予防（災害の発生が目前に迫り、かつ、これが予防のためには部隊等の派遣を待つ以外に方法がないと思われるとき。）のための派遣要請ではあるが、自衛隊が到着する頃には危険が去ったということのないよう的確な情勢判断をする。

(3)　災害派遣を要請するときは、災害の状況および派遣を申請する理由、派遣を必要とする期間、派遣を希望するその任務、希望する区域および活動等の概数、その他部隊派遣上特に参考となる事項を県に連絡する。

第６　自主派遣

災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、県の要請を待つ時間がないときは、要請を待つことなく次の基準により部隊等が派遣される。

1　災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合。

2　災害に際し、県等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められた場合に、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合。

3　災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合。

4　その他災害に際し、上記事項に準じ、特に急を要し、県等からの要請を待つ時間がないと認められる場合。

5　庁舎、営舎その他防衛省の施設またはこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が自主的に派遣する場合。ただし、県の要請前に部隊等を派遣した後、県が派遣要請をした場合、その時点から県の派遣要請に基づく救援活動を実施する。

第７　派遣部隊の受入れ

１　関係機関の相互協力

市は、派遣部隊の移動、現地進入および災害応急措置に係る補償問題等の発生、ならびに必要な現地資材の使用等に関して、県、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合消防本部と緊密に連絡し協力する。

２　作業計画および資材等の準備

市は、自衛隊への作業の要請または依頼にあたっては、他の災害救助隊、復旧機関等と競合、重複しないよう効率的な計画を策定するとともに、災害実態に必要な資材を準備し、かつ諸作業について関係ある管理責任者の了解を得るようにする。

３　派遣部隊との連絡調整

派遣部隊の受入れおよび活動を円滑に行うための連絡調整は、県が行う。

４　自衛隊の受入れが決定したときは、下記により速やかに受入れの体制を整備する。

(1)　自衛隊連絡員室を市役所内に設置し、机、椅子を配備する。

(2)　宿舎は、屋内宿泊施設（公共施設で隊員一人当り１畳の基準）をあてるが、その施設が避難施設にあてられているときは、避難者との関係を十分に検討し、派遣部隊の活動を妨げないよう留意する。

(3)　災害の状況により、野営の必要がある場合は、野営施設を設置する。

(4)　材料置場、炊事場は野外の適当な広場を確保する。

(5)　駐車場は、宿泊施設の近くに車両等を考慮して適当な広場を確保する。

(6)　食糧等の供給の必要がある場合は、本章第１８節「飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画」等により調達の手配をする。

(7)　ヘリポートの設置等

ア　被災地の状況、ヘリコプターの機種により異なるが、あらかじめ設定した地点を対象にその都度自衛隊および県と協議して定める。

イ　吹き流し、発煙筒、Ⓗの標示、警戒人員を配備する。

ウ　通信筒投下のとき、＋（長さ4m）の標示、発煙筒、白布（30㎝×30㎝で通信筒を受取ったときの目印し）を準備する。

エ　孤立地区偵察のときの赤旗（急病人が発生しているとき)、青旗（食糧が不足しているとき）を準備する。

第８　派遣部隊の撤収要請

市は、応急対策、復旧対策等の進行状況により、派遣部隊の撤収要請をするときは、派遣部隊の長と協議の上、県に撤収要請を行う。

第９　経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費のうち次に掲げるものは原則として派遣を要請した市が負担する。ただし、負担区分について疑義が生じた場合は、その都度協議して定める。

1　派遣部隊の宿泊等に必要な土地、建物等の使用料および借上げ科

2　派遣部隊の宿泊等に伴う光熱水費、電話等通信費および入浴料

3　活動に必要な自衛隊以外の資機材等の調達、借上げ、その運搬、修理費

第４節　ボランティア受入れ計画

第１　計画の方針

震災時において、ボランティアの自主性を尊重しつつ、ボランティア活動が円滑に行われるようボランティア活動環境を整備する。

第２　ボランティアの受入体制

１　市は、被災地等における災害ボランティア活動の円滑な実施を図るため、市災害ボランティアセンター連絡会に対し「災害ボランティアセンター」の設置を要請する。同センターは県や災害対策本部と情報交換を行うとともに、避難所、救援物資集積所等から情報収集し、ボランティアニーズの把握を行う。また、専門ボランティアの派遣に関しては中間支援組織等との連携に努める。

２　災害ボランティアの受入業務

(1)　一般ボランティア

ア　被災家屋の清掃、片づけ、家財道具運搬

イ　避難所等の管理・運営補助

ウ　避難者の生活援助

エ　救援物資等の輸送・整理

オ　炊き出しなどの食事サービス

カ　情報収集活動

キ　その他災害時に必要となる活動

(2)　専門ボランティア

ア　介護

イ　輸送

ウ　応急危険度判定士

エ　外国語通訳

オ　点字・朗読・手話通訳・要約筆記

カ　ボランティアのコーディネート

キ　被災動物等の保護および収容

ク　その他災害時に必要となる活動

３　ボランティア保険への加入

ボランティア活動時の事故等の補償のため、災害ボランティア活動者は、県の負担によるボランティア保険に加入する。

４　受入経費

市（県から事務の委任を受けた場合）および県は、ボランティアセンターに係る人件費および旅費を災害救助法の国庫負担の対象とすることができる。

第３　奉仕団等の編成および活動

災害時においては、日本赤十字社福井県支部のほか、区長会、女性、青年、壮年等の各種団体および民間組織の協力を得て、災害応急対策の万全を図る。

１　日本赤十字社福井県支部の協力

(1)　日本赤十字社福井県支部は、発生した災害について、災害救助法が適用された場合、県の要請により、鯖江市の市域に救護班および現地医療班を出動させ医療および助産、ならびに遺体の処理等、災害救助活動に協力する。

(2)　日本赤十字社福井県支部は、災害の状況により市長から災害救助の要請があったときは、可能な限りこれに協力する。

２　民間奉仕団体および活動範囲

(1)　奉仕団の編成

ア　赤十字奉仕団

日本赤十字社福井県支部は、市の区域に赤十字奉仕団を編成し、民間奉仕団と連絡を図り、労力奉仕、義援金品募集、厚生指導等災害救助活動に協力する。

イ　町内会

(ｱ)　局地災害の場合は、隣接町内会は積極的に協力する。

(ｲ)　市全域にわたる災害の場合は、市長の要請により災害応急対策活動に協力する。

(ｳ)　区長会連合会等は、市長の要請に対して積極的に協力体制を組む。

ウ　その他各種団体および有志者

女性、青年、壮年等の各種団体および有志者においては、必要に応じ市長の要請により災害応急対策活動に協力する。

(2)　奉仕団の名称等

奉仕団には各団体別に名称を付し、団長および班長等を決定し、奉仕協力活動の実態に即した編成をする。

(3)　奉仕団の協力活動範囲

ア　被災者の避難誘導

イ　被災者の救出および保護

ウ　被災者および災害応急対策従事者に対する炊出し

エ　清掃および防疫

オ　災害応急対策用物資、資材の輸送

カ　食糧、衣料等の物資の配給

キ　救援物資の整理、輸送

ク　被災者の家財の監視

ケ　救援隊、自衛隊に対する協力

コ　応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業

サ　その他応急対策活動の協力

第５節　地震に関する情報等の伝達計画

第１　計画の方針

地震の情報等を各機関の連携のもとに、迅速かつ的確に伝達し、早期の災害応急対策を実施する。

第２　情報の種類と概要

福井地方気象台は、地震に関する情報を住民が容易に理解できるよう、市や県、その他防災関係機関と連携し、地震情報（震度、長周期地震動階級、震源、マグニチュード、地震の状況等）の解説に努めるとともに、報道機関等の協力を得て、市民に迅速かつ正確な情報を伝達する。

１　緊急地震速報

(1)　緊急地震速報の発表等

気象庁は、最大震度５弱以上または最大長周期地震動階級３以上の揺れが予想された場合に、震度４以上または長周期地震動階級３以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域）に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。

なお、震度６弱以上または長周期地震動階級４の揺れを予想した緊急地震速報（警報）は、特別警報に位置付けられる。

(2)　緊急地震速報の伝達

気象庁は、地震による被害の軽減に資するため、緊急地震速報を発表し、日本放送協会に伝達するとともに、官邸、関係省庁、地方公共団体への提供に努める。また、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ等を用いて住民への緊急地震速報の提供に努める。

(3)　市は、住民への緊急地震速報等の迅速かつ的確な伝達のため、防災行政無線を始めとする効果的かつ確実な伝達手段の複合的に活用に努める。

２　地震情報の種類とその内容

(1)　緊急地震速報や震度速報で用いる区域の名称

都道府県名	緊急地震速報で用いる府県予報区の名称	震源・震度情報で用いる市町名
福井県	福井県嶺北	福井市、大野市、勝山市、**鯖江市**、あわら市、越前市、福井坂井市、永平寺町、福井池田町、南越前町、越前町
	福井県嶺南	敦賀市、小浜市、福井美浜町、高浜町、福井おおい町、福井若狭町

(2)　地震情報の種類と発表基準・内容

地震情報の種類	発表基準	内　　容
震度速報	震度３以上	地震発生から約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（全国を 188 地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	震度３以上（津波警報等を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度情報	・ 震度１以上 ・ 津波警報等発表または若干の海面変動が予想された時 ・ 緊急地震速報（警報）発表時	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度１以上を観測した地域名と市町村毎の観測した震度を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その市町村・地点名を発表。
長周期地震動に関する観測情報	震度１以上を観測した地震のうち、長周期地震動階級１以上を観測した場合	地域ごとの震度の最大値・長周期地震動階級の最大値のほか、個別の観測点毎に、長周期地震動階級や長周期地震動の周期別階級等を発表。（地震発生から 10 分後程度で１回発表）
遠地地震に関する情報	・ マグニチュード 7.0 以上 ・ 都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合 （国外で発生した大規模噴火を覚知した場合にも発表することがある。）	国外で発生した地震について、地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を、地震発生から概ね 30 分以内に発表※1。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。 ※１ 国外で発生した大規模噴火を覚知した場合は、噴火発生から１時間半～２時間程度で発表しています。
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布	震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、250m 四方の格子毎に推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。

第３　情報等の伝達

福井地方気象台から地震に関する情報を受けた機関は、「福井地方気象台からの情報伝達系統図」を準用して、通報または放送を行うように努める。

第４　異常現象発見者の通報義務

災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、災対法 54 条に基づき、遅滞なくその旨を市または警察に通報する。通報を受けた警察は、その旨を速やかに市に通報し、市は速やかに県、福井地方気象台およびその他の関係機関に通報する。

［異常現象発見者の通報図］

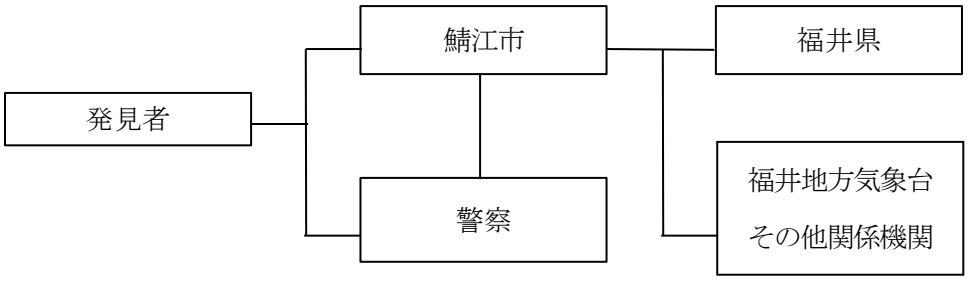

1　県および福井地方気象台等に通報すべき事項

(1)　震度４以上の地震があったとき。

(2)　頻発地震（数日にわたり頻繁に感じる地震）があったとき。

2　市長からその他の関係機関への通報は「本章第６節　災害情報収集伝達計画」に定める。

［福井地方気象台からの情報伝達系統図］

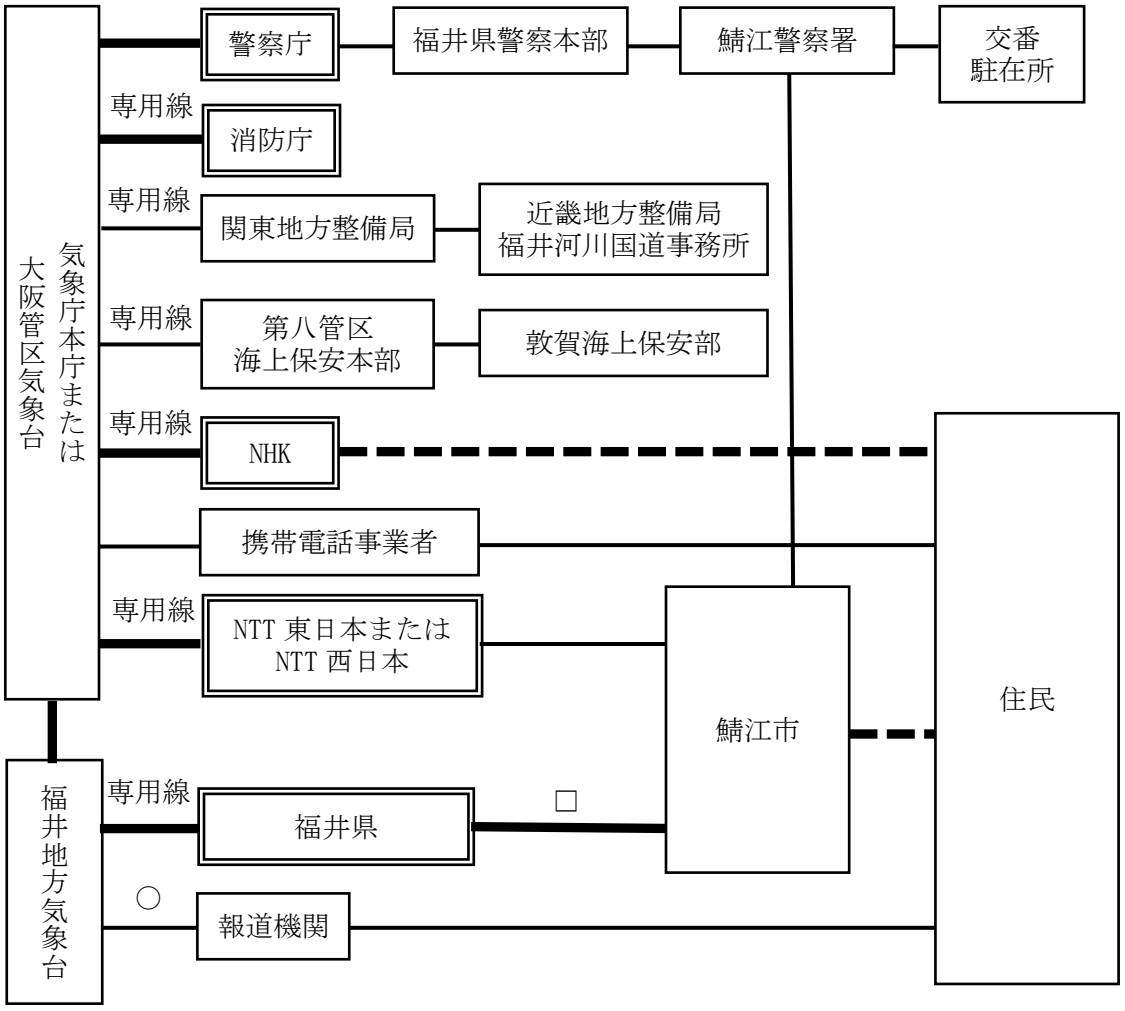

◇凡例

━━	法令(気象業務法等)による通知系統
▬ ▬	法令(気象業務法等)による公衆への周知依頼および周知系統
──	地域防災計画・行政協定・その他による伝達系統
○	防災情報提供システム(ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ)または気象庁HP
□	県防災情報ネットワーク
▭	法令により、気象官署から警報事項を受領する機関

第６節　災害情報収集伝達計画

第１　計画の方針

災害応急対策活動を迅速かつ的確に行うには、被害や復旧状況に関する情報を迅速かつ正確に収集し、関係機関に連絡することが重要であるため、関係機関は所掌の情報を積極的に収集把握して、県に報告する体制を確立する。

第２　災害情報の収集および伝達

１　防災関係機関相互の連絡体制の確立

市および県は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を、新総合防災情報システム（ＳＯＢＯ－ＷＥＢ）に集約できるよう努める。

２　市の情報収集および伝達体制

(1)　情報収集

自衛隊や警察などの防災関係機関が収集した情報を活用するほか、災害情報の積極的な収集を行うなど、被害規模を早期に把握に努める。なお、発生した災害または発生するおそれのある災害に関する情報収集等は次のとおりとする。

ア　火災の発生の状況

イ　建物の倒壊状況

ウ　死者、負傷者の人的被害の発生状況

エ　電気・水道等の被害状況

オ　道路、橋梁の被害状況

カ　住民の動向

キ　その他必要な事項

(2)　情報伝達

収集した情報は、本章第８節「広報計画」により伝達する。

(3)　調査方法

被害の状況調査は、「鯖江市被害状況報告要領」に基づいて行い、市民の生命、財産に関する事項および市の管理する施設について、各班、基地が調査し行政管理課が集計する。

ア　市は、被災世帯人員等について、現地調査に加えて住民登録等の諸記録とも照合し、その正誤を確認する。

イ　市は、死者および負傷者が出た場合は、その氏名、住所および年齢等を速やかに確認する。

(4)　参集途上職員の情報収集

参集途上にある職員は、周囲の被災状況を把握し、参集後所属班長に報告し、各部は、職員の報告内容を市長に報告する。

(5)　通信関係のボランティアの活用

大規模な災害が発生し、情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線、パソコン通信利用者といった通信関係のボランティアの協力を得る。

(6)　情報の優先順位

情報収集および通報は、人的被害および住家被害に関連あるものを優先する。その他については本章第７節「通信運用計画」に定める。

(7)　安否不明者の情報収集

市は、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）については、県、防災関係機関、自主防災組織の協力を得て、積極的に情報収集を行う。市は、「災害時における安否不明者の氏名等の公表方針」に基づき、県が要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めた場合、住民基本台帳の閲覧制限措置の有無等を確認の上、安否不明者の氏名等の公表を行い、その安否情報を収取・精査することにより、速やかな安否不明者の絞り込みに努める。

(8)　航空写真・画像等の提供

市および県は、情報収集で得た航空写真・画像等については、ライフライン施設等の被害状況の早期把握のため、ライフライン事業者等の要望に応じて、情報提供に努める。

(9)　地域住民からの収集

市は現地の被害状況を把握する必要がある場合、公民館長、消防団の分団長、区長等の地域住民から情報を収集する。

(10)　関係機関への情報連絡手段

防災関係機関は、電話、ファクシミリ、防災行政無線、携帯電話等の通信手段の中から、報告するときの状況に応じ最も有効な手段を用いて、情報を連絡する。

第３　被害状況報告

被害状況の報告は、県に報告することを原則とするが、県に報告することができない場合は、国（総務省消防庁）に報告を行い、県との連絡が取れるようになった場合は、県に対して報告する。

なお、県につながらない場合、被害状況の報告先は次のとおりである。

時間帯		通常時	夜間・休日時
連絡先		消防庁応急対策室	消防庁宿直室
電話番号	ＮＴＴ回線	03－5253－7527	03－5253－7777
	消防防災無線	90－49013	90－49102
	地域衛星通信ネットワーク	発信特番－048－500 －90－49013	発信特番－048－500 －90－49102
ＦＡＸ番号	ＮＴＴ回線	03－5253－7537	03－5253－7553
	消防防災無線	90－49033	90－49036
	地域衛星通信ネットワーク	発信特番－048－500 －90－49102	発信特番－048－500 －90－49036

1　報告の内容

市が県へ情報を報告する場合その対象とする事項

(1)　被害発生情報（日時場所原因）

(2)　被害概況（後述の被害状況に準じ、内容によってはそのまま被害状況報告に移行してよい。）

(3)　市町の応急対策の概況（災害対策本部の設置状況）

(4)　県に対する要請事項（自衛隊派遣要請等）

(5)　その他応急対策の実施に際し必要な事項

2　報告の種類

(1)　災害即報

災害を覚知したとき、原則として覚知後 30 分以内で可能な限り早く、わかる範囲で行う。

(2)　災害確定報告

応急対策終了後 10 日以内に行う。

(3)　災害中間報告

毎年１月１日から 12 月 10 日までの災害状況について、12 月 10 日現在で明らかになったものを、12 月 15 日までに行う。

(4)　災害年報

毎年１月１日から 12 月 31 日までの災害状況について、翌年の４月１日現在で明らかになったものを、４月 15 日までに行う。

3　報告の方法

(1)　報告の責任者

災害報告責任者は、危機管理監とする。

(2)　報告の方法

災害即報等は、原則として防災ネットにより行うが、やむを得ない場合には、電報あるいは非常無線等を用いて報告する。災害確定報告および災害年報は、必ず文書で報告を行う。

［被害情報連絡体制］

情報連絡内容	情報収集・連絡系統図
Ⅰ　被害・復旧の状況	
①　人的被害・家屋被害火災状況	市 ― 県災害対策本部 鯖江・丹生消防組合消防本部　警察部 ― 県災害対策本部
②　道路状況・交通状況	市 ― 県災害対策本部 近畿地方整備局福井河川国道事務所 ― 土木部 ― 県災害対策本部 公団・公社 ― 県災害対策本部 警察部 ― 県災害対策本部 輸送関係機関 ― 県災害対策本部
③　堤防・護岸の状況	市 ― 農林水産部 ― 県災害対策本部 土木部 ― 県災害対策本部 国土交通省近畿地方整備局福井河川国道事務所 ― 土木部
④　ライフライン・輸送機関状況	ライフライン関係機関 ― 県災害対策本部 輸送関係機関 ― 県災害対策本部 市（上・下水道） ― 健康福祉部 ― 県災害対策本部 土木部 ― 県災害対策本部
⑤　文教施設関係状況	市 県立文教施設 ― 教育部 ― 県災害対策本部 民間文化施設 ― 教育部
⑥　病院施設関係状況	市（病院等） 県立病院 ― 健康福祉部 ― 県災害対策本部 県医師会（私立病院）等 ― 健康福祉部
⑦　廃棄物処理場関係状況	市 ― 防災安全部 ― 県災害対策本部
⑧　火葬場関係状況	市 ― 健康福祉部 ― 県災害対策本部
⑨　その他の施設の状況	県立施設 ― 所管部 ― 県災害対策本部 市 ― 県災害対策本部 その他の施設
Ⅱ　対策の実施状況	
①　住民避難の状況	市 ― 県災害対策本部 警察部 ― 県災害対策本部
②　救護物資・避難所運営・ボランティアの受入れ状	市 ― 総務部 ― 県災害対策本部
③　治安の状況	警察部 ― 県災害対策本部
④　その他の対策の状況	市 関係機関 ― 県災害対策本部 各部 ― 県災害対策本部

第７節　通信運用計画

第１　計画の方針

地震発生時の通信を確保し、災害応急対策に支障をきたすことがないよう迅速かつ的確に行う。

第２　地震発生直後の機能確認と応急復旧

地震発生時は、すぐに通信施設の機能を確認し、被災が判明した場合は速やかに応急復旧にあたるとともに、携帯電話等の代替通信手段を確保するほか、すべての通信手段が途絶された場合には、職員を派遣して通信の確保を図る。

第３　通信手段の確保

１　災害時の通信連絡

市および県、防災関係機関が行う災害に関する予報、警報および情報の伝達もしくは被害状況の収集報告、その他応急対策に必要な指示、命令などは、原則として有線通信（加入電話）、または無線通信により速やかに行う。

２　通信の統制

地震発生時においては、加入電話および無線通信とも混乱することが予想されるため、通信施設の管理者は、適切な通信統制を実施し、その通信が円滑、迅速に行われるよう努める。

３　各種通信設備の利用

(1)　電話および電報施設の優先利用

ア　電話の優先利用

市は、災害時において最優先に確保すべき通話を行うために、一般加入電話をＮＴＴ西日本（株）の承諾を受けて災害時優先電話として利用する。この災害時優先電話を使用しての通話は、通信網に異常ふくそうが生じて一般の通話を規制した場合も、通話の規制を受けない。

イ　電報の優先利用

(ｱ)　非常電報

地震やその他非常事態が発生し、または発生するおそれがあると認められる場合、他の電報に優先して取り扱われる。

(ｲ)　緊急電報

非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため通報することを要する事項を内容とする電報については、緊急扱い電報として取り扱われる。

(2)　電波法に基づく非常通信の利用

防災関係機関は、地震その他非常の事態が発生し、または発生するおそれがある場合において、有線通信を利用することができないか、またはこれを利用することが著しく困難であるときは、電波法第 52 条および第 74 条ならびに非常通信規約に基づいて非常通信を利用し、通信連絡手段の確保を図る。

この場合において、無線局およびその他の機関は、北陸地方非常通信協議会を中心に、無線設備の保守点検、通信訓練の実施等を通じて、非常通信の円滑な運用を期する。

非常通報を希望する者は、非常通信用紙（別紙様式）に電報形式（片カナ）または文書形式（通常の文書体）により、最寄りの無線局に依頼する。

(3)　その他の通信手段

ア　市および県は、連絡通信手段が途絶および不足した場合など、必要に応じて、北陸総合通信局に対し災害対策用移動通信機器および災害対策用移動電源車の貸出要請を行う。

イ　市および県は、電気通信事業者（固定電話、携帯電話事業者）に対し、通信設備の早期復旧、または代替通信設備の設置を要請する。

第８節　広報計画

第１　計画の方針

地震発生時におけるパニックの発生を防止するため、被災地および隣接地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供し、民心の安定と円滑な応急対策活動の実施を確保する。

第２　情報の収集

(1)　秘書広報班は、各課と相互に緊密な連絡を取り、統制のとれた迅速な情報の発表に努める。

(2)　各班は、刻々の情報と写真を秘書広報班に提供する。

(3)　秘書広報班は必要に応じ班員を現地に派遣して情報の収集ならびに取材を行う。

第３　市民に対する広報

１　広報の内容

(1)　災害発生状況

(2)　地震に関する情報

(3)　交通機関の運行状況および交通規制状況

(4)　電気、電話、上・下水道等ライフライン施設状況

(5)　市その他防災関係機関の応急対策状況

(6)　医療、救護所の開設状況

(7)　給食、給水実施状況

(8)　衣料、生活必需品等供給状況

(9)　住民の生活確保、指導に関する措置

(10)　避難措置その他の住民の保護措置

(11)　ボランティア活動の状況

(12)　原子力発電所の状況

(13)　その他必要事項

２　広報の方法

(1)　報道機関への広報の要請

市および県が発する災害情報等については、それらを集約し、テレビやネット等の多様なメディアを通して一括配信するＬアラート（災害情報共有システム）を活用し、周知する。

(2)　その他の広報

ア　市の広報媒体を活用した広報

イ　広報車による広報

ウ　テレビ、ラジオの広報番組を活用した広報

エ　ＳＮＳを活用した広報

第４　災害広報資料の収集および保存

１　各部は、災害に関する資料・写真・動画を積極的に収集し、秘書広報班に提供する。

２　秘書広報班は、取材したものと合わせて広報用に供し、保存するとともに、必要に応じて災害記録等を作成し、有効的に活用するように努める。

第５　相談窓口、情報提供窓口の開設

１　市は、災害が発生した場合、必要に応じて相談窓口を設置し、被災者からの相談、問い合わせ等に対応する。

２　市は、被災者に総合的な情報を提供するポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努める。

第６　安否情報の提供

市は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、可能な限り安否情報を回答するよう努める。ただし、配偶者からのＤＶなどを受け、追跡により危害を受ける恐れがある被災者もいることから回答には十分に注意する。また、救助等で人命に関わる応急措置に支障をおよぼさないよう配慮する。

〈広　報〉

処　　理　　事　　項	
発災後から3時間後まで	★　住民広報 ①　危険地域住民への呼びかけ ②　余震、二次災害危険の見通し ③　ガス漏れ、火気使用注意、電線の感電注意等の注意事項の呼びかけ ④　不用不急電話および自動車使用の自粛呼びかけ ★　放送局への放送依頼（県を通じて） ①　高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保 ②　避難所の指定
3時間後から24時間後まで	★　住民広報 上記の項目以外に次の項目を広報 ①　デマ、流言への注意情報 ②　交通機関の運行情報および道路交通規制情報 ③　給水の実施（上水道飲用注意） ④　給食（炊き出し）の案内（避難施設ごとに区長を通して広報） ⑤　電気、電話等ライフラインの復旧見込み ⑥　医療機関情報 ★　報道機関への対応 ①　記者発表室の設置 ②　被害状況の発表、報道依頼 ③　発表ルールの明確化 記者発表室を設置し、定期的（概ね４時間ごと）に発表
24時間後から72時間後まで	★　住民広報 上記の項目以外に次の項目を広報 ①　安否情報 ②　衣類、生活必需品配布情報 ★　ボランティアへの広報 ①　受付場所 ②　必要人員、業務内容

広報用放送文例

発　生　直　後	こちらは、鯖江市です。ただ今、○○に大きな地震がありました。 あわてて、外に飛び出すのは危険です。落ち着いて行動してください。 ガスの元栓をしめてください。 電気配電盤のブレーカーを落としてください。 テレビ、ラジオをつけて、今後の情報に十分注意してください。
発生から数時間	こちらは、鯖江市です。さきほどの地震は震度○と発表されました。 ゆれは次第におさまってきています。落ち着いて行動してください。 電話はかかりにくくなっています。緊急の電話をかけやすくするために、しばらく電話は使わないでください。 出所のわからない情報（デマ）には一切耳を貸さない、人に伝えないようにしてください。 テレビ、ラジオをつけて、今後の情報に十分注意してください。
避　難　誘　導	こちらは、鯖江市の災害対策本部です。 ただ今の地震により、○○地区で火災が発生し、△△方向へ燃えひろがる危険があります。 ○○地区のみなさん、△△公園へ避難してください。 避難する際は、次の事に注意してください。 荷物は最小限にしてください。 車を道路に乗り捨てないでください。 警察官等の指示にしたがってください。
被　害　状　況	こちらは、鯖江市の災害対策本部です。 ○○地区では、ただ今の地震による火災が発生し、延焼中です。現在、地震のため、電気、水道、電話が各所で分断されています。 テレビ、ラジオをつけて、今後の情報に十分注意してください。

第９節　避難計画

第１　計画の方針

住民を被災状況に応じ速やかに避難させ、生命、身体の安全の確保に努める。

第２　避難体制

１　避難を必要とする場合

(1)　地震等により、被害の拡大や二次災害発生のおそれがある場合

(2)　延焼火災の拡大により広範囲な区域が危険にさらされるおそれがある場合

(3)　崖崩れ、地すべり等大規模な地盤災害が予想され、または発生した場合

２　避難体制

(1)　避難の指示

ア　市長の措置（災対法第 60 条）

市長は、地震の発生により建築物の倒壊、火災、崖崩れ等の災害が発生し、または発生するおそれがあり、住民の生命、身体に危険をおよぼすと認めるときは、危険地域の住民に対し、立ち退きの指示を行う。

イ　警察官の措置（警察官職務執行法第４条、災対法第 61 条）

警察官は、地震に伴う災害の発生により危険な事態が切迫したと認めるときは、警告を発し、特に急を要する場合においては、必要な限度で避難の措置をとる。

また、警察官は、市長が行う避難の指示について、市長がその措置を行ういとまがないとき、あるいは市から要請があったときは当該地区の住民に対し立ち退きの指示を行う。

この場合、警察官は、速やかにその旨を市長に通知する。

ウ　自衛官の措置（自衛隊法 94 条）

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害により危険な事態が生じた場合で、警察官がその場にいないときは、当該地域住民の避難について必要な措置をとる。

エ　知事等の措置（地すべり防止法第 25 条、水防法第 29 条）

知事およびその命を受けた職員は、地震に伴う地すべりにより著しく危険な地域の住民に対し、立ち退きを指示する。

この場合、当該区域を鯖江警察署にその旨を通知する。

オ　知事による避難の指示等の代行（災対法第 60 条第６項）

知事は、災害の発生により、市がその全部または大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難の指示等を市長に代わって実施する。

(2)　避難指示の内容

避難指示を行う者は、以下の事項を明示する。

ア　避難指示等の伝達者の名称

イ　避難指示等の実施者

ウ　避難指示等の理由

エ　対象となる地域（地区名等）

オ　避難先、避難経路等

カ　その他注意事項

(3)　避難指示実施責任者の代理

市長が実施責任者となる避難指示等を発令するときに、市長に事故がある場合は次の順位で代理する。

ア　副市長

イ　危機管理監

(4)　避難措置の周知等

ア　関係機関への通知

避難の指示を行った者は、次により必要な事項を通知する。

(ｱ)　市長の措置

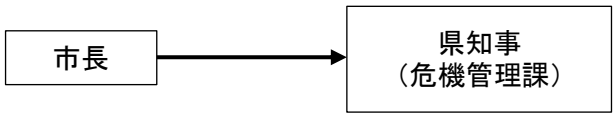

(ｲ)　警察官の措置

a　災対法に基づく措置

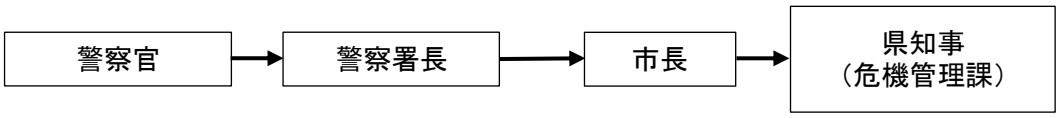

b　職権に基づく措置

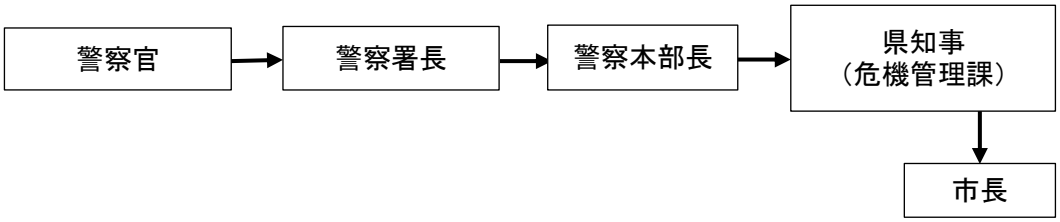

c　自衛官の措置

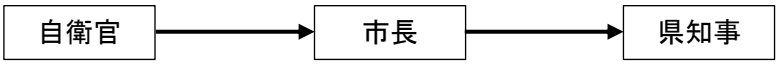

イ　住民への周知

住民への周知は、避難指示等の伝達を下記のとおり行う。なお、詳細については、「避難情報の発令に関する判断・伝達マニュアル」に定める。

(ｱ)　市民等への避難指示等の伝達は、防災行政無線（同報系）・広報車・サイレン・緊急一斉配信メール・市ホームページ・ＳＮＳ・こしの都ネットワークおよびたんなん夢レディオ等多様な情報伝達手段により行い、状況に応じて報道機関等に協力要請を行う。

(ｲ)　避難指示等を発令する際には、その対象者を明確にし、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達する。

3　避難の誘導

避難のための立退きを円滑かつ安全に行うために、各自主防災組織は避難経路を適切に選定し、誘導責任者を定めておく。また、避難にあたっては、できるだけ自主防災組織、自治会ごとの集団避難を行い、要配慮者を優先して誘導する。必要に応じ、警察、消防団および市に協力を求める。

(1)　避難指示等が出された場合、各自主防災組織は、一時避難場所（集合場所）、指定緊急避難場所および指定避難所に誘導する。

(2)　火災・土砂災害等で最初の避難所が危険と判断された場合、市は他の避難所へ誘導を伝達する。

［避難のパターン］

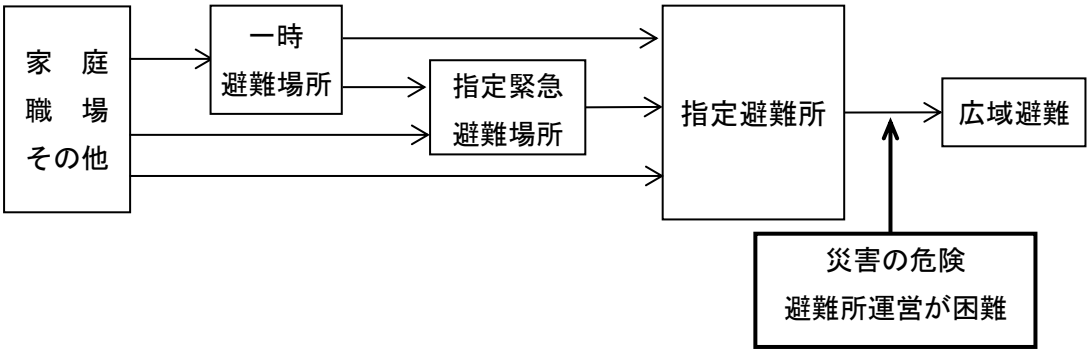

第３　避難所の開設、収容等

1　避難所の選定

避難所の設置は、指定した指定避難所の利用を原則とするが、災害の態様に応じ、迅速かつ適切に選定し、その他の公共施設および神社、寺院、広域的避難所等を応急的に整備して使用する。

ただし、災害の状況によりこれらの施設が適当でないときは、指定避難所以外の施設についても、安全性を確認の上、管理者の同意を得て、公園等にプレハブまたはテントを設ける。

また、要配慮者のため、必要に応じて旅館・ホテル等を避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

2　対象者

(1)　災害によって被害を受けたもので、居住の場所を失った者

(2)　災害によって被害を受けるおそれのある者で、避難指示等を受けている者または、緊急に避難することが必要である者

(3)　開設方法等

ア　市は、発災時に必要に応じ、指定緊急避難場所および指定避難所を開設し、住民等への周知徹底を図る。また市は指定避難所の開設状況について、速やかに県および関係者に情報提供または通報する。

(ｱ)　避難指示等が発令された場合の安全確保措置としては、指定緊急避難場所や指定避難所への移動を原則とする。

(ｲ)　予定した避難所が使用できないときは、市長は県知事または隣接市町長と協議し、指定避難所の設定または被災者の収容について所要の処置を行う。

イ　市は、指定避難所を開設したときは、ただちに避難所開設における下記内容を「福井県防災ネット」を用いて県に情報提供する。

(ｱ)　避難所開設の日時および場所

(ｲ)　避難所数・避難世帯数および人員数

(ｳ)　開設期間の見込み

なお、国有財産を避難所の用に供する場合には、国に対し無償借受等の申請を行う。

(4)　避難所の開設要領

ア　開設基準

(ｱ)　本部長が必要と認めたときに開設

第１配備

(ｲ)　配備と同時に開設

第２配備、第３配備

イ　開設要領

(ｱ)　施設管理者は、勤務時間内外にかかわらず事由発生と同時に施設を開放

(ｲ)　避難所・基地要員等の職員を避難施設に派遣する。

第４　避難所の管理、運営

1　避難所における業務

(1)　避難所管理・運営委員会

指定避難所における避難者の代表者からなる組織で、避難所における管理・運営主体。業務については「避難所管理・運営マニュアル」に基づき、実施する。

(2)　避難所・基地要員

避難所・基地要員は、市長が地区ごとに市職員から選出し、同委員会が避難所を円滑に管理・運営できるよう支援を行うとともに、市災害対策本部との連絡を行う。また、同委員会が

立ち上がるまでの運営を行う。

(3)　施設管理者

避難所・基地要員とともに、同委員会の運営の支援を行うとともに、同委員会が立ち上がるまでの運営を行う。

(4)　避難所の運営について、以下のことに注意して行う。

ア　保健・衛生面、プライバシーの保護など幅広い観点から被災者の心身の健康維持および人権にきめ細かく配慮した対策や福祉的支援を行い、生活環境が常に良好なものであるよう努める。

イ　避難所における正確な情報の伝達、食料、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織、避難所運営について専門性を有したＮＰＯ・ボランティア等外部支援者の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求める。

ウ　避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。

2　避難所の生活環境の整備

(1)　市は、指定避難所等の生活環境を確保するため、必要に応じ、仮設トイレを早期に設置するとともに、簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレの設置に配慮するよう努める。また、被災地の衛生状態の保持のため、清掃、し尿処理、生活ごみの収集処理等についても必要な措置を行う。

(2)　市および避難所管理・運営委員会は、女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置に努める。

3　要配慮者への対応

市は、避難所に高齢者および障がい者などの要配慮者がいる場合は、災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）、民生委員、自主防災組織およびボランティアなどの協力を得て、速やかに適切な措置を行うよう努める。

4　環境の変化への対応

市は、生活不活発病やエコノミークラス症候群など環境の変化等から生じる避難者の健康不安または体調の変化を早期発見するため、関係機関と協力して、医療関係者による巡回健康相談を実施するとともに、災害による心的外傷後ストレス障がい（ＰＴＳＤ）等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置するよう努める。

5　女性や子育て世代、こども、若者への対応

市は、避難所の運営における女性や子育て世代の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方および性的少数者の視点等への配慮やこども・若者の居場所の確保に努める。生理用品・女性専用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保、キッズスペースや学習スペースの設置など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。

6　避難所における犯罪防止の取り組み

市は、指定避難所等における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力の発生を防止するため、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性犯罪・性暴力についての注意喚起のためのポスターを掲載するなど、女性や子供等の安全に配慮するよう努める。また、警察、病院、女性支援団体との連携の下、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

7　車中泊避難者および在宅避難者への対応

市は、やむを得ず避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

特に、車中避難者に対しては、避難状況を調査し、避難所への誘導が困難な場合は、長時間の同一姿勢による下肢の運動不足や水分不足等からエコノミークラス症候群等の疾病を引き起こしやすくなるため、予防方法を周知する等の健康への対策を図る。

8　福祉的支援の実施

市は指定避難所における感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難レイアウト等の必要な措置を講じるよう努める。

9　避難所状況の情報発信

市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努める。

１０　避難所の適切な受入

市は、避難所に避難したホームレスについて、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れることとする。

１１　家庭用動物への対応

市は、避難所に家庭動物と同行避難した者について、適切に受け入れるよう努める。また、必要に応じ、獣医師会や動物取扱業者等から必要な支援が受けられるよう、連携に努める。

１２　避難所設置施設の平常業務再開に向けての協議

避難所設置施設の平常業務再開に向けて、当該施設の管理者、避難所・基地要員、避難所管理・運営委員会で協議を行う。

第５　社会福祉施設における避難計画

1　火災での対応

消防法に基づく各施設の消防計画により、消防機関との年１回以上の合同訓練に努め、災害に際し必要と認める場合は、学校避難の要領で行う。

特に、要配慮者に対する被害が拡大しないよう、施設の誘導責任者および誘導員は、平素から避難の方法等検討、熟知していなければならない。

2　土砂災害への対応

土砂災害警戒区域にある社会福祉法人等については、避難確保計画に基づき、避難を行う。

第６　広域避難の調整

1　地方公共団体間の応援協定に基づく広域避難

地方公共団体間の応援協定に基づいて広域避難する場合の協議はその定めるところによる。

2　災害対策基本法に基づく広域避難

(1)　事前に締結された地方公共団体相互の協定等が機能しない場合には、災対法に基づく広域避難を行う。

(2)　災害の予測規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化に鑑み、区域外への避難および応急仮設住宅への収容が必要と判断した場合において、県内の他市町への受入れについては、当該市町と直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し、他の都道府県との協議を求めることができる。

ただし、市は、事態に照らし緊急を要する場合、県に報告したうえで、自ら他の都道府県内の市町村と協議することができる

(3)　県は市の行政機能が被災によって著しく低下した場合、広域一時滞在のための協議を当該市町に代わって行う。

(4)　市は、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等を決定しておくよう努める。

3　情報の提供

(1)　放送事業者を含め、市、県、国、公共機関および事業者は、避難者のニーズを十分把握するとともに、相互に連絡を取り合い、連携を行うことで、避難者等に役立つ的確な情報を提供できるように努める。

(2)　市は、広域一時滞在の受入先の都道府県や市町村との間で、被災住民に関する情報を共有する。

第７　被災地域における動物の保護等

市は、県に情報を提供するなど、被災地域において復旧活動の妨げとならないよう放浪動物の救護を行うなど、動物の愛護および環境衛生の維持に努める。

〈避難所の管理〉

	処　　理　　事　　項
発災後から3時間後まで	★　避難所開設の準備 ①　避難所の選定 ②　施設管理者の招集 ③　災害の状況、要避難状況の把握 ④　広報の調整 ⑤　避難所の開設、設営と報告
3時間後から24時間後まで	★　需要の把握 ①　避難者数の把握 ★　避難者の受入れおよび避難所の管理、運営 ①　備蓄物資の蔵出し ②　各班との協議 ・給食、給水 ・生活必需品等 ・医療救護、要配慮者支援 ・家庭用動物の受入れ ★車中泊避難者、在宅避難者の把握と対応
24時間後から72時間後まで	★救援物資の受入れ 基地へ必要物資の請求 ★広域避難の調整

第１０節　被災者の救出計画

第１　計画の方針

地震災害は、同時多発的に要救出者が発生するため、市は、防災関係機関相互の緊密な連携による迅速かつ的確に救出活動を実施する。

第２　救出の実施

被害にあった者の救出は、市、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署および各防災機関が緊密な連携の上で実施する。

第３　対象者

災害が直接の原因となって速やかに救出しなければ生命の安全を保障できないような危険な状態にある者とする。

1　火災の際に火中に取り残された者

2　災害時に倒壊家屋等の障害物の下敷きになった者

3　なだれ、山崩れ等の下敷きになった者

第４　救出の方法

1　鯖江・丹生消防組合消防本部職員等による救助隊を編成し、救助に必要な車両、特殊機械器具その他必要な資機材を調達し、鯖江警察署および地元防災関係機関の協力を得て迅速に救助にあたる。

2　市は、緊急時に(1)～(3)のヘリコプターを活用した救出を行う際には、緊急離発着場の指定して関係機関に要請し、速やかに空からの機動的な救出活動を実施する。

(1)　県防災ヘリコプター

(2)　県警察ヘリコプター

(3)　自衛隊

3　災害の発生したところは、必要に応じ現場にある消防団等に協力を求めて危険区域を設定し、同区域内の巡視を行い救出にあたる。

第５　行方不明者の捜索

1　市は、消防、警察および地域住民等の協力を得て、行方不明者の存否を確認する。確認は住民基本台帳等と照合したうえで行う。また、行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村または都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は外務省）に連絡する。

2　行方不明者の捜索は、災害の規模等を勘案して、消防、警察、自衛隊等の関係機関および地域住民の協力を得て実施する。

3　行方不明者の捜索期間は、災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、10 日間を経過後に捜索を要する場合は、期間を延長できる。

〈救出・救助〉

処　　理　　事　　項	
発災後から3時間後まで	★　救出、救助を要する状況（行方不明者、生き埋め等の発生）の把握 ①　危険地域等の緊急パトロール（生き埋め者、火災の発生等） ②　消防署、警察、区長等からの情報入手 ★　関係機関への応援要請等 ①　必要人員、資機材の見積り ②　県、近隣市町等への応援要請
3時間後から24時間後まで	★　救出、救助用資機材の調達、搬送の支援 救出、救助活動は、鯖江・丹生消防組合消防本部が中心となって行い、救出、救助班は、その支援を行う。 ①　搬送ルートの選定 ②　搬送 ★　行方不明者の早期特定の支援 ①　現場情報の収集 ・地元住民からの収集 ・現場関係者からの収集 ・事業所からの収集 ②　住民等からの届出のあった行方不明者等の照合、特定
24時間後から72時間後まで	

第１１節　要配慮者応急対策計画

第１　計画の方針

地震発生時には、要配慮者は、特に大きな影響を受けやすいことから、要配慮者に配慮した応急対策を実施する。

第２　迅速な避難

避難を行う場合、地域住民は地域の避難行動要支援者の避難誘導および安否確認について地域ぐるみで協力支援する。

１　地域住民は「鯖江市避難行動要支援者避難支援プラン」に基づく「個人情報提供同意者名簿」を活用し、避難行動要支援者の安否確認および避難誘導を行う。

２　地域住民は、個別避難計画作成者については同計画に基づき、避難支援を行う。

第３　市における対応

市は、要配慮者を支援するため、次の措置を講じる。

１　避難行動要支援者の受け入れについて、「災害時における指定福祉避難所の設置運営に関する協定書」に基づき、協定を締結した社会福祉法人施設等に、個別避難計画作成者の受入を要請する。

２　災害時には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難行動要支援者について迅速な安否確認や避難支援等が行われるように努める。

３　地域社会の協力を得て要配慮者が必要とする支援内容を把握する。

４　ボランティア等生活支援・情報提供のための人材を確保し、必要に応じて派遣する。

５　特別な食料を必要とする場合は、その確保・提供を行う。

６　生活する上で必要な資機材を避難所等に設置・提供する。

７　避難所・居宅へ相談員を巡回させ、要配慮者の生活状況の確認、健康・生活相談を行う。

８　老人福祉施設、障がい者施設、医療機関、児童相談所等への二次避難が必要な者について、当該施設への受入要請を行う。

第４　外国人に係る対策

１　外国人の避難誘導

市は、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による広報を実施するなど、外国人の避難誘導に努める。

２　外国人の安否確認、救助活動

市は、警察、消防、自主防災組織、鯖江市国際交流協会等の協力を得て、外国人の安否確認や被災状況の把握、救助活動に努める。

３　外国人への情報提供

市および鯖江市国際交流協会は、災害時にテレビ、ラジオ、インターネット等を活用して、やさしい日本語や外国語による情報提供に努める。

4　災害多言語支援センターの設置による支援

市は、県と福井県国際交流協会が実施する、被災外国人の被災情報の収集、多言語での情報提供・相談対応および通訳派遣支援等を行うために設置する福井県災害多言語支援センターに協力する。

第１２節　医療救護計画

第１　計画の方針

地震災害は複合的、広域的災害であり、医療機関の機能低下、交通の混乱による搬送能力の低下等の事態が予想されるため、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療を提供し、被災者を保護する。

第２　医療救護活動体制の確立

１　市の措置

(1)　負傷者の手当て、医師等の確保、救護所の設置ならびに医薬品等の手配等必要な措置を行う。

(2)　市の医療活動のみで対処できない場合は、県や関係団体などに協力を要請する。

２　医療救護活動

(1)　救護班の編成

市職員および鯖江市赤十字奉仕団は必要に応じて、県および日本赤十字社福井県支部等に応援を求める。

市救護班編成は、市と鯖江市医師会との間において協定した「災害時の医療救護活動に関する協定書」に基づき次のとおりとし、その指揮は医師があたる。

班　長　　１人（鯖江市医師会の指名する医師）

看護師　　２人（指名された医師の所属看護師または市の保健師）

班　員　　２人（市職員または赤十字奉仕団員）

(2)　救護所等の設置

ア　医療機関

イ　仮設救護所の設置

病院または診療所施設から遠隔の地で災害が発生した場合は民家を借上げるか、またはテント張りの仮設救護所を設ける。

３　患者等の搬送力の確保

市は、患者、医療従事者および医療資機材等の搬送体制を確保し、支障が生じた場合は、県へ支援要請を行う。

４　医療施設の応急復旧

市は、公立医療機関、病院を中心に応急復旧が円滑に行われるように努める。

５　広域的医療救護活動の要請

市は、被害が甚大で、市の医療活動のみで対処できないときは、県に対して災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の災害支援チームの派遣、患者の搬送、医療敷材の調達等を要請する。

［災害医療体系図］

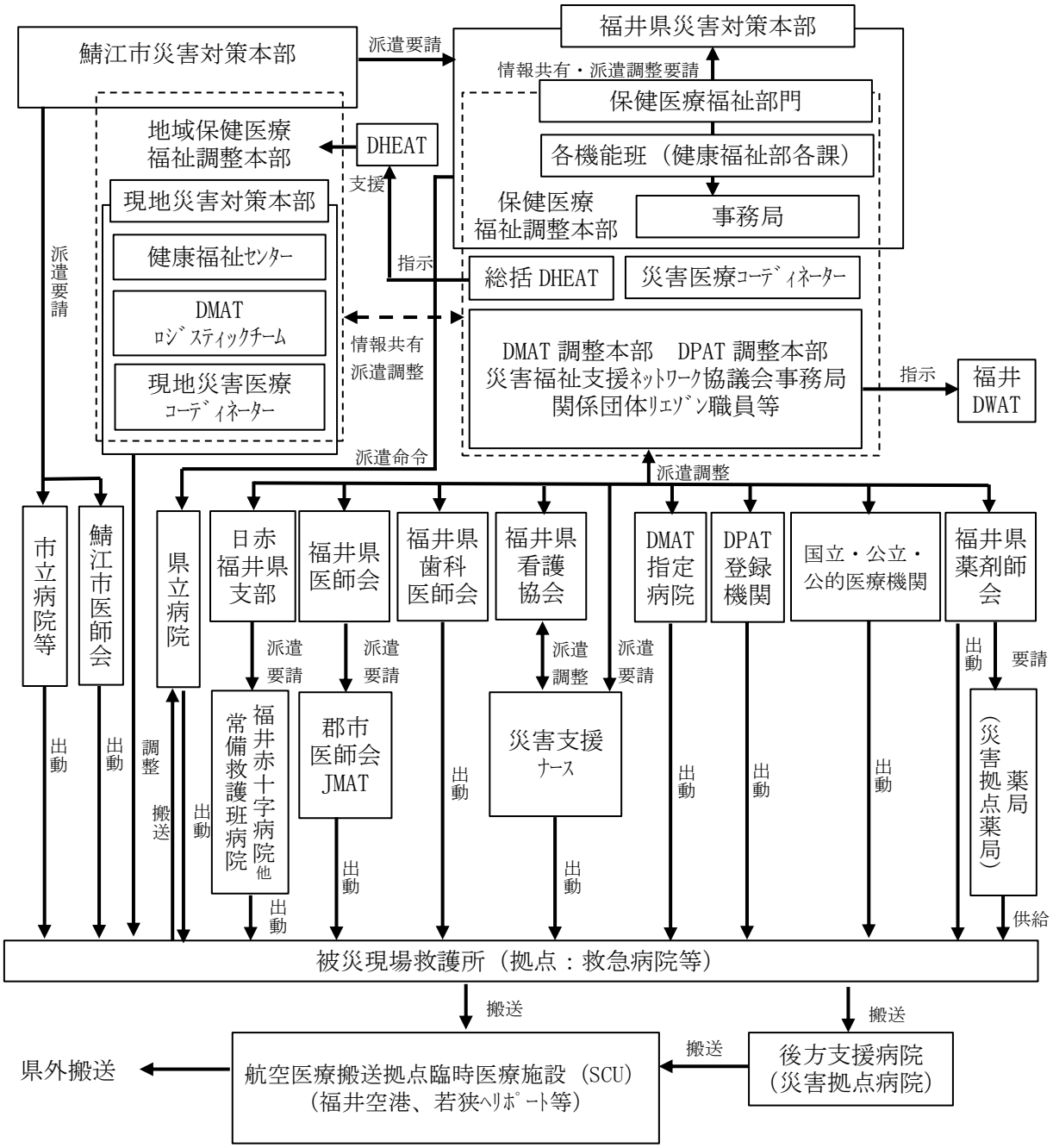
鯖江市災害対策本部
派遣要請
福井県災害対策本部
情報共有・派遣調整要請
保健医療福祉部門
各機能班（健康福祉部各課）
事務局
保健医療
福祉調整本部
地域保健医療
福祉調整本部
DHEAT
支援
現地災害対策本部
健康福祉ｾﾝﾀｰ
DMAT
ﾛｼﾞｽﾃｨｯｸﾁｰﾑ
現地災害医療
ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
指示
総括 DHEAT
災害医療ｺｰﾃﾞｨﾈｰﾀｰ
情報共有
派遣調整
DMAT 調整本部　DPAT 調整本部
災害福祉支援ﾈｯﾄﾜｰｸ協議会事務局
関係団体ﾘｴｿﾞﾝ職員等
指示
福井
DWAT
派遣命令
派遣調整
市立病院等
鯖江市医師会
県立病院
日赤
福井県支部
福井県
医師会
福井県
歯科
医師会
福井県
看護
協会
DMAT
指定
病院
DPAT
登録
機関
国立・公立・
公的医療機関
福井県
薬剤師
会
派遣
要請
派遣
調整
出動
要請
出動
調整
搬送
福井赤十字病院他
常備救護班病院
郡市
医師会
JMAT
災害支援
ﾅｰｽ
（災害拠点薬局）
薬局
供給
被災現場救護所（拠点：救急病院等）
搬送
県外搬送
航空医療搬送拠点臨時医療施設（SCU）
（福井空港、若狭ﾍﾘﾎﾟｰﾄ等）
後方支援病院
（災害拠点病院）

名　称	内　　容
災害医療 コーディネーター	必要に応じ、災害医療コーディネーターを保健医療福祉調整本部および地域保健医療福祉調整本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行う。
ＤＭＡＴ 災害派遣医療チーム	DMAT は、「災害急性期に活動できる機動性を持ったトレーニングを受けた医療チーム」であり、医師、看護師、業務調整員（医師・看護師以外の医療職および事務職員）で構成され、大規模災害や多傷病者が発生した事故などの現場に、急性期（おおむね 48 時間以内）から活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた医療チーム。
災害医療 コーディネーター	必要に応じ、災害医療コーディネーターを保健医療福祉調整本部および地域保健医療福祉調整本部に配置し、被災地の保健医療ニーズの把握、保健医療活動チームの派遣調整等に係る助言および支援を行う。
ＤＭＡＴ ロジスティック チーム	地域保健医療福祉調整本部において、災害医療コーディネーターを支援し、主に病院支援や情報収集等の活動を行う。
日本医師会 災害医療チーム （ＪＭＡＴ）	日本医師会が被災都道府県医師会からの要請に基づいて各都道府県医師会に依頼して結成される医療チームであり、救護班等と連携を取って災害医療に当たる。
災害支援ナース	災害支援ナースは、被災地等に派遣され、地域住民の健康維持・確保に必要な看護を提供するとともに、看護職員の心身の負担を軽減し支えることを行う看護職員のことであり、都道府県と災害支援ナースが所属する施設との間で締結した災害支援ナースの派遣に関する協定に基づき、派遣される。
日赤救護班	災害時に派遣し、一人でも多くの人命を救助するとともに、被災地の医療機関の機能が回復するまでの空白を埋める役割を果たす救護班。主な業務として①医療救護、②救援物資の備蓄と配分、③災害時の血液製剤の供給、④義援金の受付と配分、⑤その他災害に必要な業務（防災ボランティアによる活動や外国人の安否調査）が挙げられる。
災害派遣 精神医療チーム （ＤＰＡＴ）	自然災害や犯罪事件および航空機・列車事故等の集団災害が発生した場合に被災地域に入り、精神科医療および精神保健活動の支援を行うための専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。
災害派遣 福祉チーム （ＤＷＡＴ）	災害時要配慮者の福祉ニーズに的確に対応し、その避難生活中における生活機能の低下等の防止を図りつつ、一日でも早く安定的な日常生活へと移行できるよう、必要な支援を行う。

名　称	内　　容
災害時 健康危機管理 支援チーム （ＤＨＥＡＴ）	災害が発生した際に、被災都道府県等の保健医療福祉調整本部および保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を支援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する派遣チーム。 １班あたり５名程度（公衆衛生医師、保健師その他の保健医療専門職、業務調整員で構成）からなる。
日本災害 リハビリテーション 支援協会 （ＪＲＡＴ）	リハビリテーションの観点から被災者を支援する組織。リハビリテーション科医、理学療法士、作業療法士をはじめとした専門職が参入し、生活不活発病や災害関連死の予防に努める。
日本栄養士会 災害支援チーム （ＪＤＡ－ＤＡＴ）	災害発生時に栄養・食生活の支援を行う組織で、被災地の栄養士や管理栄養士とともに活動を行う。災害発生後７２時間以内に行動を開始し、緊急栄養補給物資の支援や避難所等で直接栄養補給の支援を行う。
日本災害歯科 支援チーム （ＪＤＡＴ）	JDAT は、災害発生後おおむね 72 時間以降に地域歯科保健医療専門職により行われる、避難所等における応急歯科診療や口腔衛生を中心とした公衆衛生活動を支援することを通じて被災者の健康を守り、地域歯科医療の復旧を支援することなどを目的としたチーム。
医療救護所	患者の応急処置のほか、搬送を要する傷病者の後方支援病院への収容の要請を行う。
拠点医療救護所 および 後方支援病院	救急告示病院等を被災現場に設置された医療救護所の拠点とするほか、災害拠点病院を医療救護所の後方支援病院とし、医療救護所からの重篤患者の受入れ・調整等を実施する。県立病院は、医療救護所の後方支援病院の役割を果たすとともに、基幹災害拠点病院として広範囲熱傷や挫滅症候群等の特殊疾患患者の救命救急にあたる。
航空搬送拠点	県内の医療機関では対応しきれない事態のときには、必要に応じて、福井県ドクターヘリ等の航空機を活用した患者等の県外搬送のために、福井空港等に航空搬送拠点を設置する。航空搬送拠点内には、患者の症状の安定化を図り、搬送のためのトリアージを実施するための臨時医療施設（ＳＣＵ）を設置する。

第１３節　消防応急対策計画

第１　計画の方針

市は、地震発生時における出火防止、初期消火、延焼阻止等の消防活動を迅速かつ円滑に実施するため、消防機関の活動体制、消防相互応援体制等の整備充実を図る。

なお、鯖江・丹生消防組合消防本部の具体的消防活動は、同組合警防規程に定める。

第２　消防に関する役割分担

１　自主防災組織

消防機関が到着するまでの間、可能な限りの初期消火活動に努めるとともに、消防団等消防機関が到着した場合には、現地火災情報等の伝達を行う。

２　鯖江・丹生消防組合消防本部

(1)　定められた大地震発生直後の消防職（団）員の初動体制をとり、初期の消防活動を実施する。

(2)　消防活動を円滑に実施する上で重要な消火栓、防火水槽等の消防施設の破損および道路の通行状況等を迅速に把握できるよう、情報収集計画をあらかじめ定める。

(3)　大地震発生時における同時多発の火災に対処し、効率的な消防隊の運用を図るため、次の活動指針に基づき、消防活動を実施する。

活動指針	内　　容
避難所、避難路確保優先の原則	延焼火災が多発し拡大した場合は、人命の安全を優先とした避難所、避難路確保の活動を行う。
重要地域優先の原則	同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、防火地域および準防火地域を優先に消防活動を行う。
市街地火災消防活動優先の原則	大工場、大量危険物貯蔵施設等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分および市街地の延焼火災の消防活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消防活動に当たる。
防災上重要な建築物優先の原則	防災上重要な建築物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、防災上重要な建築物の防護上に必要な消防活動を優先する。

(4)　道路、地形、水利等の状況を考慮して、延焼阻止線を設定し、火災の拡大を防ぐ。

第３　組織

１　鯖江・丹生消防組合消防本部、消防署、消防団の組織

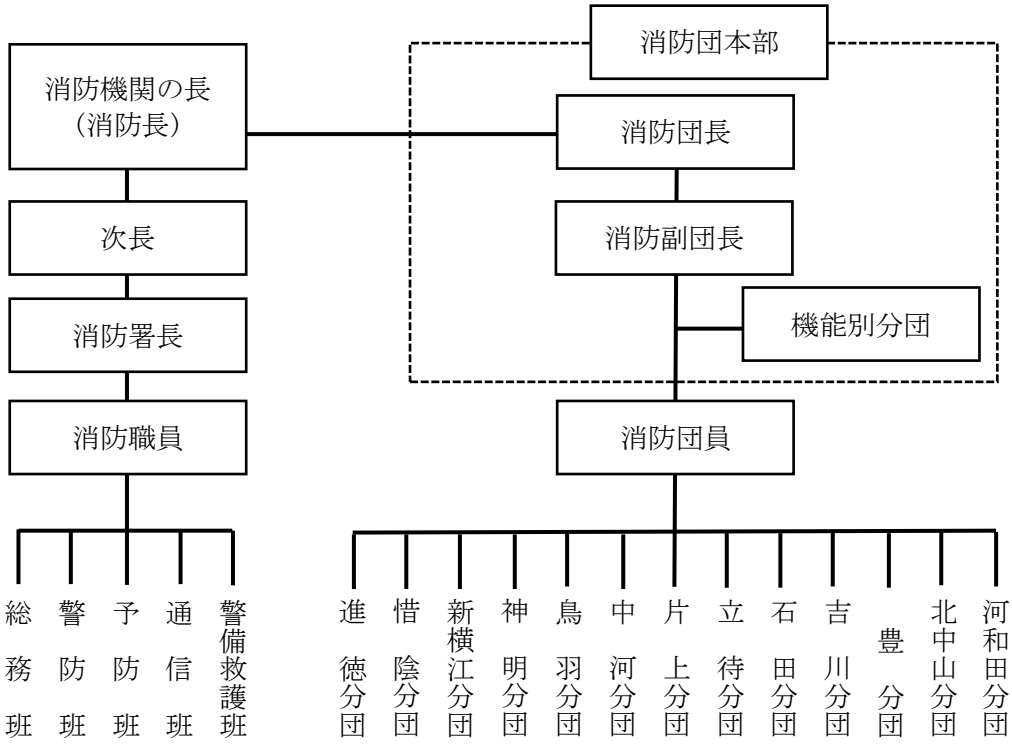

第４　出火防止、初期消火

出火防止、初期消火活動は住民や自主防災組織により行われることになるが、市、県および防災関係機関は地震発生直後、あらゆる手段、方法により住民に対し出火防止、初期消火を呼びかける。

この場合は、次の事項を中心に広報活動を行う。

１　火気の遮断

使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断し、石油類のタンクはタンクの元バルブを閉止する。

さらに、避難時等必要に応じて電気ブレーカーを遮断する。

２　初期消火活動

火災が発生した場合は、消火器、消火バケツ等で消火活動を行う。

第５　応援要請

１　県内市町間の広域応援体制

鯖江・丹生消防組合消防本部は、単独では対処不可能な地震火災が発生した場合は、「福井県広域消防相互応援協定」に基づき他の市町に応援要請を行う。

2　県外市町村に対する応援要請

隣接する県外の市町村と個別に応援協定を締結している市町は、協定に基づき応援を要請したときは、県に対し報告する。

3　緊急消防援助隊の出動要請

鯖江・丹生消防組合消防本部は、他の都道府県消防機関の応援を要請したいときは、消防組織法第 44 条の規定基づき次の事項を明らかにして県を通じて、消防庁長官に緊急消防援助隊の出動等を要請する。

(1)　災害発生日時
(2)　災害発生場所
(3)　災害の種別および状況
(4)　人的および物的被害の状況
(5)　応援活動を開始する日時
(6)　必要応援部隊
(7)　応援部隊の集結場所および到達ルート
(8)　指揮体制および無線統制体制
(9)　その他必要な事項

4　広域航空消防応援の要請

大規模特殊災害発生地の市が、消防組織法第 44 条の規定に基づき、他の都道府県または他の都道府県のヘリコプターを用いた消防に関する応援を要請する場合の手続等は、大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に定める。

第６　惨事ストレス対策

鯖江・丹生消防組合消防本部は、救助・救急または消火活動を実施した場合の職員等の惨事ストレス対策のため必要に応じて、消防庁等に精神科医等の専門家派遣の要請を行う。

第１４節　航空防災活動計画

第１　計画の方針

地震災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の充実強化を図る。

第２　防災ヘリコプターの応援

市長等（消防事務に関する一部事務組合管理者を含む。）の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「福井県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによるが、その概要は、次のとおりとする。

１　応援要請の原則

市内で災害が発生し、次のいずれかに該当する場合、市長などの要請に基づき応援する。

(1)　災害が、隣接する市などに拡大し、または影響を与えるおそれのある場合

(2)　発災市等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合

(3)　その他救急搬送等、緊急性がある場合や、孤立集落における被災状況の把握や被災者の救出等、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

２　応援要請の方法

応援要請は、福井県防災航空事務所長に次の事項を明らかにして行う。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の日時、場所および被害の状況

(3)　災害発生現場の気象状態

(4)　災害現場の最高指揮者の職・氏名および連絡方法

(5)　飛行場外離着陸場の所在地および地上支援体制

(6)　応援に要する資機材の品目および数量

(7)　その他必要な事項

３　緊急時応援要請連絡先

福井県防災航空事務所

ＴＥＬ：0776－51－6945

ＦＡＸ：0776－51－6947

４　緊急運航要請フロー

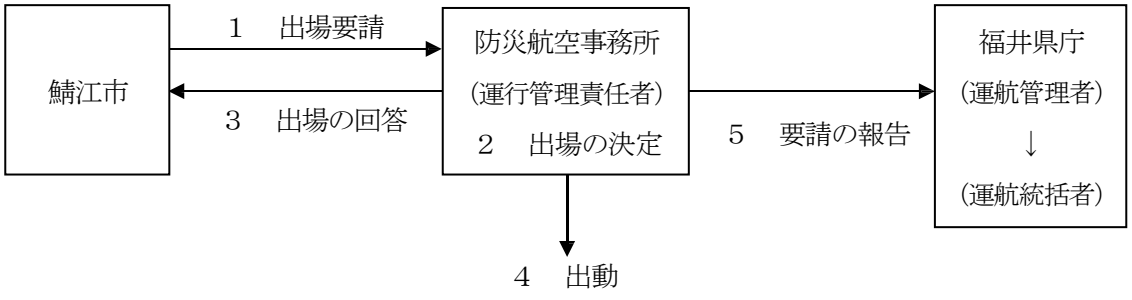

第３　災害対策用ヘリポートの活用

あらかじめ指定した「福井県防災ヘリコプター場外離着陸場」の中から臨時ヘリポートを開設するとともに、関係機関にその周知徹底を図る。

第１５節　土砂災害応急対策計画

第１　計画の方針

地震により土砂災害が発生した場合もしくは発生する恐れがある場合、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

第２　現地状況の把握

市および関係機関は、所管する各危険区域等のパトロールを実施し、現地状況を把握する。また、広域的な大規模災害が発生した場合は、斜面判定士を派遣要請し、危険状況を把握する。

第３　降雨状況の把握

地震発生後は、気象状況等により被災個所の急激な拡大および土砂の異常流出が発生しやすくなるため、市は降雨の時期、福井地方気象台が発表する土砂災害警戒判定メッシュ情報や、県河川・砂防総合情報の雨量・水位の観測情報を定期的に監視するなど、土砂災害警戒区域等の情報の収集伝達および指示、周知を正確に行う。

第４　緊急調査結果および土砂災害緊急情報の周知

国または県は、土砂災害防止法に基づき、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市が適切に市民への避難指示の判断等が行えるよう、緊急調査を実施し、被害の想定される区域・時期（土砂災害緊急情報）を市に通知する。

市は、県と連携のもと、市民への周知を徹底する。

第１６節　水防活動計画

第１　計画の方針

地震による河川施設等の損壊に伴う浸水被害の発生、被害の拡大防止に対応するための水防活動を実施する。

第２　水防活動

地震が発生し、浸水が予想される場合または被害が発生した場合に、市は対策を講じ、被害の拡大防止に努める。

１　出水危険個所等の巡視、点検

大規模な地震の発生に際しては、直ちに市内の河川等を巡視する。水防上危険な箇所を発見したときは、速やかに当該河川等の管理者に連絡して必要な措置を求める。

２　出水時の対策

大規模な地震により出水時の災害が発生または発生するおそれがある場合は、鯖江市水防計画に準拠して水防活動を実施する。

第３　河川施設等の応急対策

地震により河川施設等が被害を受けるおそれがある場合または被害を受けた場合、各施設の管理者は、迅速な応急対策を実施し、被害の拡大防止に努める。

１　河川施設等の巡視・点検

河川施設等の管理者は、具体的な震度基準を定めて、施設の巡視・点検を行い、被害の有無、予想される危険度を把握し、必要に応じて関係機関および地域住民に連絡する。

２　河川施設等の緊急措置

(1)　水門、樋門、堰堤およびため池等の管理者は、洪水に関する通報を受けた後は、水位の変動を監視し、必要に応じて門扉等の開閉を行う。

(2)　排水機場の管理者は上下流の水位の状況を把握し、適切な運転に努める。

第４　応急復旧工事の実施

各施設の管理者は、迅速かつ的確に応急補強等の工事を行う。

第１７節　災害警備計画

第１　計画の方針

地域住民の安全確保、社会的混乱に乗じて発生する各種犯罪の予防、交通秩序の維持等を図るため、災害警備活動を実施する。

第２　災害警備対策

１　警備体制

鯖江警察署は、大規模な地震が発生した場合には、「福井県警察大規模災害警備計画」に基づき、早期に警備体制を確立する。

２　大規模地震発生時の警備活動

(1)　情報の収集および伝達

(2)　被害の実態把握

(3)　被災者の救出・救助

(4)　住民の避難誘導

(5)　行方不明者相談への対応および捜索

(6)　遺体の検視または調査および身元確認

(7)　警戒区域等への立入制限

(8)　避難路および緊急交通路確保のための交通規制

(9)　被災地域における犯罪の未然防止および検挙

(10)　現場広報

(11)　その他必要な警察活動

第３　交通規制対策

１　交通規制の区分

区　分	実施者	範　　囲	根拠法
道路管理者	国土交通大臣 県知事 市長	１　道路の破損、決壊その他の事由により交通が危険であると認めるとき ２　道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき	道路法 46 条
警察	公安委員会 警察署長 警察官	１　災害応急対策に従事する者または災害応急対策に必要な物資の緊急輸送を確保するため必要があると認めるとき ２　道路における危険を防止し、その他の交通の安全と円滑を図るため、必要があると認めるとき ３　道路の損壊、火災の発生、その他の事情により道路においての交通の危険が生じ、またはそのおそれがあると認めるとき	災対法 76 条 道路交通法 ４・５・６条

2　交通規制に関する措置

警察は、大規模な地震が発生した場合、交通の混乱を防止し、住民の避難路および緊急交通路を確保するため、次の交通規制計画を実施する。

(1)　被災地域内の一般車両の流入制限

主要各道路においては被災地域内に流入する車両のうち、緊急自動車および緊急輸送等災害応急対策に従事する車両（以下「緊急通行車両」という。）以外の車両の抑制に努める。

(2)　高速道路の通行禁止（被災直後）

高速道路については、被災地を中心に全面通行禁止とし、道路の損壊状況を確認するとともに、本線上の車両を直近のインターチェンジから流出させる。

(3)　緊急交通路等の指定

公安委員会は主要道路の被害調査結果に基づいて、災対法第 76 条の規定により、区域または道路の区間および期間を定めて緊急交通路を指定する。緊急交通路については、各検問所およびルート内主要交差点において、緊急通行車両等以外の車両の通行を禁止する。

(4)　道路管理者への要請

緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行う必要があるときは、道路管理者に対し、放置車両や立ち往生車両等の移動等について協力を要請する。

3　関係機関との協力・連携

(1)　関係機関への連絡等

交通規制の実施に際しては、各警察署・各道路管理者および関係機関と緊密に連絡し、状況に即した交通規制を実施する。また、必要に応じて警備業者等に交通誘導の協力依頼を行うとともに、交通規制に必要な資機材の準備に努める。

(2)　市民への周知

交通規制を実施した場合は、避難者、運転者、通勤者、市民等に対してラジオ、テレビ、交通情報板、看板等により適時、適切な広報を実施し、その周知徹底を図る。

4　緊急通行車両の範囲

緊急通行車両および事前届出対象の規制除外車両の範囲は、道路交通法第 39 条第１項の規定に基づく緊急自動車のほか、災対法第 50 条第１項に規定する災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが必要として同法施行令第 32 条の２第２号の規定に基づく車両とする。

5　自動車運転者のとるべき措置

地震発生時において、自動車運転者は次に定める措置をとる。

(1)　走行中

ア　できるだけ安全な方法により車両を左側に停車させる。

イ　停車後はカーラジオ等により地震情報および交通情報を聴取し、その情報および周囲の状況に応じて行動する。

ウ　車両を置いて避難するときは、できるかぎり路外に停車させる。

エ　やむを得ず道路上において避難するときは、車両を道路の左側に停車させ、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアをロックしない。

(2)　避難するとき

避難するときは、車両を使用しないことを原則とする。

第４　災害時交通マネジメントの設置要請

市は、地震による大規模な道路災害発生後、道路の通行止め状況や渋滞状況、迂回路状況を各道路管理者や警察等で情報を共有し、渋滞緩和や交通量抑制のためのソフト・ハード対策などの検討が必要な場合、県に対して「福井県災害時交通マネジメント検討会」の設置を要請する。

〈災害警備〉

	処　　理　　事　　項
発災後から３時間後まで	★　管内道路の被害状況の把握 ①　緊急パトロール ・道路被災状況 ・避難場所および連絡道路の被災場所 ・河川および急傾斜地の被災状況 ②　区長、住民等からの情報収集
３時間後から24時間後まで	★　各道路管理者、警察との道路交通情報の交換 ★　交通規制（警察と連携ホットラインの開設（いつでも交通規制できるようにする。）） ①　損壊個所の交通規制 ②　不用不急車両の交通規制 ★　道路の応急復旧 ★　輸送ルートの選定等（救出、救助、救援物資等のルート優先） ①　道路等の被害状況の把握 ②　輸送ルートの選定 ・国道８号、４１７号 ・一般県道福井鯖江線（旧国道８号） ・西縦貫線を確保
24時間後から72時間後まで	★　道路の応急復旧（一車線確保） ①　要員、資機材の見積り ②　各道路管理者と業者確保についての調整 ③　応急復旧工事 ④　応急復旧工事と他の応急対策活動の調整 （工事で応急対策活動に支障が出る場合） ★　道路交通情報の広報等（秘書広聴班へ情報提供） ①　不通箇所、迂回路、復旧見込等の広報 ②　道路交通情報の問い合わせ等への対応

第１８節　飲料水、食糧品、生活必需品等の供給計画

第１　計画の方針

地震災害時における住民の生活を確保するため、飲料水、食料品その他の生活必需品の確保および供給に関し、必要な施策を講じる。

第２　給水対策

地震災害時には水道等の給水施設の損壊が想定されることから、早期に応急給水体制を確立し、被災者１人１日当たり最低必要量である３リットルの飲料水の供給に努める。

１　給水体制

飲料水供給は、原則として市が行う。市による対応が困難な場合には、県および他の市町と連携し、応援協力を得て行う。

２　飲料水および給水資機材の確保

市は、非常災害時において使用可能な水源の現況および応急給水資機材の保有状況を平時から把握するとともに、備蓄等により、飲料水および給水資機材の確保に努める。

３　給水方法

給水の実施にあたっては、市は、給水場所、時間等について適切に広報を行い、自主防災組織等の協力を得て、円滑に実施するよう努める。

(1)　備蓄飲料水の供給

市は、災害発生時において、応急対策として、備蓄した飲料水を速やかに供給する。

(2)　輸送による給水

ア　市は、給水車（給水車に代用できる散水車、水槽付消防ポンプ自動車等）を活用し、水源からの取水した飲料水などを被災地域内の適切な給水基地へ輸送する。

この場合においては、衛生上の安全を確保するため、上下水道課が主体となり、必要に応じて丹南健康福祉センターと連携し、飲料水としての適切な水質管理および確認を行う。

イ　市は、ドラム缶、ポリタンク、飲料水袋等の容器に貯水した飲料水について、車両等を用いて給水基地へ輸送する。

(3)　飲料水の試験検査の実施を要請

市は、必要に応じて県に対して飲料水の試験検査の実施を要請する。

(4)　給水施設の応急復旧

災害による上水道施設の事故に対処するため、水道関係職員を待機させ、必要な初動対応を行う。

ア　水道施設を巡回し、事故発生の有無および被害状況を確認する。

イ　施設の損傷、漏水等の被害を認めた場合には、止水等の必要な応急措置を講じる。

第３　米穀等食糧の供給

地震災害時に被災者および災害応急対策従事者等に対する米穀等食料の円滑な供給を実施する。

1　備蓄品等の供給対策

市は、応急時において速やかに備蓄品を供給する。

この場合において、供給場所、時間等を十分広報し、自主防災組織等の協力を得て円滑に供給するよう努める。

市において実施できないときは、県および他の市町に県・市町災害時相互応援協定に基づき応援を要請する。

2　炊き出し等による食品の給与

(1)　実施責任者

ア　炊出し等による食品の給与は市長が行う。

イ　災害救助法が適用された場合は、知事の救助事務を委任された市長が行う。

(2)　実施方法

災害救助法が適用された場合に準ずる。

3　配布の対象者

(1)　避難所へ避難した者

(2)　自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者

(3)　旅行者、宿泊人等

(4)　救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者

(5)　その他市長が必要と認める者

4　米穀等食料の供給

(1)　避難所班等からの要請に基づいて、必要数量の把握を行い、炊出しおよび加工食品を中心とした供給計画を作成する。

(2)　米穀等食糧の供給は、原則として避難所で実施し、赤十字奉仕団およびボランティア等の協力を得るとともに、関係部署と密接な連携を図りながら実施する。

(3)　避難所等での受入れ、配布については、避難所内自治組織、地域各種団体、ボランティア等の協力を得て実施する。

(4)　避難所以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により情報を提供する。避難所まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配布する。

5　米穀等食糧の調達・搬送

(1)　食糧の種類

食糧の種類	内　　容
備蓄食糧	避難施設および備蓄庫より搬出して避難所等へ配布する。
調達食糧	流通状況に応じ、卸売業者、小売販売業者からも必要品を調達する。 調達食糧は避難所等へ直接搬送することを原則とする。困難な場合は、一時集積所に受入れ、仕分けのうえ、各避難所等へ搬送する。
救援食糧	市において米穀等食糧の調達が困難な場合は、県やその他の団体に要請する。 県およびその他自治体等からの救援食糧は、神明健康スポーツセンター、総合体育館に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

(2)　運送業者への委託

市が実施する搬送については、公用車、応援車を用いるが、状況に応じて運送業者に委託する。

(3)　要配慮者への配慮

市は、物資の調達・供給にあたっては、高齢者、障がい者等の要配慮者のニーズに配慮する。

(4)　食物アレルギーへの配慮

市は、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施および食物アレルギーに配慮した食糧の確保等に努める。

(5)　宗教等への配慮

市は、避難所における食物について宗教に配慮した食事の提供に努める。

［炊き出しマニュアル］

（例）１ヶ所1,000人の避難者を想定した場合

炊き出しの米・水等必要量
１日当りの必要量

（米）	１食	120ｇ	× ３食 ×	1,000人	＝	360 kg
（塩）	１食当たり	3ｇ	× ３食 ×	1,000人	＝	9 kg
（梅干）	１食当たり	１個	× ３食 ×	1,000人	＝	3,000個
（水）	１食当たり	100cc	× ３食 ×	1,000人	＝	300 L

炊き出しの容器等および必要量
※お釜は、１個で60食作れる。
炊き出しに約１時間弱かかる。

（お釜）　$\dfrac{1{,}000\text{人}}{60\text{食}} \div$ ３回 ＝ 5.6個 → ６個

（ガス）　500ｇ／１Ｈ × 17個 × ３食 ＝ 25.5 kg

第４　生活必需物資の供給

地震災害時には生活必需品を喪失または破損し、日常生活を営むことが困難な者が生ずる可能性があるため、これらの物資を迅速確実に供給するよう努める。

１　実施責任者

(1)　災害救助法を適用するに至らない災害における被災者に対する物資の給与は市が行う。

(2)　災害救助法適用の場合は次による。

ア　物資の確保および輸送は原則として県が行う。

イ　被災者に対する物資の給貸与は原則として市が行う。

２　実施対象者

災害により家屋の全焼、全壊、流失、埋没、半焼、半壊および床上浸水等の被害を受けた者で生活上必要な家財等を喪失または棄損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

３　支給品目

支給する物資は、寝具、衣類、日用品、その他の生活必需品を必要に応じ現物をもって支給する。

４　供給対策

(1)　備蓄品の供給

市は、応急時において速やかに備蓄品を供給する。備蓄品が不足している場合は、県に対し備蓄品の供給を要請する。

(2)　寝具、衣服およびその他日用品の供給

関係業界との連携のもと、放出可能量の把握に努め、地震災害時に連やかに供給できるようにする。

５　物資の調達および保管

(1)　所要物資は、流通状況に応じ、卸売および小売販売業者から調達する。

(2)　衣類品等（毛布、下着）の供給を福井県支部に要請する。

(3)　所要物資は、市内で調達が困難な場合は県に依頼する。

(4)　調達物資は、避難場所等へ直接搬送することを原則とする。困難な場合は、一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所等へ搬送する。

(5)　衣料、生活必需品の給与または貸与を実施する場合は、物資支給・配布状況表および物資調達台帳等を整備する。

(6)　物資の調達・供給にあたっては、避難所における感染症拡大防止に必要な物資や家庭動物の飼養に関する資材をはじめ、夏季には冷房器具、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女ニーズの違いに配慮する。

第５　救援物資の受入れ、集積および配分

被災地域の必要物資の必要量や市に届いた物資を速やかに把握し、過不足となっている物資を調整し、物資の適切な供給に努める。また、市内で調達が出来ない場合、必要物資の種類、数量および受入れ場所を県および応援協定締結市に連絡し、応援を要請する。

１　配付方法

避難施設に配付された物資は、各避難所の避難所管理・運営委員会を通じて、要配慮者を優先しながら配付する。

避難施設以外で避難生活を行っている被災者に対しては、広報車等により援助物資の情報を周知する。避難施設まで取りに来ることが困難な者に対しては、ボランティア等の協力を得るなどの方法により配付する。

２　物資の受入れ、集積場所

市は、神明健康スポーツセンター、総合体育館に職員を配置し、援助物資の受入れ作業および仕分け作業を行う。

〈給　水〉

	処　　理　　事　　項
発災後から3時間後まで	★　水道施設被害の把握 上下水道課職員は直ちに上水道管理センターに集合 ①　配水池の配水量チェック ②　配水施設のパトロール ③　通報または問い合わせによる被害状況のとりまとめ ※ 被害の程度によっては、管理センターからの配水を停止する。
3時間後から24時間後まで	★　給水需要、可能量の把握 ①　断水地域の把握 ②　給水可能量の把握 ★　給水方針の決定 ①　給水タンク（1.5ｔ）、トラック（２ｔ）、人員（２人）を１組とする。 ②　給水場所の決定（固定する。） ③　給水時間……午前８時から日没まで ④　応急給水の期限……通水するまで ★　給水体制の確立 ①　人員、車両の手配 ②　資機材の確保、応援要請 ③　上水道管理センター、熊田水源地、および給水可能な深井戸水源地に給水場設置（午前８時から日没まで） ★　管工事業者等へ応急復旧の要請（資機材の確保と人員の手配）
24時間後から72時間後まで	★　給水場所の見直し ①　優先給水地域の決定 ②　優先給水施設は、病院だけとし給水タンクに直接給水 ③　配水管に仮給水場を設ける。 ④　給水地域への広報（秘書広聴班へ情報提供） ★　上水道施設応急復旧方針の決定 ①　復旧の順番は、水源地から、また配水管は幹線を優先する。

〈給　食〉

処　　理　　事　　項	
発災後から3時間後まで	★　食糧備蓄先、主食提供業者、給食施設等の被害状況の把握
3時間後から24時間後まで	★　給食需要の把握 ①　避難者数（乳幼児数） ②　調理不能者数（乳幼児数） ③　防災要員数 ★　食品の調達 ①　食品の調達可能量の把握（市内、市外） ②　備蓄食糧の蔵出し ③　食品の購入、弁当業者への発注 ★　炊き出し、給食の実施 ①　給食可能地域から順次炊き出しから給食へ移行
24時間後から72時間後まで	★　食品の配布 ①　避難所へ避難した者 ②　自宅にあっても、住家に被害を受けて炊事のできない者 ③　旅行者、宿泊人等 ④　救助作業その他の災害応急対策業務に従事する者 ⑤　その他市長が必要と認める者 ★　給食対象人員の早期固定化 ★　給食施設の応急復旧

〈生活必需品〉

	処　　理　　事　　項
発災後から3時間後まで	
3時間後から24時間後まで	★　需要の把握 ①　避難者数の把握 ②　被災者数の把握 ③　必要物品の選定 ★　生活必需品等の調達、輸送 ①　調達可能量の把握（市内、市外） ②　生活必需品の購入 ③　日本赤十字社福井県支部へ衣料品等（毛布、下着）の供給要請 ④　生活必需品の輸送（避難誘導・救援物資班との調整）
24時間後から72時間後まで	★　生活必需品の配布方針の決定、広報 ★　救援物資の受付、輸送、配分 ①　救援物資等の受付、仕分け ②　西山公園防災活動拠点基地および救援物資集積地の決定 （総合体育館または神明健康スポーツセンター） ③　救援物資取扱要員の確保

第１９節　緊急輸送計画

第１　計画の方針

地震発生時において、被災者の避難、災害応急対策要員の移送、災害応急対策用資材、生活必需品および救助物資等の輸送を迅速に実施する。

第２　緊急輸送の順位

市および防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、災害対策本部において調整する。

第１順位　市民の生命の安全を確保するために必要な輸送

第２順位　地震災害の被害拡大防止のために必要な輸送

第３順位　地震災害の災害応急対策のために必要な輸送

第４順位　その他の人員、物資の輸送

第３　緊急輸送の範囲

１　災害応急対策要員、情報通信、電力、ガス、上下水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な人員、物資

２　救助活動、医療・救護活動の従事者、医薬品等人命救助に必要な人員、物資

３　消防活動等災害の拡大防止のための人員、物資

４　後方医療機関、被災地外へ搬送する負傷者および被災者

５　食料、水等生命の維持に必要な緊急物資および他府県からの援助物資

６　罹災者を収容するために必要な資機材

７　二次災害防止用および応急復旧の資機材

８　その他緊急に輸送を必要とするもの

第４　緊急輸送体制の確立

１　輸送計画

市および各防災関係機関は、その所管する災害対策の実施にあたっては、原則として自己が保有し、または直接調達できる車両等により輸送を行うとともに、その所管する業務について災害時における輸送に関する計画を策定する。

2　輸送力の確保

災害対策の実施にあたり、市の車両を使用するが、必要とする車両等などが不足し、または調達不能のため輸送不可能となった場合は、次頁により輸送力を確保する。

依頼先	内　　容
民間業者	市内の自家用車・営業用車両などの保有者に対し、協力を依頼しておき、災害の程度に応じた出動要請を行う。
県	応急対策活動にあたって市内での車両等の調達が不可能な場合は、県に対して調達の斡旋要請を行う。
自衛隊	災害の状況により自衛隊による輸送を必要とする場合は、県に対して自衛隊災害派遣を要請する。

3　輸送体制

(1)　発災直後は緊急を要するため、航空輸送により、災害応急対策要員・医療従事者、無線通信施設の保安要員、医薬品・資機材等を輸送する。

(2)　被災後１～６日程度の間は、利用可能な手段により、重傷者、生命維持に必要な物資、緊急輸送道路復旧に必要な人員・資機材等の輸送を行い、被災後７日目程度以降は、陸上輸送を中心に輸送を実施し、孤立地帯等の陸上交通が不可能な地域に対して航空輸送を継続する。

(3) 輸送方法

輸送方法	内　　容
道路輸送	道路管理者は、警察、自衛隊等の協力を得て、交通が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 市は県に協力し、交通可能道路等の情報に基づき緊急輸送ルートを選定する。 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更に計画的に道路の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。 鯖江警察署は、被災地域への流入車両等を抑制する必要がある場合には、「大規模災害発生時の交通規制計画」に基づき交通規制を実施する。 隣県との連携が必要な場合には、警察庁の調整のもとに、隣接・近接各府県の相互協力による交通規制を実施する。
鉄道輸送	鉄道によって輸送する場合は、それぞれの実施機関と協議して行う。
航空輸送	緊急輸送および交通途絶のための孤立地帯への輸送は航空機を用い、必要に応じ、県警察、自衛隊の航空機の派遣要請を行うほか、航空運送事業者に対しても協力を要請し、民間機の借上げを行う。
自転車 オートバイ等 による輸送	災害により機動力による輸送が不可能な場合または自転車等による輸送が適当な場合、自転車、オートバイ等による輸送を行う。

4　燃料の確保

市は県と協力して、緊急通行車両等の燃料の確保を行う。

緊急輸送を行う関係機関は、関係省庁および関係業界団体の協力等により、災害時における燃料の調達・供給体制の整備を図る。

5　道路情報の収集・伝達

市は県と協力して、交通渋滞や交通規制等道路情報を広く収集し、緊急通行車両の運転者等に情報提供できる体制を整える。

〈輸　送〉

処　　理　　事　　項	
発災後から3時間後まで	★　市有車両等輸送手段の被害状況の把握
3時間後から24時間後まで	★　輸送需要の把握 ①　各班からの要望整理、輸送需要の概要把握 ②　輸送範囲の決定 ③　輸送順位の決定 ④　車両の借上げ、燃料の確保 ⑤　車両の一元管理
24時間後から72時間後まで	★　航空機輸送 ①　ヘリポートの開設 ②　航空機輸送の要請 ★　輸送活動調整体制の確立 ①　輸送関係機関との調整 ②　道路管理者（工事関係者）との調整

第２０節　交通施設応急対策計画

第１　計画の方針

各交通施設の事業者および管理者は、震災により交通施設に被害があった場合は、二次災害の発生を防止することにより人命の安全を確保するとともに、速やかに応急復旧を行い交通機関としての機能を維持する。

第２　鉄道施設

１　西日本旅客鉄道株式会社（金沢支社管内）の措置

(1)　活動体制

ア　対策本部および現地対策本部の設置

事故が発生したときは、支社内に支社対策本部を、事故現場には現地対策本部を設置する。

イ　社員の動員

社員は、緊急時の連絡体制および招集計画表に従い参集し、旅客の救護、応急復旧作業等の任務を行う。

(2)　災害時の初動措置

ア　旅客に対する広報

乗務員は、輸送指令員からの指示、情報等について必要な事項を旅客に案内するとともに、今後とるべき措置をできるだけ速やかに放送して混乱等の発生を防止する。

現地対策本部長および駅長は、地震被害の状況を考慮して旅客および公衆の動揺や混乱を招かぬようにするため、避難口の状況、社員の誘導に従う指示、地震規模と建造物の耐震的安全性、落下物についての注意、列車の運行状況、駅周辺および沿線の被害状況等についての周知に努める。

イ　避難誘導

駅長および乗務員は、列車または線路構造物の被害もしくは二次災害の発生危険が大きいと予測したとき、その他沿線被害地の火災等により危険が迫ると判断したときは、速やかに輸送指令または近接の市町と連絡の上、旅客を安全な地点に誘導する。

ウ　救護措置

現地対策本部長および駅長は、被害の状況により救護所を開設し、関係防災機関および隣接現業機関、医療機関の救護を求める。

(3)　関係施設の応急復旧

支社と社員および外注業者の協力により、復旧は重要度の高い線区から仮復旧を行い、食糧、その他非常緊急にかかわるものの輸送を早急に確保するよう努める。

(4)　震度による運転規制

各線区の拠点に地震計を設置しているほか、次の列車防護により行う。

ア　震度 80 ガル以上（震度５以上）の取り扱い

全列車を一旦停止させ、路線巡回により安全確認したのち、初列車 15km/h 以下の規制を実施する。乗務員異常なしの通告を行った場合、後続列車から 45km/h 以下の規制を実施し、列車巡回後異常がなければ規制を解除する。

なお、以上の場合は、列車徐行か列車抑止を行い、応急工事施工後運転規制を解除する。

イ　震度 40 以上 80 ガル未満（震度４相当）の取り扱い

(ｱ)　特定区間は、アに準ずる。

(ｲ)　一般箇所は、初列車 15km/h 以下の規制を実施する。乗務員が異常なしの通行を行った場合、後続列車から 45km/h 以下の規制を実施し、列車巡回後異常がなければ規制を解除する。

ウ　震度 40 ガル未満の取り扱い

(ｱ)　特定区間は、一般箇所のイに準ずる。

(ｲ)　一般箇所は、特に路線巡回・運転規制なし。

エ　特定区間

次の箇所を含む区間をいう。

(ｱ)　徐行を伴う工事施工箇所または路線上で橋桁等が借受されている箇所

(ｲ)　降雨、増水等による警備発令中の箇所

2　福井鉄道株式会社の措置

(1)　活動体制

ア　災害対策本部および現地対策本部の設置

災害発生時には「災害対策実施要綱」に定める基準に従い、本社内に災害対策本部、現地に現地災害対策本部を設置し、情報収集、連絡広報、応急復旧、代行輸送、救護活動等の災害対策を統括する。

イ　職員の動員

災害発生時においては「緊急時における緊急体制心得」の定めにより、災害の状況に応じた動員体制をとり、必要な要員の非常招集を行う。

(2)　災害時の初動措置

ア　旅客に対する広報

旅客に対する案内広報については、関係駅区との連絡を緊密に行い、災害の状況、代替輸送方法、復旧見込み、その他必要な事項について正確な情報を提供し、混乱の発生を防止する。また、報道機関に情報の提供を行う。

イ　避難誘導

駅および車両に非常口を明示するとともに、旅客に対し異常事態発生時には鉄道係員の指示に従って行動するよう適宜、広報活動を行う。

ウ　救護措置

救護を必要とする事態が発生した場合は、最寄りの医療機関に収容し、あらかじめ関係医療機関と協議することとする。

(3)　関係施設の応急復旧

現地本部と密接な連絡をとって、正確な状況把握を行い、災害対策本部において応急復旧の具体的方法、復旧資材の調達、復旧要員の確保等の配備手配を行う。

(4)　震度による運転規制

地震による運転規制については「地震発生時の取扱い方」に定めるところによる。

ア　運転指令者は、地震を感知した場合、直ちに電話で各駅長に対し地震が発生した旨を急報し、全列車・車両の運転を中止させる手配をする。

イ　乗務員は、列車運転中地震を感知した場合、または運転指令者から地震発生の旨通告のあったときは直ちに列車を停止させる。この場合、停止位置が不適当と判断したときは、列車を安全な場所に移動する。

列車停止後振動がおさまったときは、付近の状況を判断し必要に応じて転動防止をし、旅客の避難誘導に努めるとともに運転指令者に報告し、指示をうける。

ウ　運転指令者は、列車を停止させた後、福井地方気象台に問い合わせる等の方法で震度を確かめ、その震度により乗務員、駅長、土木および電気管理区長に対して次の各号による指令または要請を行う。

(ｱ)　震度４相当

停止して待機中の列車に対して震度を明示し、注意運転による運転継続を指令する。

(ｲ)　震度５弱以上

停止して待機中の列車に対して震度を明示し、運転中止を指令するとともに送電を停止する。土木および電気管理区長に対しては、要注意箇所の巡回点検を要請する。

3　株式会社ハピラインふくい

「災害時運転取扱手続」に沿って、「災害時の運転取扱準則」により、災害の防止、災害時の輸送確保、社内関係課室および関係自治体との連携について定める。

(1)　施設・設備の耐震性の確保

ア　周期的な構造物の健全度調査により下記事項を行う。

(ｱ)　橋梁の維持補修

(ｲ)　法面、土溜の維持

(ｳ)　トンネルの維持、補修

(ｴ)　建物設備の維持修繕

(ｵ)　通信設備の維持

イ　地震計の設置により、地震発生時における早期点検体制の確立を図るとともに、列車の運転規制等の基準とし、事故を防止する。

(2)　防災資機材の整備および要員の確保

ア　社内での防災資機材（モーターカー、トラック、ジャッキ、レール）の整備を図るとともに、民間企業から緊急に協力が得られるような体制を整える。

イ　社内および関連業者の災害業務に従事する技術者および技能者の技術および技能の程度と人員配置状況を把握し、緊急時における発動体制を確立する。

第３　道路施設

１　緊急輸送道路

(1)　指定

緊急輸送道路は「福井県緊急輸送道路ネットワーク計画」で規定する第１次緊急輸送道路、第２次緊急輸送道路、第３次緊急輸送道路を基本とし、指定避難所と連絡する道路のほか、救援物資集積地、防災活動拠点基地、ライフライン・生活物資拠点を連絡する道路としてあらかじめ定める。

(2)　災害時の確保

災害により道路施設が被害を受けた場合、災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する。

２　一般道路

各道路管理者は安全かつ円滑な交通を確保するため、次の措置を講じる。

(1)　防災関係機関等への連絡

所管する道路の被害状況を速やかに把握し、措置状況等を含めた情報を関係機関へ連絡する。

(2)　点検措置の実施

災害発生直後、速やかに道路等の点検（状況把握、応急復旧箇所）を実施する。

駐車車両、道路上への倒壊物・落下物等道路の通行に支障をおよぼす障害物を除去し、交通の確保に努める。緊急輸送道路および主要道路から優先的に実施する。

(3)　応急復旧の実施

災害が発生した場合、所管の道路について、道路占用部での上・下水道管の被害、路面の沈下陥没および亀裂、構造物と取付け部の段差、法面の崩壊、橋梁の損傷等、被害状況に応じた応急復旧を行い、最も早い工法を選定し、交通の確保に努める。

(4)　占用物件等他管理者への通報

市は、電気、ガスおよび電話等の道路占用の施設に被害が発生した場合は、各施設管理者に通報する。なお、緊急の場合は通行禁止等、住民の安全の確保のため必要な措置を講じ、事後通報を行う。

３　高速道路

中日本高速道路株式会社は、地震による災害発生のおそれがある場合、または災害が発生した場合は「防災業務要領」に従い、直ちに災害応急対策に入る。

(1)　防災体制

ア　災害が発生するおそれがある場合は警戒体制をとり、点検を実施する。

イ　災害が発生した場合は緊急体制をとる。

ウ　非常かつ重大な災害が発生し、通行止めを必要とする場合は非常体制をとり、直ちに災害対策本部を設置する。

(2)　防災関係機関等への連絡

中日本高速道路株式会社は、地震による高速道路の被害状況、措置状況等の情報を各防災関係機関へ速やかに連絡する。

(3)　点検措置

地震の発生直後、道路等の点検を直ちに行い、災害が発生した場合は応急復旧計画を策定し、応急復旧工事を実施する。

(4)　応急復旧工事の基本方針

通行止めを実施する場合の応急復旧工事にあたっては、上下線各一車線を走行可能な状態に速やかに復旧させる。

(5)　交通規制

ア　実施基準

(ｱ)　計測震度４．０以上（震度４以上）の地震が発生した場合は速度規制を行う。

(ｲ)　計測震度４．５以上（震度５弱以上）の地震が発生した場合は通行止めを行う。

イ　実施方法

速度規制を実施する場合は、道路情報板および規制標識を表示する。

また、通行止めを実施する場合には、巡回車、情報板、ラジオ等により、その旨を通行車両に通知するとともに、避難誘導措置を講じる。

(6)　初期消火および火災防止活動

高速道路上において衝突、追突等により車両火災が発生した場合は、消火器、消火栓等の利用により迅速に初期消火活動を行い、火勢の拡大防止に努める。

(7)　救出および応急手当

地震により高速道路上で死傷者が生じたときは、速やかに消防機関等に出動を要請し、中日本高速道路株式会社は、消防機関等の行う救急活動に協力する。

(8)　危険物、高圧ガス運搬車両の緊急措置

地震により高速道路において危険物、高圧ガス等が運搬車両から流出した場合には、交通規制等の措置を行うとともに、消防機関等に出動の要請をし、同機関の行う除去作業に協力する。

(9)　緊急輸送道路としての位置付け

高速道路は、広域的あるいは地域的な輸送路として輸送能力、機動性に優れていることから、地震発生時の緊急輸送道路として優先して交通の確保を図る。

第２１節　電力施設応急対策計画

第１　計画の方針

電力供給機関（北陸電力（株)、北陸電力送配電（株)）は被害状況等を迅速に把握し、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

第２　防護対策

気象情報その他により災害が予想されるときは、警戒体制をとり丹南支社に警戒体制本部を設置して、各種情報の収集、管内状況の把握および広報活動を活発に行い、電気災害の未然防止に努める。

第３　実施内容

１　災害時における応急工事

電気事業者は、災害が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、発電、変電施設・設備および送電・配電線路等に被害があった場合は、応急工事を実施する。なお、公共施設に対する復旧の遅速は、社会的に大きな影響をおよぼすことから優先復旧を図る。

２　災害時における電気の保安

強風、浸水等により危険と認められる場合は送電を中止するほか、危険場所、危険設備に対しては、危害防止に必要な措置を行う。

３　応援協力

(1)　電気事業者は、被害発生に伴い、自社の供給力に不足を生じた場合、他の電気事業者に要請して電力の融通を受け、供給力の増強を図る。

(2)　電気事業者は、応急工事が実施困難な場合、他の電気事業者の応援を要請する。電気事業者は、倒木や土砂崩れ等が被災現場までの通行の妨げとなっている場合、道路管理者に障害物の除去などを要請することにより、早期復旧の体制を強化する。

４　災害復旧の順位

電力供給機関は各施設の復旧について、避難所、医療機関等を原則として優先するが、設備の被害状況や復旧の難易等を勘案のうえ、電力供給上復旧効果の大きいものから行う。

特に緊急を必要とするものは、電源車を配置し緊急送電を行う。

第４　災害時における広報活動

災害に関し緊急を要する広報は敏速に行うほか、市、鯖江警察署、鯖江・丹生消防組合消防本部などとも密接な連絡をとり協力を求める。また、二次災害防止を図るため、テレビ・ラジオ・新聞・チラシ・広報車等を利用して広報を行う。

１　停電が予想される時

２　停電時

３　復旧完了における再供給時

第５　代替施設設備の活用

電力供給機関は、避難所等に対する電力供給確保のため、非常用発電機などの代替施設設備の活用を図る。

第２２節　ガス施設応急対策計画

第１　計画の方針

液化石油ガス事業者は地震の発生により被害が生じた場合、二次災害の発生を防止し、速やかに応急復旧を行い、ライフライン施設としての機能を維持する。

第２　活動体制

地震によりガス工作物に甚大な被害の発生またはそのおそれがある場合、応急対策および復旧対策を円滑、適切に行うため、液化石油ガス事業者は県エルピーガス協会またはその支部において対策本部を設置する。

第３　実施内容

１　液化石油ガス事業者による初動対策

液化石油ガス事業者は災害が発生した場合はその規模により緊急応援体制をとり、また緊急点検マニュアルに基づき病院等公共施設および集団供給設備のような大規模容器置場を有する施設に対し、速やかな施設の巡視点検、容器バルブ閉止などの応急措置を優先的に行う。

点検については常時施錠してある貯蔵設備、病院等公共施設および大規模な容器置場を有する施設を優先して行う。

２　地震発生時における応急工事

地震が発生した場合、被災施設、設備に対する状況を速やかに調査把握し、主要供給路線、橋梁架管、整圧器および製造設備等に被害があった場合は、速やかに応急工事を実施し、供給不良ないしは不能となった地域への供給再開を行う。

３　災害時におけるガスの保安

ガス施設等が火災等により危険な状態となった場合、またはガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合もしくは爆発する等の災害が発生した場合は、次によりそれぞれ応急措置を行う。

(1)　ガス製造施設が危険な状態となったときは、直ちに作業を中止し、安全措置を行う。

(2)　ガス導管の折損等によってガス漏えいの危険がある場合は、ガスを遮断する等危険防止に必要な措置を行う。

(3)　防災関係機関へ災害発生について直ちに通報するとともに、必要があると認めるときは、付近の住民に避難するよう警告する。

４　容器の回収

液化石油ガス事業者は、消費者の要請または巡視点検により発見した家屋の倒壊等により危険な状態となった液化石油ガス容器を安全な場所へ移動する。

５　消費者による初動対策

消費者は地震が発生した直後の二次災害を防止するため、自らが使用している火を消すとともに容器バルブを閉止するほか、要配慮者に対しても、近隣の住民が協力してその措置にあたる。

6　応援協力

液化石油ガス事業者は、応急工事の実施が困難な場合、他のガス事業者の応援を要請する。

7　応急復旧

液化石油ガス事業者は巡視点検により安全が確認された施設から順に供給を再開する。

また、改修が必要なものについては、緊急応援体制により事業者相互が連携し、復旧のための改修を行う。

第４　災害時における広報活動

液化石油ガス事業者は、二次災害防止を図るため、テレビ、ラジオ、新聞、チラシ、広報車等を利用して広報を行う。

1　ガスの供給停止が予想される時

2　ガス供給停止時

3　復旧完了における再供給時

第５　代替施設設備の活用

避難所等に対するガス供給確保のため、カセットコンロ、ＬＰガス等の代替施設設備の活用を図る。

第２３節　通信および放送施設応急対策計画

第１　計画の方針

通信の途絶防止および放送電波の確保のための諸施策を講ずるとともに、設備の早期復旧を図る。

第２　電気通信設備

ＮＴＴ西日本（株）、(株)ＮＴＴドコモ、ＫＤＤＩ(株)、ソフトバンク(株)および楽天モバイル(株)は、公共機関等の通信確保を図るとともに、被災地域における通信の孤立化を防ぎ、一般公衆通信を確保するため、迅速かつ的確な応急作業を実施する。

１　応急対策

災害が発生または発生するおそれがある場合は、災害の規模、状況により災害対策本部を設置し、通信の途絶の解消および重要通信の確保のため、次の措置を行う。

(1)　電話回線網に対する交換措置、伝送路切替装置等の実施

(2)　災害用伝言ダイヤル等の提供

(3)　非常用伝送装置または非常用衛星通信車装置による伝送路および回線の作成

(4)　応急ケーブル等による臨時伝送路および臨時回線の作成

(5)　予備電源、非常用発電装置等による通信電源の確保

(6)　特設公衆電話の設置

(7)　携帯電話の貸出し

２　通信利用者に対する広報

災害のため通信が途絶し、もしくは利用の制限を行ったときは利用者等に広報する。

(1)　通信途絶または利用制限した理由および現在の状況

(2)　復旧に対してとられている措置および復旧見込みの時期

(3)　通信利用者に対する協力要請事項

(4)　広報の方法は、広報車、窓口、掲示板等の方法により周知を図る。

３　復旧対策

災害により被災した通信設備の復旧にあたっては、電気通信施設等の機能、形態を被災前の状態に復旧するが、早期復旧を前提に被害再発を防止できる改良工事が可能であれば、設備拡張、改良工事等を折り込んだ復旧工事を行う。

第３　放送施設

１　応急対策

(1)　放送機等障害により一部の送信系統による放送送出が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更あるいは他の番組に切り替え、災害関連番組の放送継続に努める。また、一部中継回線が断絶したときは、常置以外の必要機器を仮設し、無線その他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

(2)　災害のため放送局内演奏所から放送継続が不可能となったときは、他の臨時の演奏所を設け、放送の継続に努める。

2　視聴者対策

(1)　受信設備の復旧

被災受信設備の取扱いについて、告知放送、チラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関係団体および関係機関との連携により、受信設備応急修理班を組織し、被災受信設備の復旧を図る。

(2)　情報の周知

避難場所その他有効な場所へ受信機を貸与するほか、拡声装置、速報板等を設置するとともに、状況により広報車等を利用して視聴者への情報周知を徹底する。

3　復旧対策

(1)　被災した施設および設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき効果的な復旧計画を早急に作成する。

(2)　復旧の順位は放送の送出に重大な影響をおよぼすと認められる施設、設備を優先させ、復旧工事の実施にあたっては、人員、資材等を最大限に活用して作業を迅速に推し進め、全般的な早期復旧を図る。

第２４節　上水道・下水道施設応急対策計画

第１　計画の方針

地震の発生に際し、上水道施設および下水道施設の被害拡大防止および安全確保に努めるとともに、速やかに応急復旧を行い、給水、および排水機能の維持を図る。

第２　共通事項

市は、地震の発生時において、上下水道の構造等を勘案し、二次災害のおそれのある施設等、緊急度の高い施設から順次速やかに巡視を行い、施設の損傷その他の異状を把握した場合には上下水道が一体となって施設の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

第３　上水道施設

１　応急措置および復旧

(1)　第１次復旧工事

ア　浄水場等の水道施設に被害が生じた場合には、給水機能の早期回復を図るため、応急復旧を行う。

イ　上水道管理センターにおいては、災害時の停電を考慮し、自家発電設備により制御機器を操作するなど、送配水機能を確保できるよう努める。

ウ　管路に被害が生じた場合には、漏水の防止および被害拡大の防止を図るため、必要な応急措置を講じる。

エ　導水管、送水管および主要な配水管については、優先的に応急復旧を実施し、特設した応急給水栓等からの給水が可能となるまでの復旧工事を当面の目標とする。

(2)　第２次復旧工事

第１次復旧工事により応急給水栓からの給水が可能となった段階以降は、各戸給水の再開を当面の目標として、復旧工事を実施する。

ア　配水管およびその支管の復旧工事が概ね完了した後、医療施設等の緊急性を要する施設を優先し、給水管の分岐工事を順次実施する。

イ　給水装置の整備については、被害状況に応じて、次の方法により実施する。

(ｱ)　既設管を活用する。

(ｲ)　仮配管から既設管に通水し、これを活用する。

(ｳ)　仮配管により各戸へに給水する。

(3)　応急復旧工事

復旧にあたっては、再度の被災の防止を考慮し、耐震性の向上等の観点から必要な改良復旧を行うとともに、耐震化の整備を図るなど、計画的に復旧対策を進める。

ア　改良復旧にあたっては、現行の水道施設整備事業等との整合を図りながら施工する。

イ　災害後の地域復旧計画と連携を保ち、円滑な復旧が図られるよう施工する。

ウ　石綿セメント管および老朽管については、可能な限り更新を行う。

エ　配管状態等に関する図面および台帳の整備については、復旧にあわせて万全を図る。

2　給水車等の活用

市は、医療施設や避難施設等に対する飲料水の確保を図るため、給水車等（水槽付き消防車を含む）を活用し、給水を行う。

第４　下水道施設

市は、地震発生時における下水道の被害を最小限にとどめ、環境汚染の防止を図るため、管路施設・ポンプ場および処理場施設を含むシステム全体について被害状況を把握し、緊急装置・施設の復旧作業を実施する。

1　応急復旧計画の策定

管路施設、ポンプ場および処理場施設によって態様が異なるが、次の事項等を基準として復旧計画を策定する。

(1)　応急復旧の緊急度および工法

(2)　復旧資材および作業員の確保

(3)　設計および監督技術者の確保

(4)　復旧財源の措置

2　応急措置および復旧

(1)　管路施設

ア　管路損傷等による路面の障害に対する緊急措置

管路損傷等により路面の障害が発生している場合は、交通機関の停止、通行人の事故防止等の緊急措置をとった後、関係機関に連絡をとり、応急対策を行う。

イ　マンホール等からの溢水の排除

マンホール等から溢水している場合は、可搬式ポンプを利用して、雨水管渠、河川または他の下水道管渠あるいは排水路等へ緊急排水する。

ウ　吐き口等における浸水防止

吐き口等で浸水している場合は、河川等の管理者に連絡をとるとともに、破損箇所での土のう等による浸水防止の措置、可搬式ポンプによる排水等の措置を行う。

(2)　ポンプ場および処理場施設

ア　ポンプ設備の機能が停止した場合の措置

ポンプ設備の機能が停止した場合は、損傷および故障箇所は直ちに復旧にかかるとともに、浸水等の場合には緊急排水、浸水防止等の措置を行う。

イ　停電および断水に対する措置

停電および断水している場合は、設備の損傷、故障の程度等を確認の上、自家発電設備等の活用を図るとともに、損傷箇所の復旧に努める。

ウ　自動制御装置の停止に伴う代替措置

現場の手動操作によって運転することとなるため、日頃から非常時に備え、手動操作についても習熟しておく。

エ　危険物の漏洩に対する応急措置

危険物を扱う設備については、災害後、速やかに点検し、漏洩の有無を確認するとともに、漏洩を発見したときには、訓練した方法に従って、速やかに応急措置を行う。

3　下水の排除制限および仮排水

管渠の損壊等により処理不能となった場合は、住民に対し下水排水の制限を行うほか、下水の滞留に備え、ポンプ・高圧洗浄機等の確保を行う。

4　代替施設設備の活用

避難所等に仮設トイレを設置するなど代替施設設備の活用を図る。

第２５節　危険物施設等応急対策計画

第１　計画の方針

危険物施設等の管理者は、地震の発生により施設に被害が生じた場合、火災、爆発、流出拡散の防止等二次災害の発生を防止し、速やかに応急措置を行う。

また、施設の関係者および周辺住民に対する危害防止を図るため、必要な措置を行う。

第２　危険物施設

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者および危険物取扱者などは、地震が発生した場合、地震による被害を最小限にとどめるため、当該危険物施設の実態に応じて、次の措置を講じる。

措　置	措置の内容
危険物の取扱作業および運搬の緊急停止措置	危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、弁の閉鎖または装置の緊急停止措置を行う。
危険物施設の応急点検	危険物施設の現状把握と災害発生危険の有無の確認を図るため、危険物の取扱施設、消火設備、保安電源、近隣の状況の把握等の応急点検を実施する。
危険物施設からの出火および流出の防止措置	危険物施設に損傷等異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行う。
災害発生時の応急措置	危険物により災害が発生したときは、消火剤、オイルフェンス、中和剤等を十分活用し、状況に即した初期消火、危険物の流出防止措置を行う。
防災関係機関への通報	災害を発見した場合、速やかに鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署など防災関係機関に通報し、状況を報告する。
従業員および周辺地域住民に対する人命安全措置	災害発生の事業所は、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署など防災関係機関と連絡を密にし、従業員および周辺地域住民の人命の安全を図るため、避難、広報等の措置を行う。

第３　火薬類貯蔵施設

保安責任者は火薬類貯蔵施設の地震による被害を最小限にとどめるため、危害予防規定等により次の保安措置を講じる。

1　保安責任者等は、地震による二次災害を防止するため、関係機関と迅速な連絡をとるとともに、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

(1)　施設の安全確認および爆発・火災に対する適切な措置

(2)　危険な状態の場合、付近の住民に対し、警告する措置

(3)　火薬類の数量等の確認

(4)　その他災害の発生防止または、軽減を図るための措置

第４　高圧ガス施設

高圧ガス施設の管理者などは、地震による二次災害を防止するため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安等に必要な下記の措置を講じる。

1　製造施設の運転、充てん作業、火気取扱作業、高所作業、荷役作業等の停止等の措置

2　移動式荷役設備等入出荷設備に関する退避または安全措置

3　落下防止、転倒防止等の安全措置

4　その他災害の発生の防止または、軽減を図るための措置

5　従業者および付近の住民に対し退避するよう警告する措置

第５　毒物・劇物取扱施設

市は、県の指示と指導のもと、毒物・劇物取扱施設が、災害により被害を受け、毒物・劇物が飛散漏洩または地下に浸透し、保健衛生上危害が発生、またはそのおそれがあるときは、施設等を管理する者に対し、危害防止のための応急措置を施すよう指示するとともに、鯖江・丹生消防組合消防本部および鯖江警察署と協力し、必要な措置を講じる。

第２６節　住宅応急対策計画

第１　計画の方針

応急仮設住宅の設置や被害家屋の応急修理の実施または既存公営住宅等の活用により、被災住民の住居の確保を図る。

第２　実施責任者

市は原則として、応急仮設住宅の建設および住宅の応急修理を行う。

災害救助法が適用された場合には、県（救助事務を委任した場合は市）が実施する。実施に係る建設資材の調達は、県建設業協会等の業界団体に協力を求める。

第３　応急仮設住宅の建設

市は、災害により住宅が全壊および全焼により滅失し、被災者のうち自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、住宅を仮設または応急的な修理を施し一時的な居住の安定を図る。

１　設置場所

市は、地震および豪雨等のほかの災害の危険性を十分に配慮しつつ、原則として市有地に建設する。また、仮設住宅を建設する際に、その場所が私有地となる場合は、所有者との間に賃貸借契約を締結する。

また、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合は、学校の教育活動に十分配慮する。

２　入居者の選定

市は、仮設住宅の入居者の選定について行うが、災害救助法が適用された場合には、県が市の協力を得て行う。

入居者の選定にあたっては、民生委員等との協議を行う。

３　入居者の基準

(1)　住家が全壊（焼）、流出した世帯

(2)　居住する住家がない世帯

(3)　自己の資力では住宅を建設することができない世帯

ア　生活保護法の被保護者および要保護者

イ　一定の資産のない失業者

ウ　一定の資産のない母子家庭

エ　一定の資産のない老人、病弱者および身体障がい者等の世帯

ただし、全ての項目に該当する者が３割を超える場合は、生活能力が低いなど、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

４　要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者に配慮する。

5　応急仮設住宅の運営管理

市は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、応急仮設住宅における安心、安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

6　住宅の応急修理

(1)　対象者

ア　住宅が半壊（焼）し、そのままでは当面の日常生活を営むことができない者

イ　自己の資金では応急修理を行うことができない者

(2)　応急修理の基準

修理箇所は、居住・炊事場・風呂場・便所等日常生活上欠くことのできない部分とする。

第４　応急仮設住宅の運営管理

市および県は、応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この場合、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成および運営に努めるもとともに、女性の参画を推進し、女性を始めとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入れに配慮する。

第５　公的賃貸住宅等の活用

1　市営住宅の活用

市は、地方自治法第 238 条の４第４項に基づく目的外使用として公営住宅の空き家に被災者を一時入居させることができる。また、県および近隣市町等協力のもとこれらの公的賃貸住宅の空き家を被災者に斡旋する。

2　その他の施設の活用

災害の規模、被災者の避難および収容状況、避難の長期化等に鑑み、旅館やホテル等への移動を避難者に促すとともに、民間賃貸住宅や空き家等利用可能な既存住宅の斡旋および活用、国有財産（未利用地、庁舎、国家公務員宿舎）の借上げ等により、避難所の早期解消に努める。

第６　応急危険度判定制度

1　市は、建築物等の倒壊や落下物による二次災害を防止するため、建築技術者等を活用し、被災建築物や被災宅地等に対する応急危険度判定を速やかに行い、応急措置を行うとともに、災害の発生のおそれのある場合は速やかに適切な避難対策を実施する。なお、判定は福井県被災建築物応急危険度判定マニュアル（実施本部業務マニュアル）を参考とする。

2　市は、必要に応じ応急危険度判定士を派遣するよう県に要請する。

3　応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の被災度を判定し、建築物に判定結果の表示および使用者（所有者・管理者）に勧告することにより注意を喚起する。

第７　各種被災建築物調査の説明

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明する。

第８　石綿応急措置の実施

市は、建築物等の倒壊・損壊により石綿露出が確認された場合、建築物等の使用者（所有者・管理者）は、周辺の立入禁止措置および石綿の飛散・ばく露防止の応急措置を実施する。

また、使用者が対応できず緊急の対応が必要と判断される場合には、市および県が周辺の立入禁止措置等の応急措置を実施する。

〈住宅応急対策〉

処　　理　　事　　項	
発災後から3時間後まで	
3時間後から24時間後まで	
24時間後から72時間後まで	★　住宅被害の把握 ①　被害程度別および地域別の把握 ★　需要の把握 ①　仮設住宅建設戸数の見積り ②　建築業者、資機材の調達 ③　建設予定地の選定 校庭、公園、グラウンド、遊休地等

第２７節　廃棄物処理計画

第１　計画の方針

被災地におけるごみの収集およびし尿の取扱処分等清掃業務およびに地震災害より生じた廃棄物（災害廃棄物）への対応を適切に実施し、環境衛生の万全を期する。詳細については、「鯖江市災害廃棄物処理計画」に定める。

第２　ごみ処理

１　処理体制

(1)　市は、被害地域のごみの発生状況と、収集運搬体制および処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制をとる。

(2)　市は、日々大量に発生するごみの処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼を行う。

(3)　市は、廃石綿などは、原則として一時保管場所への受入れを行わないこととし、やむを得ず、一時保管場所に廃石綿などを受入れる場合には、適切な梱包・コンクリート固化等を行う。石綿含有廃棄物は、区分して適切に保管する。

(4)　ごみ処理の実施に必要な機材、人員等については、可能な限り市の現有の体制で対応するが、ごみ処理能力以上の排出量が見込まれる場合は、人員の派遣や処理施設の使用などについて県あるいは近隣市町へ応援要請する。

２　処理方法

(1)　市は、ごみの処理について、焼却のほか、必要に応じて埋立て等環境影響上支障のない方法で行う。

(2)　市は、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合、一時保管場所の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。

(3)　市は、倒壊家屋等の除去作業について、解体に伴う粉塵や騒音の発生抑止に十分配慮する。

(4)　市は、解体等する場合、事前調査を実施し、石綿の使用の有無を確認する。石綿の含有が確認された場合は、作業計画を作成するとともに、県および武生労働基準監督署等と協議を行う。

(5)　解体作業の工事については、解体作業を行う者の責任において、掲示を分かりやすい場所へ設置し、作業の安全確保と石綿の飛散防止を適切に行う。

(6)　市は、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

第３　し尿処理

１　処理体制

(1)　市は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人員等を総合的に判断し、適切な処理体制をとる。

(2)　市は、仮設トイレ、避難施設のくみ取り便所について、貯蓄容量を超えることがないように配

慮する。機材、人員が不足する場合は、ごみ処理に準じ応援要請を行う。

2　処理方法

し尿処理の方法は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じ環境衛生に支障のない方法を併用する。

第４　死亡獣畜の処理

死亡獣畜（牛馬、豚、めん羊、山羊が死亡したもの）の処理は、市および獣畜所有者が、保健所の指示、立会いのもとに次の方法で処理する。

1　移動できるものは、適当な場所に集めて埋却、焼却等の方法で処理する。

2　移動が難しいものについては、その場で個々に処理する。

第５　災害廃棄物の発生への対応

市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、広域処理体制の確立に努める。また市は、災害の種類に応じ、十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。さらに、広域処理を行う地域単位で、平時の処理能力について計画的に一定程度の余裕を持たせるとともに処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理機能の多重化や代替性の確保を図る。

〈廃棄物等処理〉

処　　理　　事　　項	
発災後から3時間後まで	★　ごみ処理施設、し尿処理施設等の被害状況の把握
3時間後から24時間後まで	★　ごみ処理施設、し尿処理施設等の被害状況および処理能力の把握 ①　施設被害状況 ②　作業員、車両の被害状況 ③　収集ルート、運搬ルートの被害状況 ④　復旧見込み ★　処理施設の応急復旧方針の調整
24時間後から72時間後まで	★　作業能力の把握 ①　委託業者作業員と車両 ②　応援要員、借上げ車両 ★　ごみ、し尿等の排出量の見積り ★　臨時ごみ、し尿収集方針の決定 ①　集積場、投棄場の選定 ②　仮設トイレの設置 ③　住民への広報 ★　応援要請（市内で処理能力が不足するとき）

第２８節　防疫、食品衛生計画

第１　計画の方針

市は、地震の発生時の生活環境の悪化、被災者の病原体に対する抵抗力の低下等の悪条件下に行われる防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図る。

第２　防疫業務の実施方法

１　消毒場所

感染症が発生し、または発生するおそれがある汚染地区の宅地および家屋の内外。

２　消毒方法

(1)　飲料水の消毒

給水施設として井戸を使用した場合における井戸の消毒は、クロール石灰水（または次亜塩素酸ソーダ）を使用する。

(2)　飲料水の供給

知事の指示に基づき、自家用水の停止期間中、飲料水の供給を行う。また、自家用水の使用停止処分に至らない程度であっても、井戸水、水道水等の衛生処理について指導する。

(3)　家屋内の消毒

汚水などで汚染された台所、炊事場、便所等などはクレゾール水などの消毒薬を用い、床下等の湿潤の場所には石灰を散布して消毒を行う。

(4)　鼠族昆虫等の駆除

汚染地域を重点的に実施し、併せて消毒薬等防疫薬剤を各戸に配布する。

第３　防疫活動の実施要領

１　情報の収集および体制

災害発生と同時に職員を現地に派遣して被災地の状況を把握するとともに、保健所等関係機関と連絡を緊密にし、防疫の実施計画を作成し、これに必要な器具、資材、薬品および人員を確保して防疫体制を整える。

２　予防教育および広報

パンフレット等の利用や報道機関の協力を得て行う。

３　検病調査および健康診断

検病調査および健康診断は、県が検病調査班を編成し行うが、市は詳細な現況報告等について協力する。

この場合、集団避難施設の避難者や応急仮設住宅の入居者に対する調査を重点に実施する。

検病調査の結果必要があるときは、検便などの健康診断を実施する。

４　感染症発生時の措置

(1)　市は、感染症患者または病原体保有者が発生したときは、直ちに感染症指定医療機関への入院勧告または入院措置を行うとともに、家屋、台所、便所、排水溝等の消毒を実施する。なお、感染症指定医療機関への入院が困難なときは、適当な場所に臨時の隔離施設を設けて収容

する。

(2)　市は、やむを得ない理由によって、感染症指定医療機関への入院措置を講じることができない病原体保有者は、自宅隔離を行い、し尿の衛生的処理等について厳重に指導するとともに、必要に応じて治療を行う。

(3)　市は、家屋、台所、便所、排水溝等の消毒を行う。

(4)　県において濃厚接触者の検病調査・健康診断を行う。

5　臨時予防接種

市は、感染症予防上必要ある時は、県の指示により臨時予防接種に協力する。

6　県からの指示

市は、県および各健康福祉センターから、感染症予防上必要と認めて発する次の命令、指示を受けた場合は、災害の規模、態様などに応じ、その範囲および期間を定めて速やかに行わなければならない。

(1)　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）第 27 条第２項の規定による清潔方法、感染症の病原体に汚染された場所の消毒に関する指示

(2)　感染症法第 28 条第２項の規定によるねずみ族、昆虫等の駆除に関する指示

(3)　感染症法第 29 条第２項の規定による物件に係る必要な措置に関する指示

(4)　感染症法第 31 条第２項の規定による生活の用に供される水の供給の指示

(5)　予防接種法第６条の規定による臨時予防接種に関する命令（市長をして実施させることが適当な場合に限る。）

7　防疫活動に必要な人員資材等の確保

(1)　人員

市長は、清潔方法および消毒方法を施行するために必要と認めるときは、医師その他予防上必要な人員を雇用する。

(2)　器材

市が保有している消毒用機器を使用するが、必要に応じて関係機関または民間取扱業者等より借上げまたは購入する。

(3)　車両

市有車両を使用するが、必要に応じて民間車両を借上げる。

(4)　薬剤

市が保有する薬剤を使用する。ただし、不足する場合は薬剤取扱業者より購入する。

8　記録の整備

市は、災害防疫に関し次の書類を県に報告するとともに記録の整備保管をする。

(1)　災害状況報告書

(2)　災害防疫活動状況報告書

(3)　防疫経費所要額調および関係書類

(4)　各種防疫措置の指示命令に関する書類

(5)　防疫作業日誌作業の種類および作業量、作業に従事した者、実施地域および期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。

9　準備体制

次の事項について事前に体制を整える。

(1)　災害防疫対策連絡協議会の設置

(2)　防疫資材の整備

(3)　予防教育および広報活動

第４　家畜防疫

被災地の畜舎等施設の被害、家畜の状況および防疫については、県の指導および指示に基づいて行うものであり、市は、調査および報告事項について県家畜保健衛生所長と緊密に連携をとり、被害の軽減に努める。

第５　食品衛生対策

被災地における食品関係営業者および臨時給食施設（避難所その他炊き出し施設等）の実態を把握し、被災者に対して効果的な栄養調理指導を行い、安全で衛生的な食品が供給されるよう適切な指導を実施する。

1　食品関係営業施設等における食品衛生の確保

(1)　臨時給食施設の衛生監視指導

関係機関と密接な連携をとり実態を把握し、食品衛生監視員による現地指導の徹底により、食中毒等事故の発生を防止する。

(2)　食品衛生関係業者に対する監視指導

乳処理場、魚介類販売業、食肉販売業、食品の冷凍冷蔵業、飲食店等を重点的に監視するとともに、保存または製造されている食品の検査を実施することによって不良食品の販売供給を防止する。

2　避難所等における食品衛生の確保

次のことについて被災者に対して指導を行うとともに、避難所管理・運営委員会を通じて啓発を行う。

また、食中毒が発生したときは食品衛生監視員を中心とする調査班の調査に協力する。

(1)　救援食品の衛生的取扱い

(2)　食品の保有方法、消費期限等の遵守

(3)　配布された弁当の適切な保管と早期喫食

(4)　手洗い・消毒の励行

(5)　食器、器具の消毒

3　食中毒発生防止の措置

市は、避難所への弁当等の配給に当たっては、食中毒発生防止のため、次の措置を講ずる。

(1)　弁当等の搬送には、温度管理に留意する。

(2)　早期喫食のため、弁当等の搬送時間を調整する。

(3)　避難者等に対し、早期喫食を指導する。

4　避難所における適切な栄養管理

丹南健康福祉センターおよび市は、避難所等における適切な食事の提供および栄養管理に関して必要な助言およびその他の支援を行う。

(1)　食料調達に関する業務を担当している部局と連携して、被災者に対する食事の確保および食事制限のある被災者に対するニーズに応じた配食に努める。

(2)　被災者のニーズに的確に対応した栄養・食生活指導を行う。

5　給食施設に対する支援

健康福祉センターおよび保健所設置市の保健所は、給食施設の被災状況を把握し、入所者への食事提供が中断することのないよう必要に応じて適切な支援を行う。

〈防疫衛生〉

処　　理　　事　　項	
発災後から3時間後まで	
3時間後から24時間後まで	★　需要の把握 ①　防疫を必要とする地域の把握 ②　必要人員、薬剤等の見積り ★　防疫用薬剤、資機材の調達可能量の把握、手配 ★　防疫用薬剤、資機材の輸送 ①　人員、車両の手配 ②　輸送班との調整
24時間後から72時間後まで	★　防疫方針の決定 ①　消毒地域の優先順位 ②　消毒方法 ★　防疫活動 ①　避難施設周辺 ②　浸水地域 ③　ごみ集積場等 ★　保健指導 ①　避難施設健康診断 ★　食品衛生監視 ①　食品の衛生監視 ②　水質検査

第２９節　遺体の捜索、処理、埋葬計画

第１　計画の方針

地震災害時において死亡していると推定される者の捜索および死亡者の収容・処理・埋葬を実施する。

第２　遺体の捜索

遺体の捜索は、市が捜索に必要な資機材・機械器具類を借り上げて実施する。

ただし、市において実施困難な場合には、鯖江・丹生消防組合消防本部、鯖江警察署のほか他の機関からの協力を得て実施する。

第３　遺体の収容、処理

１　実施責任者

死体を発見したときは、市長は速やかに県警察本部または鯖江警察署長に連絡し、その見分をまって必要に応じ、次の方法により死体を処理する。

２　死体の収容、処理を行う場合

災害の際に死亡した者について、その遺族等が社会混乱期により死体識別等のための洗浄・縫合・消毒の処置、死体の一時保存あるいは捜索を行うことができない場合は、応急救助としてこれらの処置を実施する。

３　方法

死体の収容、処理は、市が収容、処理場所を借り上げ、または仮設し、捜査機関が検視または調査を行い、救護班または現地医師が死体の検案、洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

４　遺体の身元確認

遺体の身元確認は、警察および自治会等の協力のもと行う。身元が判明したものは、遺族に引渡す。なお、遺族が判明しないものについては、一定期間経過後に行旅死亡人として取扱うこととし、市長が死亡届を提出し、火葬を行い、遺骨を一時保管し、遺族が判明次第、引渡す。

第４　遺体の埋葬

１　実施責任者

市は、地震災害の際死亡した者について、その必要を認めた場合に、次の方法により応急的な埋葬または火葬を行う。

ただし、市において実施困難な場合は、近隣市町または県に応援要請を行う。

２　方法

市長の指示により直接、埋葬または火葬に付し、棺、骨つぼ等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。なお、埋葬または火葬の実施に当たっては次の点に留意して行う。

(1)　遺体は、県警察本部の行う検視等を経た後、同機関から引継ぎを受けて埋葬または火葬する。

(2)　身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるとともに、市長が死亡届を提出し、火葬を行い、遺骨を一時保管し、身元が判明した場合は遺族に引渡す。

(3)　被災地以外に漂流した遺体のうち、身元が判明しない者の埋葬または火葬は行旅死亡人として取扱う。

3　広域的な火葬の実施体制

市は、災害により平時に使用している火葬場が使用できない場合や、平時の火葬能力を大幅に上回る死亡者が発生した場合には、県内および県域を越えた広域的な火葬の実施について、必要な措置を行う。

第３０節　文教対策計画

第１　計画の方針

地震における児童生徒等の安全確保および教育活動の再開、それらに伴い必要となるその他の措置ならびに学校以外の文教施設等の応急対策について定める。

第２　災害発生後の児童生徒の安全確保

１　在校時の場合

児童生徒の安全確保のため、次の措置を順次、速やかに行う。

(1)　教職員は、安全確保のため児童生徒に的確な指示を行うとともに、火災等の二次災害の防止に努める。

(2)　教職員は、避難経路の安全を確認の上、児童生徒をより安全な場所へ避難させる。

(3)　教職員は、速やかに人員および負傷者の確認を行い、学校長に報告する。

(4)　帰宅経路の安全を確認の上、児童生徒を速やかに下校させる。被災状況により、教職員等による引率または保護者への直接引き渡しにより安全を確保する。

２　在校時でない場合

学校長は、被害状況等（児童生徒、教職員、施設・設備）等を調査し、災害の程度や範囲等に応じて、休校措置その他必要な措置をとる。

第３　応急教育計画

１　学校教育の確保

校舎等の施設が被災した場合、市は緊急に協議し、応急復旧および応急教育を実施する。

(1)　被災により学校施設の一部が用途に供さない場合、学校運営および安全管理上緊急に修理を要する箇所について応急修理または補強を実施し、できる限り休校を避ける。必要に応じて、二部授業、圧縮学級の編成などを講じる。

(2)　被災により学校施設のすべてが用途に供さない場合は、隣接学校の余剰教室・特別教室を借用し、分散授業を実施する。余裕学校がない、または不足して被災学校の児童生徒を収容できない場合には、臨時的施設等を建設するほか、公共施設に応急収容し、分散授業を実施する。

２　教材、学用品等の調達および支給

市は、被災により学用品を喪失または毀損し、就学上支障のある児童生徒に対し、教科書、文房具および通学用品を調達・支給する。なお、災害救助法が適用された場合、同法施行規則に基づき、迅速な措置を講じる。

(1)　支給品目

ア　教科書（教科書、副読本等の教材を含む。）

イ　文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、下敷、定規、絵具等）

ウ　通学用品（運動靴、傘、鞄、長靴等）

(2)　調達方法

ア　教科書

被災学校の学校別、学年別、使用教科書毎にその必要数量を速やかに調査し、県に報告するとともにその指示に基づいて教科書供給者などに連絡し、その供給を求める。また、市内の他の学校および他市町に対し使用済教科書の供与を依頼して調達するが、それでもなお若干量が不足する場合は県に対し調達供与依頼する。

イ　文房具および通学用品

必要数量を県に報告し、県から送付を受けたものを配布するか、市が調達するものを配布する。

3　教職員の被災による不足教職員の確保

市は、授業再開に必要な教職員を確保するため、教職員の被災状況に応じた代替教員等の補充を県と連絡調整のうえ行う。

(1)　被災教職員が僅少のときは校内において融通する。

(2)　被災教職員が多数で一校内で融通できないときは、授業の実施状況に応じて市が管内の学校間において融通する。

(3)　市において融通できないときは、県に教職員派遣の要請をする。

4　通学路の安全確保

市は、授業再開に向けて、通学に必要な道路や安全の確保について、関係機関と連携を取りながら、その確保に努める。

5　授業等再開対策

市は、非常時の授業体制について、実施可能な教科や確保可能な授業時数および教室等について検討し、当面の週時程および日課表を立案するなど、早期の授業再開対策について指針を示し、その策定について指導する。

第４　学校給食計画

1　給食の確保

学校内給食施設が被災した場合、速やかに復旧措置を講じ、正常な運営ができるように努め、学校再開に合わせて学校給食が実施できるように努める。

2　炊出し等に協力する基準

緊急に学校給食の施設、設備を使用して炊出しを実施する場合、災害救助法を適用する分については法の定めるところによるが、法によらない分は、学校長が市立学校については市の承認を、県立学校については県の承認を受けて実施する。

3　被害を受けた給食物資の処分

市は、被害を受けた物資の状況を把握し、県学校給食会に報告するとともに、その物資の処分方法について指示を受ける。

第５　育英補助に関する事項

市は、被災による家屋の全壊等のため就学に著しく困難を生じた児童生徒に対して(独)日本学生支援機構(JASSO)の JASSO 災害支援金(給付型支援金)など、育英補助に関する周知および支援を行う。

第６　その他の対策

１　転学手続き

被災した児童生徒の中で、転校を希望する児童生徒については、保護者との連絡調整を図り、隣接市町、他府県に速やかな受入れを要請する。

２　大学入試手続き

被災による受験不可能な生徒数と受験希望大学を把握し、追試験の要請や入学手続きの延期など関係大学との連絡調整および関係高校への指示等の措置を講じる。

３　高校入試手続き

被災時の高校入試については、入試期日・出願資格・出願手続き・検査場所・募集人員・入学手続きの延期等の弾力的な対応および高校や中学校との連絡調整等の措置を講じる。

４　企業の採用試験、採用手続き等

関係機関との連絡調整、関係学校への指示等の措置を講じる。

５　児童生徒の精神保健対策

カウンセリングが必要な児童生徒数を把握し、専門的知識を有する精神科医や臨床心理士の支援を求めるなど、カウンセラー要員の確保に努める。

第７　文化財保護対策

１　災害発生の届出

文化財について災害が発生し、その文化財の一部を滅失し、棄損し、または亡失したときは、所有者（管理責任者）は速やかに文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号)、福井県文化財保護条例（昭和 34 年福井県条例第 39 号）および鯖江市文化財保護条例（昭和 44 年条例第 14 号）の規定に基づき、市に届け出なければならない。

２　文化財の保護復旧

市は、前項の届出を受けた場合、直ちに職員を現地に派遣して被害状況を把握し、その現状を維持するよう努めるとともに、その個々の実情に応じた復旧対策を講じる。

〈文教対策〉

処　　理　　事　　項	
発災後から3時間後まで	★　被害状況の把握 ①　被害状況報告の指示 ②　情報連絡員の各学校への配置 ★　学校施設の緊急使用のための関係者との協議 ①　施設管理者の招集 ②　施設の開放 ③　避難者の受入れ
3時間後から24時間後まで	★　休校等応急措置の指示 ①　学校の避難民、災害復旧機関への優先的開放 ②　休校 ③　児童生徒の安全確保 ④　通学路の被害状況等の確認 ⑤　保護者への引渡し、集団下校
24時間後から72時間後まで	★　応急復旧作業の調査 ★　応急授業の準備 ①　避難施設管理者との協議 ②　校舎の補強、安全確認 ③　応急教育施設の確保 ④　通学路の安全確認 ⑤　教職員の確保 ⑥　児童生徒への通知 ⑦　学用品、教科書の被害状況調査

第３１節　災害救助法の適用計画

第１　計画の方針

災害に際し、その他の生活必需品の欠乏、住居のそう失、疾病等によって生活難に陥った被災者に対し、被災者の保護と社会秩序の保全を図り、応急的な救助を行う。

第２　実施機関

災害救助法の適用による救助は、国が行うが、その実施にあたっては、法定受託事務として知事に委任されている。ただし、救助事務の一部が市に委任されたときは、市が行う。

第３　適用基準

災害救助法の適用基準（災害救助法施行令に規定する住家滅失世帯数）は、次のとおりである。

区　　分	人　　口 （Ｒ2．10．１国調）	施行令第１条第１項第１号による法適用基準世帯数	同第２号による適用基準世帯数 （県全体で 1,000 世帯以上の場合）
鯖　江　市	68,302 人	80 世帯	40 世帯
備　　考	法適用基準には上欄のほか次のものがある。 １　施行令第１条第１項第３号前段 県全体で 5,000 世帯以上の住家が滅失した場合で、市内で多数の世帯の住家が滅失したとき ２　施行令第１条第１項第３号後段 災害が隔絶した地域で発生したものである等被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき（県は内閣府に事前協議を要する） ３　施行令第１条第１項第４号 多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれが生じたとき（県は内閣府に事前協議を要する）		

（注）１　基準世帯数とは住家が全壊（焼）もしくは流失した世帯数である。
２　半壊（焼）の場合は１／２世帯として換算し、床上浸水の場合は１／３世帯として換算する。
３　床下浸水、一部破損世帯は対象外である。

第４　適用手続

市は、災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、または該当する見込みであるときは、迅速かつ的確に被害状況を把握し速やかに県に報告するとともに、併せて法の適用を要請する。

災害救助法の適用は、市が県あて被害の状況を情報提供してから行われる。

第５　適用内容

１　避難所の開設および収容

県の救助事務を委任された市は、災害により被害を受け、または受けるおそれのある者を避難施設に収容し保護する。

(1)　適用期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合、市は県に事前協議（内閣府との協議を含む。）をしなければならない。

(2)　避難所設置のための費用

避難所の設置、維持および管理のための賃金職員雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費および購入費、光熱水費ならびに仮設便所等の設置費とする。

ただし、福祉避難所（高齢者、障がい者等に配慮した避難所）を設置した場合、当該地域における通常の実費を加算できる。

(3)　避難所設置の方法

避難所は、学校、公民館等の既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得がたいときには、野外に仮設物等を設置し、または天幕の設営により実施する。

(4)　避難所開設状況報告

市が避難所を設置した場合には、直ちに避難所開設の状況を県に情報提供しなければならない。この場合の情報提供事項は、おおむね次のとおりで、とりあえず電話または電報で情報提供する。

ア　避難所開設の日時および場所

イ　箇所数および供与人員

ウ　開設期間の見込

２　応急仮設住宅の供与

知事は、災害のため、住宅が全壊、全焼、流失により滅失し、自己の資力では住宅を確保することができない者に対し、簡単な住宅を仮設し一時的な居住の確保を図る。

(1)　適用期間

災害発生の日から２０日以内に着工し、速やかに完成させる。

その供与期間は、建築工事が完了した日から２年以内とする。

(2)　設置場所

市において決定する。なお、市は、事前に仮設住宅の建設可能場所を把握しておく。

仮設住宅を建設する際にその場所が私有地の場合は所有者との間に賃貸借契約を締結する。

(3)　入居者の選定

仮設住宅の入居者の選定については、県が市の協力を得て行うが、状況に応じ市長に救助事務の一部として委任できる。入居基準は下記のとおり。ただし、全ての項目に該当する者が３割を超える場合は、生活能力が低く、住宅の必要度の高い者を選定するほか、抽選による方法で決定する。

ア　住家が全壊（焼）流失した世帯

イ　居住する住家がない世帯

ウ　自己の資力では住宅を確保することができない世帯

(ｱ)　生活保護法の被保護者および要保護者

(ｲ)　特定の資産のない失業者

(ｳ)　特定の資産のない母子家庭

(ｴ)　特定の資産のない高齢者、病弱者および身体障がい者など

(4)　要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設にあたっては、高齢者、障がい者等に配慮した福祉仮設住宅の建設を考慮する。

3　炊き出しその他による食品の給与

市（災害救助法が適用された場合は、県の救助事務を委任された市）は、住家の被害等により自宅で炊飯等ができず、また食品の購入ができない被災者に対し、応急的に炊き出し等を実施し、被災者の食生活を保護する。

(1)　適用期間

災害発生の日から７日以内とする。

ただし、相当大規模な地震が発生し、この期間内で炊き出し等による食品の給与を打ち切ることが困難な場合には、市長は、知事に事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2)　供給の実施

供給の実施については「本章第 18 節　飲料水、食料品、生活必需品等の供給計画」による。

(3)　給与のための費用

主食、副食および燃料費等の経費とする。

(4)　炊き出し等の方法

炊き出しは、避難所内またはその近くの適当な場所を選んで実施する。その際市は、各現場に実施責任者を指名して、その任に当たらせる。

4　飲料水の供給

県の救助事務を委任された市は、災害のため飲料水が枯渇しまたは汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、飲料水を供給する。

(1)　適用期間

災害発生の日から７日以内とする。ただし、状況により、この期間を延長する必要がある場合には、市は、県に事前協議（内閣府との協議を含む）をしなければならない。

(2)　飲料水供給のための費用

水の購入費、給水および浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費および燃料費ならびに浄水用の薬品費および資材費とし、当該地域における通常の実費とする。

(3)　飲料水供給の方法

飲料水の供給は、災害のため飲料に適する水がない場合に、輸送による給水、浄水器による給水、家庭用井戸水等による給水の方法により実施する。

5　被服寝具その他生活必需品の給貸与

災害による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を喪失または毀損し直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して、急場をしのぐ被服、寝具その他の衣料品および生活必需品を給与または貸与する。

(1)　適用期間

災害発生の日から 10 日以内とする。ただし、大災害により交通通信が途絶え、物資の買い付けが困難であるような場合等、この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣府と協議しなければならない。

(2)　給貸与の方法

被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内で現物により行う。

ア　被服、寝具および身の回り品

イ　日用品

ウ　炊事用具および食器

エ　光熱材料

6　医療および助産

災害のため医療機関が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合に、応急的に医療を施し、被災者の保護を図る。

(1)　適用期間

災害発生の日から 14 日以内（助産は分べんした日から７日以内）とする。ただし、災害の規模が大きく死傷者が極めて多い場合、また、社会的混乱の著しい場合等この期間を延長する必要がある場合には、事前に内閣府と協議しなければならない。

(2)　医療のための費用

ア　医療救護班による場合

使用した薬剤、治療材料および医療器具の修繕費等の実費

イ　一般の病院または診療所による場合

国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ　施術者による場合

協定料金の額以内

(3)　医療の方法

医療救護班の編成は、福井県立病院による医療救護班、健康福祉センターによる救護班、公立丹南病院・療養所による医療救護班、福井大学医学部附属病院による医療救護班、公的医療機関による医療救護班、県から委託を受けた福井赤十字病院医療救護班ならびに現地医療班、県とＤＭＡＴ指定病院との協定に基づく災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）とする。

7　被災者の救出

県の救助事務を委任された市は、災害のため生命身体が危険な状態にある者を捜索し、または救出して保護する。

(1)　適用期間

災害発生の日から３日以内とする。ただし、地震の揺返しが続いて被害が続出し、どの地震によって現に救出を要する状態になかったか判明し難いとき等、この期間を延長する必要がある場合には、市は県と事前協議（内閣総理大臣の協議を含む。）をしなければならない。

(2)　救出のための費用

舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費、購入費、修繕費および燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。

8　住宅の応急修理

災害のため、住宅が半壊、半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、自己の資力では応急修理をすることができない者に対し、応急修理を行い一時的な居住の確保を図る。

(1)　適用期間

３か月以内（国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内）に完成する。

(2)　応急修理の内容

居室、炊事場、便所等日常生活に欠くことのできない部分について行う。

(3)　協力要請

県は、市の協力を得て、応急修理場所、戸数、規模等の把握を行い、被災住宅の応急修理等に当たっては、関係業界団体に対して協力を要請する。

9　学用品の給与

学用品の給与は、災害による、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼、床上浸水等により、学用品を喪失またはき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒（特別支援学校の児童および生徒を含む。）に対して行う。

(1)　給与する品目

学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において行う。

ア　教科書

イ　文房具

ウ　通学用品

(2)　適用期間

教科書、教材については、１箇月以内、文房具、通学用品については、15 日以内に給与を完了しなければならない。

(3)　給与の実施

災害救助法が適用された場合の学用品の給与は、原則として県の救助事務を委任された市が行うが、教科書については、県が、市教育委員会等からの報告に基づき、教科書提供所から一括調達し、その配給を講じることもある。

10　遺体の捜索、処理、埋葬

災害により現に行方不明の状態にある者に対して捜索を実施するほか、災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその死体の処理が実施できない場合に処理を、また、遺族の資力にかかわらず、埋葬を行うことが困難な場合または死亡した者の遺族がない場合にその埋葬を実施する。

(1)　適用期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

11　障害物の除去

災害のため、住宅に土石等障害物が流入し、自己の資力では除去することができない者に対し、障害物の除去を行う。

(1)　適用部分

居室、炊事場等生活に欠くことのできない最小限度の部分について行う。

(2)　適用期間

災害発生の日から 10 日以内に完了する。

12　応急救助のための輸送および賃金職員等の雇上げ

救助の実施に必要な賃金職員等の雇上げを行い、その人員および物資を迅速かつ円滑に輸送あるいは配分し、応急救助活動の万全を期する。

［輸送および人員傭上げを行う救助の範囲および適用期間］

範　　囲	期　　間
被災者の避難	１日～２日以内（内閣府との協議により延長できる。以下同じ）
医療および助産	７日～14 日以内
被災者の救出	３日以内
飲料水の供給	７日以内
遺体の捜索	10 日以内
遺体の処理	10 日以内
救援用物資の整理配分	輸送される物資により異なり、それぞれ救助種目に定められた期間内

(1)　輸送および賃金職員等の雇用のための費用

輸送のために支出できる費用は、運送費、借上料、燃料費、消耗器材費、修繕費とし、当該地域における通常の実費とする。

(2)　輸送力の確保

ア　応急救助は緊急を要するので常に輸送手段を考慮して輸送の確保に努める。

イ　市、県は動員できる車輌（オフロード車、大型トラック等）船艇を把握しておく。

ウ　鯖江・丹生消防組合消防本部は施設班と常に連絡し、事態が急迫した場合は従事命令を発する。

第４章　災害復旧・復興計画

第１節　公共施設の災害復旧計画

第１　計画の方針

地震発生時被災した各施設の復旧と併せ、再度震災の発生を防止するため必要な施設の新設、または改良を行うなど、将来の震災に備える事業計画を策定し、震災応急対策計画に基づく応急復旧終了後、早期復旧を目標に重要度と緊急度の高い施設から復旧工事を実施する。

第２　災害復旧事業の種類

１　公共土木施設災害復旧事業

(1)　河川災害復旧事業

(2)　砂防設備災害復旧事業

(3)　林地荒廃防止施設災害復旧事業

(4)　地すべり防止施設災害復旧事業

(5)　急傾斜地崩壊防止施設災害復旧事業

(6)　道路災害復旧事業

(7)　下水道災害復旧事業

(8)　公園災害復旧事業

２　農林業施設災害復旧事業

３　都市災害復旧事業

４　上水道災害復旧事業

５　住宅災害復旧事業

６　社会福祉施設災害復旧事業

７　公立医療施設、病院等災害復旧事業

８　学校教育施設災害復旧事業

９　社会教育施設災害復旧事業

10　その他の災害復旧事業

第３　緊急災害査定の促進

市は県との連携のもと、震災が発生した場合には、速やかに公共施設の災害の実態を調査し、必要な資料を調整し、災害査定の緊急な実施が容易となるよう所要の措置を講じて、復旧事業の迅速が期されるよう努める。

第４　災害復旧資金の確保

市は、災害復旧に必要な資金需要額を早急に把握し、その負担すべき財源を確保するため、起債および災害つなぎ短期借入について所要の措置を行うなど、災害復旧事業の早期実施が図られるように努める。

第５　特定大規模災害等における復旧工事の代行の要請

市は、内閣府に緊急災害対策本部が設置される著しく異常かつ激甚な災害（以下「特定大規模災害」という。）等を受けた場合に、地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要がある場合は、国や県に復旧工事の代行を要請する。

第６　道路復旧等の関係機関との連携

１　市は、道路と生活インフラの連携した復旧が行えるよう、関係機関との連携体制の整備・強化を図る。

２　市は、国道および県道と交通上密接である市道の復旧工事を自ら行えない場合は、県に代行を要請する。

第２節　激甚災害の指定計画

第１　計画の方針

市は、県に対し、大規模な災害が発生した場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚法」という。）に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を調査して早期に指定が受けられるよう措置し、公共施設の復旧が円滑に行われるよう要望する。

第２　激甚災害に関する調査

1　市の被害状況等を検討のうえ、激甚災害および局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について県の関係各部に必要な調査を行うよう要望する。

2　市は、県が行う激甚災害および局地激甚災害に関する調査等について協力する。

3　市は、県の関係各課に、必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう要望する。

第３　激甚災害指定の手続

市長は、激甚災害の指定を受ける必要があると認めるときは、県に対して国の機関と密接な連絡の上、指定の手続きをよう要望する。

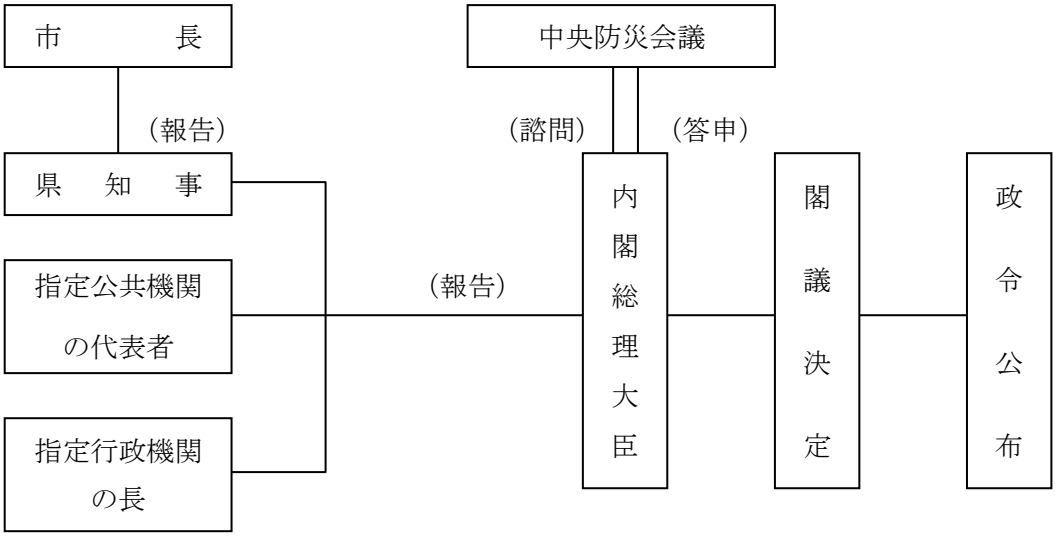

第４　特別財政援助額の交付手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市は速やかに関係調書等を作成して県各部に提出し、県関係部は激甚法および算定の基礎となる法令に基づき、負担金を受けるための手続その他を実施する。

なお、「激甚災害に対処するため特別の財政援助等に関する法律（昭和 37 年法律第 150 号)」の対象となる事業は、次頁のとおりである。

1　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

(1)　公共土木施設の災害復旧事業および災害関連事業

ア　災害復旧事業とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の適用を受ける公共土木施設の災害復旧事業

イ　公共土木施設災害復旧事業のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併施行する公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令第１条各号の施設の新設または改良に関する事業（道路、砂防を除く。）

(2)　公立学校施設の災害復旧事業

公立学校施設災害復旧費国庫負担法の適用を受ける公立学校施設の災害復旧事業

(3)　公営住宅等の災害復旧事業

公営住宅法第８条第３項の適用を受ける公営住宅または共同施設の建設または補修に関する事業

(4)　社会福祉施設の災害復旧事業

ア　生活保護法第 40 条（地方公共団体が設置するもの）または 41 条（社会福祉法人または日赤が設置するもの）の規定により設置された保護施設の災害復旧事業

イ　児童福祉法第 35 条第２項から第４項までの規定により設置された児童福祉施設の災害復旧事業

ウ　老人福祉法第 15 条の規定により設置された養護老人ホームおよび特別養護老人ホームの災害復旧事業

エ　身体障害者福祉法第 28 条第１項または第２項の規定により県または市町が設置した身体障がい者社会参加支援施設の災害復旧事業

オ　障がい者の日常生活および社会生活を総合的に支援するための法律第 79 条第１項もしくは第２項または第 83 条第２項もしくは第３項の規定により県または市町が設置した障がい者支援施設、地域活動支援センター、福祉ホームまたは障がい福祉サービス（同法第５条第７項に規定する生活介護、同条第 13 項に規定する自立訓練、同条第 14 項に規定する就労移行支援または同条第 15 項に規定する就労継続支援に限る。）の事業の用に供する施設の災害復旧事業

カ　売春防止法第 36 条の規定により県が設置した婦人保護施設の災害復旧事業

キ　私立社会福祉施設、私立病院、私立幼稚園等の災害復旧事業に対する補助(5)　感染症指定医療機関等の災害復旧事業および感染症予防事業

ク　感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「法」という。）第６条第 10 項の規定による感染症指定医療機関の災害復旧事業

ケ　激甚災害のため法第 58 条の規定による県の支弁に係る感染症予防事業および法第 22 条の規定による地域保健法第５条第１項の規定に基づく政令で定める市の支弁に係る感染症予防事業

(5)　堆積土砂および湛水の排除事業

ア　堆積土砂排除事業

(ｱ)　公共施設の区域内の排除事業

激甚災害の発生に伴い公共施設の区域内に堆積した激甚法施行令第４条に定めた程度にその達する異常に多量の泥土、砂礫、岩石、樹木等（以下堆積土砂。）の排除事業で地方公共団体またはその機関が施工するもの

(ｲ)　公共施設の区域外の排除事業

激甚災害に伴い発生した堆積土砂で、市長が指定した場所に集積されたものまたは市長がこれを放置することが公益上重大な支障があると認めたものについて、市長が行う排除事業

イ　湛水排除事業

激甚災害の発生に伴う破堤または溢流により浸水した一団の区域について浸水面積が、引き続き１週間以上にわたり 30 ヘクタール以上に達するものの排除事業で地方公共団体が施工するもの

(6)　私立社会福祉施設、私立病院、私立幼稚園等の災害復旧事業に対する補助

２　農林水産業に関する特別の助成

(1)　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別の特別措置

この特別措置は、その年に発生した激甚災害に係る災害復旧事業（農地、農業用施設および林道）および災害関連事業（農業用施設および林道）に要する経費の額から、災害復旧事業については農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定措置法」という。）第３条第１項の規定により補助する額、関連事業については通常補助する額を、それぞれ控除した額に対して一定の区分に従い超過累進率により嵩上げを行い措置する。

(2)　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

激甚災害を受けた共同利用施設の災害復旧事業について暫定措置法の特例を定め、政令で指定される地域内の施設について補助対象の範囲を拡大する。

(3)　開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4)　天災融資法の特例

天災による被害農林漁業者等に対する資金の融資に関する暫定措置法（以下「天災融資法」という。）第２条第１項の規定による天災が激甚災害として指定された場合次の２点の特別措置を行う。

ア　天災融資法の対象となる経営資金の貸付け限度額および政令で定める資金として貸付けられる場合の貸付け限度額を引き上げ、政令で定める経営資金については償還期間を延長する。

イ　政令で定める地域において被害を受けた農業協同組合または農業協同組合連合会に対する貸付け限度額を引き上げる。

(5)　森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助

(6)　土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助

(7)　共同利用小型漁船の建造費の補助

(8)　森林災害復旧事業に対する補助

3　中小企業に関する特別の助成

(1)　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

ア　激甚災害につき災害救助法が適用された地域内に事業所を有し、かつ、激甚災害を受けた中小企業者、事業協同組合等の再建資金の借入れに関する保証限度額を別枠として設ける。

イ　災害関係保証の保険についての填補率を引き上げる。

ウ　保険料率を引き下げる。

(2)　小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

激甚災害を受けた中小企業者に対し、激甚災害を受ける以前において小規模企業者等設備導入資金助成法によって貸付けおよび貸与した設備の対価について、県は償還期間を延長することができる。

(3)　事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

(4)　中小企業者に対する資金の融通に関する特例

商工組合中央金庫が激甚災害を受けた者に対して再建資金を貸付ける。

また、株式会社日本政策金融公庫においても低利融資を行う。

(5)　中小企業・小規模事業者等の施設・設備復旧費に対する補助

4　その他の特別の財政援助および助成

(1)　公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

(2)　私立学校施設災害復旧事業に対する補助

(3)　市が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

(4)　母子および父子ならびに寡婦福祉法による国の貸付けの特例

(5)　水防資材費の補助の特例

(6)　罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例

ア　罹災者公営住宅建設事業に対する補助の特例

イ　産業労働者住宅建設資金融通の特例

(7)　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への参入等

ア　公共土木施設小災害復旧事業

イ　公立学校施設小災害復旧事業

ウ　農地、農業用施設および林道の小災害復旧事業

(8)　雇用保険法における求職者給付の支給の特例

(9)　避難所における福祉サービス提供事業等に対する補助の特例

第３節　民生安定計画

第１　計画の方針

災害発生後において、被災者等の生活再建を迅速かつ的確に進める。

第２　義援金および義援物資の受入れ・配分

１　義援金および義援物資の募集

市および県は、義援金および義援物資の受入れについて、各種広報媒体や報道機関を通じて次の事項を公表し、広く一般への周知を図る。

(1)　義援金

ア　受入れ窓口

イ　振込金融機関（金融機関名、口座番号、口座名等）

(2)　義援物資

ア　受入れ窓口

イ　受入れを希望する物資のリスト（被災地の需給状況を勘案し、逐次改定）

２　義援金の受入れ・配分

(1)　受入れ

市は、金融機関の協力を得て義援金受入れ窓口を開設し、受け入れる。

義援金のうち、日本赤十字福井県支部に寄託されたものについては、支部事務局において受け入れる。

(2)　配分

市は、必要に応じて日本赤十字社等の義援金収集団体と配分委員会を設置するなど、義援金の使用について十分協議の上、迅速な配分に努める。

３　義援物資の受入れ・配分

(1)　受入れ

市は、速やかに義援物資の受入れ・照会窓口を開設し、受け入れる。物資の集積場所については、十分協議の上、迅速な配分に努める。

(2)　配分

市は、自己調達物資や応援要請物資等との調整を図り、義援物資の目的に沿った迅速かつ効果的な配分を行う。

第３　被災者生活再建支援のための措置

災害が発生した場合、被害の状況に応じ、被災者の健康の確保、税の減免、融資、住宅の確保など生活全般にわたって相談に応じられるよう、国、県、市および関係機関による生活支援総合相談窓口の設置を開設し、被災者からの幅広い相談や問い合わせに対応する。

第４　罹災証明書の交付

１　市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付体制を確立し、遅滞なく、住家等

の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。

2　市は、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施する。

3　市は、災害による住家等の被害の程度の調査や罹災証明書の交付について、被害の規模と比較して市の体制・資機材のみでは不足すると見込まれる場合には、県に要請を行う。

第５　被災者台帳の整備

1　市は、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。また、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、被災者台帳の作成にデジタル技術を活用するよう積極的に検討する。

2　市は、県が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったときは、県に対して被災者に関する情報の提供を要請する。

第６　支援制度の周知

市は、被災者が自ら適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、災害ケースマネジメントの実施等により、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

第７　災害弔慰金等の支給

市は、鯖江市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対して災害弔慰金を、また、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対して災害障害見舞金を支給する。

1　対象となる自然災害

(1)　市内において住居が５世帯以上滅失した自然災害

(2)　災害救助法第２条第１項が適用された場合の自然災害

2　災害弔慰金または災害障害見舞金の支給等

市は、市町条例に基づき、災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を、災害により精神または身体に著しい障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する。また、災害弔慰金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

第８　被災者生活再建支援金の支給等

1　被災者生活再建支援金

市は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災証明の交付体制を確立し、被災者に被災証明を交付する。

(1)　対象となる自然災害

ア　自然災害により、市内で災害救助法施行令第１条第１号または第２号のいずれかに該当する被害が発生した場合

イ　自然災害により、市内で 10 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合

ウ　自然災害により、県内で 100 以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合

エ　県内でアまたはイの自然災害が発生した場合で、市内で５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合

オ　県内においてアまたはイの市町を含みまたはウの都道府県が２以上ある場合に、市内において５以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合

カ　人口５万人未満の場合において２世以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した場合

（注）エ～カの人口要件は、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり

(2)　対象となる被災世帯

ア　住宅が全壊した世帯

イ　住宅が全壊または住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯

エ　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯

オ　住宅が半壊し、相当規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(オは(3)イの加算支援金のみ)

(3)　支給限度額次のアおよびイの合計額を支給する（世帯人数が１人の場合は、各該当欄の金額の３／４の額を支給する。）。

ア　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

住宅の被害程度	全壊 (2)のアに該当	解体 (2)のイに該当	長期避難 (2)のウに該当	大規模半壊 (2)のエに該当	半壊
支給額	100 万円	100 万円	100 万円	50 万円	―

イ　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 （公営住宅以外）
支給額 （全壊、解体、長期避難、大規模半壊）	200 万円	100 万円	50 万円
支給額（中規模半壊）	100 万円	50 万円	25 万円

※被害程度が全壊、解体、長期避難、大規模半壊のいずれかで、一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入または補修する場合は、合計で 200 万円（中規模半壊の場合は 100 万円）または 100 万円（中規模半壊の場合は 50 万円）を支給限度額とする。

2　被災者生活再建支援金にかかる体制の整備等

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認および県への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

第９　住宅の確保

市は、復興過程の被災者については、仮設住宅等の提供により、その間の生活の維持を支援するとともに、できる限り早い段階から被災者の特性やニーズを把握し、提供期間の終期を待つことなく恒久住宅への円滑な移行に向けた取組を計画的に実施する。

1　計画目標

災害用応急仮設住宅から恒久、良質の住宅に切り換えることにより、被災者の住環境の改善を図る。

2　対策

(1)　住宅の供給

市は、損壊公営住宅を速やかに補修するとともに、公営住宅の供給計画を早期に見直し、被災者に対し住宅の供給を図る。

(2)　住宅金融支援機構融資の斡旋

市は、独立行政法人住宅金融支援機構（以下「住宅金融支援機構」という。）が実施する災害復興住宅融資の融資適用災害に該当するときは、被災者に対し当該投資が円滑に行われるよう借入手続の指導、融資希望者家屋の被害状況調査および被害率の認定を早期に実施し、災害復興住宅融資の促進を図る。

第 10　個人資産の共済制度等に対する検討

全国的な基金による被災者に対する救済措置や新たな保険制度、共済制度等について、被災者の救済の理念、仕組み等について調査・研究する。

第 11　郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策

日本郵便株式会社は、災害が発生した場合、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱いおよび援護対策を実施する。

1　被災者に対する郵便葉書等の無償交付

災害時において、被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店および郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書および郵便書簡を無償交付する。

2　被災者が差し出す郵便物の料金免除

災害時において、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

3　被災地あて救助用郵便物の料金免除

災害時において、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社等その他総務省令で定める法人または団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

4　被災者救助団体に対するお年玉葉書等寄附金の配分

被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、お年玉葉書等寄附金を配分する。

第１２　暴力団排除活動

県警察は、暴力団等の動向把握を徹底し、復旧・復興事業への参入・介入の実態把握に努めるとともに、関係行政機関、被災地方公共団体、業界団体等に必要な働きかけを行うなど、復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底に努める。

第４節　経済秩序安定計画

第１　計画の方針

災害により被害を受けた市民が、その痛手から再起更生するよう、被災者に対する租税の徴収猶予および減免、資金の融資等について定めることにより、被災者の生活の確保を図る。

第２　金融措置

１　租税の徴収猶予および減免

市は、被災者に対する市税の徴収猶予および減免等納税緩和措置に関する計画を樹立しておく。

２　融資の種類

融資の種類	融資の内容
災害援護資金の貸付	災害救助法適用時に実施する。 市は条例に基づき、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対し、生活の建て直しに資するため、被害の程度、種類に応じ、災害援護資金の貸付けを行う。
生活福祉資金の貸付	災害救助法が適用されない小規模な場合に実施する。 福井県社会福祉協議会は、小規模の災害により被害を受けた低所得世帯に対し、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長促進を図り、安定した生活を営ませるため、生活福祉資金を貸し付け必要な援助指導を行う。
母子父子寡婦福祉資金の貸付	災害救助法が適用されない小規模な場合に実施する。 県が、小規模の災害により被害を受けたひとり親家庭および寡婦に対しその経済的自立と生活意欲の助長促進を図るため、被災した家屋を増築、拡張または補修するために必要な経費として、住宅資金の貸付けを行う。
中小企業向け緊急融資	県が、重大な災害が発生した場合において、災害により被害または影響を受け経営の安定に支障を生じている中小企業の金融の円滑を図るため、既存制度融資の条件緩和または緊急融資の実施について、適宜、必要な措置を行う。

<table>
<tr><th>融資の種類</th><th>融資の内容</th></tr>
<tr><td>農林関係融資</td><td>農業関係の融資は以下のとおりである。
<table>
<tr><td rowspan="3">農業
関係</td><td>被害農家の経営</td><td>天災資金
農林漁業セーフティーネット資金
農業経営支援資金
農業緊急資金</td></tr>
<tr><td>農地等の災害復旧</td><td>農業基盤整備資金</td></tr>
<tr><td>施設関係の災害復旧</td><td>農林漁業施設資金</td></tr>
<tr><td rowspan="2">林業
関係</td><td>被害林業者の経営</td><td>天災資金
農林漁業セーフティネット資金</td></tr>
<tr><td>施設関係の災害復旧</td><td>林業基盤整備資金
農林漁業施設資金</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

第３　流通機能回復

流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定確保と経済の復興の促進を図る。

１　商品の確保

(1)　市および県は、生活必需品をはじめ各種商品の在庫量と必要量を把握し、不定量については国、他府県、企業等と協議し、速やかに必要量を市場に流通させる。

(2)　鉄道、道路等管理者は、速やかに施設の復旧を行い、物流の確保を図る。

２　情報の提供

市および県は、生活必需品その他の商品の価格、需給状況の動向、販売場所等の必要な情報を提供し、消費者の利益を図るよう努め、民生の安定を図る。

第５節　復興計画

第１　計画の方針

被災地の再建を目指し、復旧・復興を行う。

第２　改良復旧

１　市、県および関係機関は、迅速かつ円滑に被災施設の復旧事業を行う。

２　市、県および関係機関は、被災施設の復旧について、再度の災害防止の観点から、可能な限り改良復旧を行う。

３　市、県および関係機関は、ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧に当たり、地区別の復旧予定時期を明示する。

第３　復興計画の作成

１　大災害により、地域が壊滅的な被害を受けた場合における被災地の再建は、都市構造や産業基盤等の改変を伴う複雑な大事業となることから、市は事業を円滑かつ迅速に実施するための復興計画を策定し、関係機関と調整しながら、計画的に復興を進める。

２　市および県は、復興のための市街地の整備改善については、被災市街地復興特別措置法等を活用するとともに、災害に強いまちづくりについてできるだけ速やかに要配慮者や女性等を含む住民のコンセンサスを得るよう努め、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の実施により、安全で快適な市街地の形成と都市機能の充実を図る。

第４　復興計画策定体制の確立

１　復興都市計画原案の策定

(1)　都市計画区域内の復興都市計画

都市計画区域内においては、「防災都市づくり計画」を踏まえた「市町村の都市計画に関する基本方針」を復興都市計画原案として位置付ける。

(2)　都市計画区域外の復興都市計画

都市計画区域外においては、「防災都市づくり計画」の策定を推進し、当該計画を復興都市計画原案として位置付ける。

(3)　各種データの整備保全

復興の円滑化のため、あらかじめ次の事項について整備する。

ア　各種データの総合的保全（地籍、建物、権利関係、施設、地下埋設物等情報および測量図面、情報図面等データの整備保存ならびにバックアップ体制の整備）

イ　不動産登記の保全等

公共土木施設管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図、基礎地盤状況等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努める。

2　審議会・協力体制の整備

(1)　復興都市計画原案等の事前審議制度の創設

復興都市計画の円滑で迅速な審議を行なうため、復興計画の原案として位置付けられる「市町村の都市計画に関する基本方針」等の事前審議制度を創設する。

(2)　復興計画策定連絡協議会の設置

復興都市計画と公共土木施設整備計画の整合を図るため、「復興計画策定連絡協議会」を設置し、事前審議の円滑な運営体制と被災後の迅速な復興計画策定体制を確立する。

第５　大規模災害からの復興に関する法律の活用

1　復興計画

市は、必要に応じ、大規模災害からの復興に関する法律を活用し、国の復興基本方針に即して復興計画を作成し、同計画に基づき市街地開発事業、土地改良事業等を実施することにより、特定大規模災害により、土地利用の状況が相当程度変化した地域等における円滑かつ迅速な復興を図る。

2　特例措置

県は、特定大規模災害等を受けた市から要請があり、かつ、地域の実情を勘案して必要と認めるときは、その事務の遂行に支障のない範囲内で、市に代わって、円滑かつ迅速な復興を図るために必要な都市計画の決定等を行う。

3　職員の派遣

(1)　市、県は災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対し、職員の派遣その他の協力を求める。特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度の活用も含めて検討する。

(2)　市は、必要な場合、「鯖江市受援計画」に基づき関係地方行政機関に対し、職員の派遣を要請する。

(3)　市は、派遣された職員と人的支援ニーズを共有し、必要な応援が迅速に行われるよう努める。